第一節　土地區劃整理事業

復興事業の中心を爲す土地區劃整理事業の施行に當つて、燒失區域約三百萬坪の中九十二萬坪及燒失區域外約八萬坪に付、東京市の例に倣ひて之を十三地區に分ち、其の中六地區(其の總面積五十萬坪)を復興局に於て、七地區(其の總面積約五十萬坪)を橫濱市役所に於て執行することとした。

土地區劃整理事業の進捗狀況は其の全地區に亘つて換地位置及換地面積の決定を見、移轉命令は全部完了し更に移轉工事の完了せる建物、工作物等の棟數は約一萬六千三百、全體の約八割五分に達し、昭和二年度中には土地區劃整理事業を略ゝ完了し得る見込である。

第二節　街路橋梁事業

橫濱市に於ける街路及橋梁に關する復興事業も、復興局及橫濱市役所に於て協力之が施行に當ることとなり、其の中復興局に於て執行するものは街路に於て十

三線延長約三十粁、橋梁に於ては復興局執行の街路に架設するもの二十四橋、運河改修に伴ひ改築するもの十一橋、合計三十五橋である。又横濱市役所の執行に係るものは街路に付ては路線數約十線延長約十三粁の改修の外、路面、側溝、土留、石垣等の復舊工事を爲し、又橋梁に於ては架設すべきもの六十三橋の豫定である。

横濱市に於て復興局の執行する街路工事は測量に付ては全線に亘つて之を完了し、設計は約九割を終へ、既に工事に着手せるものは第一號線外十線にして工事工程三割七分である。又横濱市役所に於て執行する街路工事は十線、其の設計は全部完了し、内既に竣工を告げたもの三線、其の他は工事中にして全工事に對する工事功程は約九割二分に達してゐる。又橋梁工事に付て見るに、復興局に於て實施するものは二十橋竣工し、工事中のもの九橋、起工準備中のもの五橋に及んでゐる。更に市役所に於て施行するものを見るに既に竣工したものは三十四橋に達し、工事中のもの二十四橋、其の他設計中に屬するもの五橋である。之を要するに横濱市に於ける街路橋梁の復興事業は他の諸土木工事と共に當初の豫定の通り昭和三年度中には全部の完了を告げ得る見込である。

第三節　河川運河事業

將來港灣設備の完成(附錄(三)參照)と相俟つて、本市は貿易港としての發展上、楫行の便を完全する目的の下に、大岡川及帷子川を改修することに決し、之が工事の施行を復興局に於て執行することとした。其の計畫は幅員二十七米以上六十九米以下總延長約五粁である。又市役所に於て執行する該事業は、大正十三年度より昭和三年度に至る五箇年の繼續事業として、千代崎川及瀧ノ川改修工事總延長約七粁九三二、竝其の他河川護岸の修築工事總延長約二十二粁二七である。

帷子川に付ては全部の設計を了へ、過半の工區に對し起工し、又大岡川も其の大半の工事に着手した。又千代崎川及瀧ノ川兩川改修工事に在りては全部設計完了し目下工事中に屬し、其の他護岸工事及工事中のもの延長二千六百二十九間、全工事の六割八分に當つてゐる。

上記二河川の改修工事の外、横濱市は工費六百萬圓を以て破損した河川護岸の

修築を爲すこととなつてゐる。

第四節　公園事業

震災前に於ける横濱市の公園施設としては、明治十七年本市居留の外人の要求により、政府は山下町に遊園地を設置し、其の後明治三十二年に至り横濱市に移管された面積約一萬九千坪の横濱公園、及戸部町地内伊勢山に連る丘陵にして眺望秀絶の場所に約四千坪を占むる掃部山公園の二に過ぎず、其の面積に於ても市の總面積に對し僅かに〇・二%にして本邦六大都市東京・大阪・京都・名古屋・神戸・横濱中の最底位に在り、多數外人の居留者を擁し樞要なる貿易港としての地位に於ても甚だ面目を失する感があつたが、大震火災後の復興を機として大公園設置の計畫を樹て、復興局の施行事業として左の三公園の造營を企圖したのである。

(イ)　野毛山公園(約二萬五千坪)

本公園の敷地は一帶の丘陵にして、地勢は高低迂曲脚下に市街地の大半を俯瞰し、灣外遠く烟波を隔てて房總の連山を望む絶勝の地である。

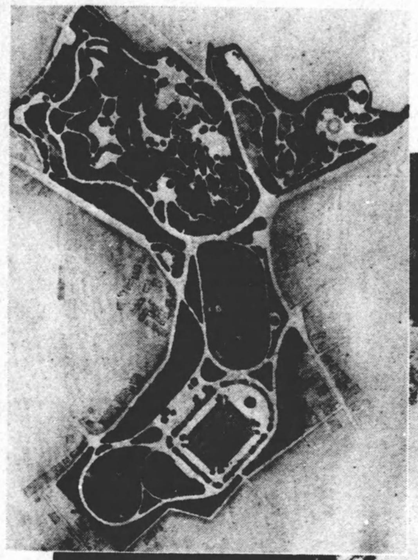

野毛山公園設計圖と
竣功せる其の一部

修築を爲すこととなつてゐる。

第四節　公園事業

震災前に於ける横濱市の公園施設としては、明治十七年本市居留の外人の要求により、政府は山下町に遊園地を設置し、其の後明治三十二年に至り横濱市に移管された面積約一萬九千坪の横濱公園、及戸部町地内伊勢山に連る丘陵にして眺望秀絶の場所に約四千坪を占むる掃部山公園の二に過ぎず、其の面積に於ても市の總面積に對し僅かに〇・二%にして本邦六大都市東京・大阪・京都・名古屋・神戸・横濱中の最底位に在り、多數外人の居留者を擁し樞要なる貿易港としての地位に於ても甚だ面目を失する感があつたが、大震火災後の復興を機として大公園設置の計畫を樹て、復興局の施行事業として左の三公園の造營を企圖したのである。

(イ)　野毛山公園（約二萬五千坪）

本公園の數地は一帶の丘陵にして、地勢は高低迂曲脚下に市街地の大半を俯瞰し、灣外遠く烟波を隔てて房總の連山を望む絶勝の地である。

野毛山公園設計圖と
竣功せる其の一部

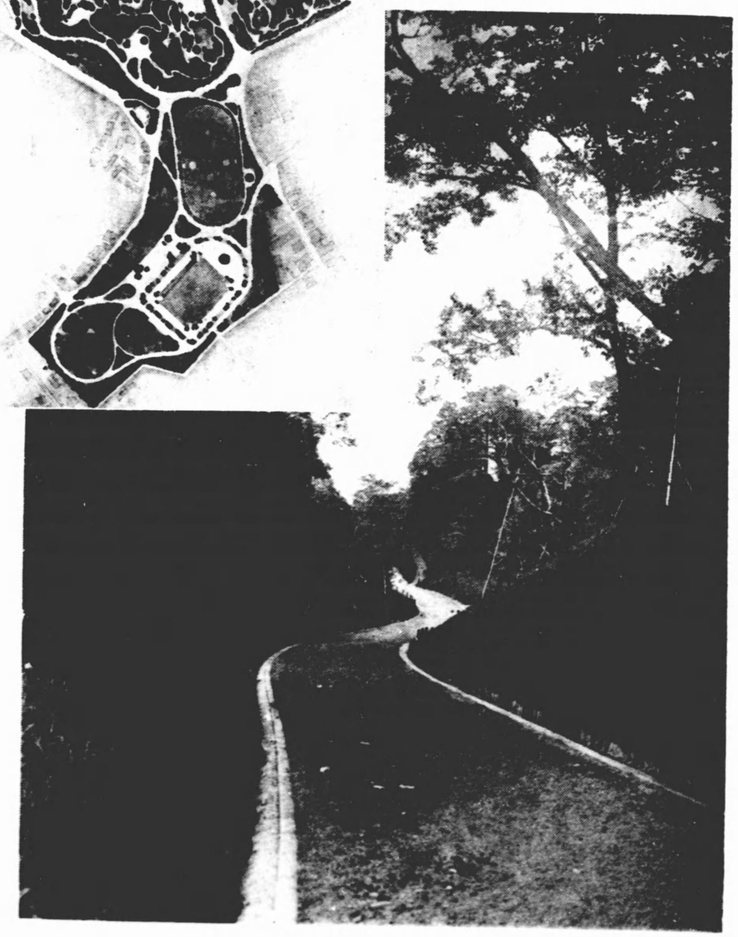

公園内の道路は、蜿々迂曲羊腸の徑路延長約二千九百米の間、或は林間となり、或は池水溪流に臨み、噴水あり、廣場あり、樹木は鬱蒼として、實に老幼諧和の樂園地たるであらう。

(ロ) 山下公園(約二萬五千坪)

横濱港内山下町前面は、水深淺く船舶の碇繋に不利にして利用全からず、僅に海岸通りのみが内外人の逍遙の爲に役立つて居るに過ぎなかつたが、此の海岸線延長約五百間幅員約五十間の海面を埋立てて公園とする計畫である。之は設備としては、前面岸壁の中央と兩端の三箇所には露臺が突出し、之に常時滿干潮の差別なくボートを直接横付にし、公園に昇降し得べく、又公園地全體は一帶に芝生が植ゑ付けられ、其の間に點々樹木を配して横濱市唯一の極めて明るい爽快な臨海公園たらしめ様とするのである。

(ハ) 神奈川公園(四千坪)

神奈川公園の敷地は約三千坪の區有水面埋立地に、約一千坪の民有地を加へた約四千坪の土地であつて、京濱國道に面する神奈川方面の商業の中心地に位し又

工業地域にも近く、此の方面は近來著しく發展の傾向を示して居る場所であるから、主として市民休養地として適當なる施設を爲すと同時に、附近兒童の遊園として十分の施設を爲し以て神奈川方面居住者の樂園たらしめんとするのである。

右三公園が完成する曉に於ては、横濱市の公園面積は從前のものと合して約八萬坪に達し、災前の三倍强に及ぶ譯である。

又横濱市役所に於ては既設の横濱公園(約二萬坪)及掃部山公園(四千二百七十八坪)に對し、約百十六萬六千圓を以て復舊工事を施すこととした。

野毛山公園の中第一工區は既に一般市民に開放せられ、市民唯一の散策地として一日の入園者五千人を下らず、日曜日に於ては數萬に達することも多いのである。其の他野毛山公園第二工區・神奈川・山下公園等何れも用地買收又は工事施行中にして、一方完成せる部分より順次植栽を進めつつある。横濱市役所の執行に係る分も亦夫々進捗中である。

第五節　學校建設事業

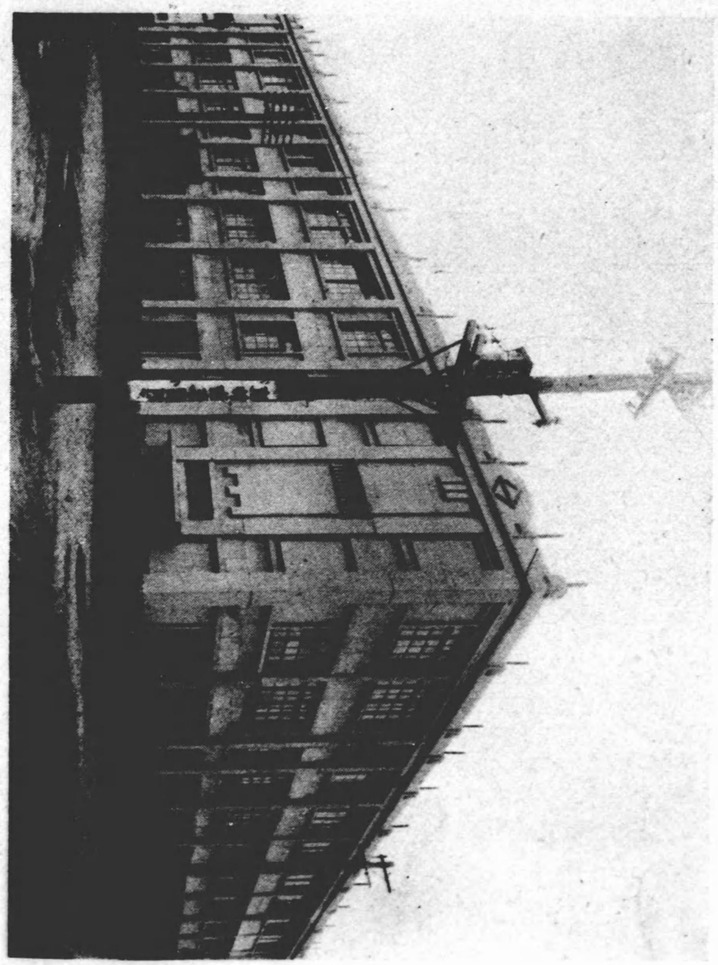

復興せる小壽學校

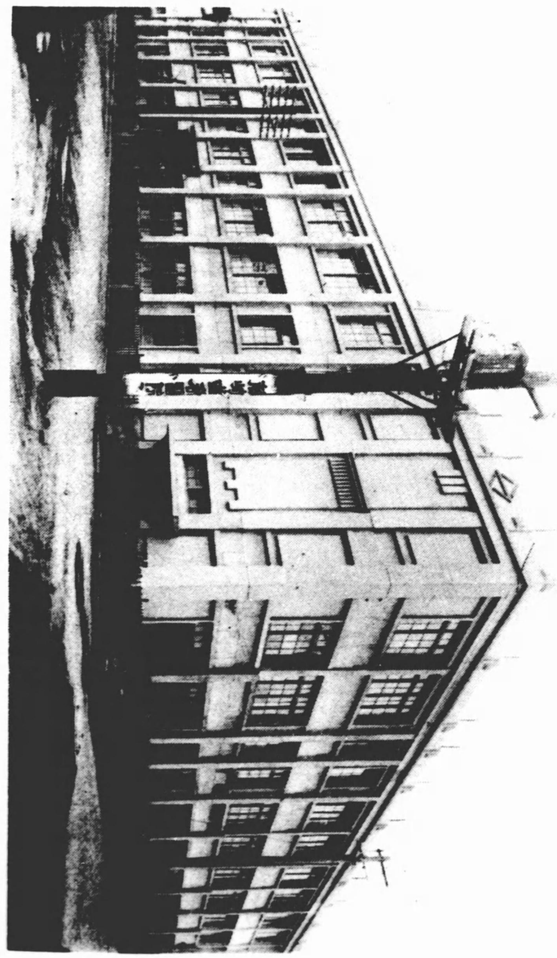

校學小壽ゐせ興復

工業地域にも近く、此の方面は近來著しく發展の傾向を示して居る場所であるから、主として市民休養地として適當なる施設を爲すと同時に、附近兒童の遊園として十分の施設を爲し以て神奈川方面居住者の樂園たらしめんとするのである。

右三公園が完成する曉に於ては、横濱市の公園面積は從前のものと合して約八萬坪に達し、災前の三倍强に及ぶ譯である。

又横濱市役所に於ては既設の横濱公園(約二萬坪)及掃部山公園(四千二百七十八坪)に對し、約百十六萬六千圓を以て復舊工事を施すこととした。

野毛山公園の中第一工區は既に一般市民に開放せられ、市民唯一の散策地として一日の入園者五千人を下らず、日曜日に於ては數萬に達することも多いのである。其の他野毛山公園第二工區・神奈川・山下公園等何れも用地買收又は工事施行中にして、一方完成せる部分より順次植栽を進めつつある。横濱市役所の執行に係る分も亦夫々進捗中である。

第五節　學校建設事業

本事業は大正十三年度より五箇年繼續事業として其の規模は二十四學級、延坪千二百二十二坪標準の小校學三十一校、他に商業學校一校を建設するものにして專ら市の施工に屬する。

小學校三十一校中、十一校は既に工事完成し、七校は目下工事中、五校は設計完了し、五校は目下設計中にして、其の他の三校は設計未着手である。商業學校にあては、昭和二年四月を以て工事を完了した。

第六節　上水道事業

横濱市に於ける上水道工事は震災に因る被害の復舊と更に都市將來の發展を想ふて新築擴張の工事をも起すこととした。而して本事業は大正十三年度より三箇年繼續事業として計畫し、更に昭和二年度迄繼續年度を延長することとした。其の計畫は導水管約九萬二千七百餘米及城山隧道の修繕、川井淨水場の濾過池二面、貯水池一面の修繕、野毛山淨水場圓形配水池二面の新設、西谷淨水場藥品混和裝置、藥水混和池、沈澱池及急速濾過池一面、配水池一面の新設、配水管三千間の伏替、管

橋架換若くは修繕、量水器の補給及高島町工場の新築を爲すものにして全部市の施工に屬する。

濾過池二面、貯水池一面、隧道及導水管等の修繕は既に工事を竣功し、又藥品混和池、沈澱池竝貯水池も工事を完了した。更に量水器は補給を了へ野毛山淨水場四形配水池及工場も亦既に其の工事を完了した。

第七節　下水道事業

震災前に於ける下水道は、陶管、コンクリート管及石造暗渠等を以て市内の公道全部に亘りて敷設し、雨汚水排除の用に供し、就中山下町居留地内の下水道は英人技師の設計により四十餘年前に築造し、幹線はコンクリート卷煉瓦積、枝線は陶管を以てし、人孔には防臭裝置及洗滌扉を具へ吐口には防潮扉を備へ、且つ所々に貯水槽を設置して防火の用を兼ねたる等其の設備は極めて完全にして、本邦に於て所謂改良下水道の嚆矢とも言ふべきものである。加之、元來市内は地勢上河川、運河及海面等により小區劃に分たれ、雨汚水の一時に氾濫する樣のことなく、又河海に放流せられたる汚水は、其自淨作用に委するも敢て非衞生の狀態に陷ることもなく、些して不都合も感じ來らざりしも、下水道の改良は都市計畫上忽にすべからざるものであるから、大正十二年度中横濱市都市計畫局の事業として下水道を改良し、汚水の處分上充分の效果あらしむべく調査に着手した處、震災により頓挫すると同時に、構造堅牢なりし居留地の下水道を始め既設下水道の殆んど全部が潰滅の厄に遭ひ、復興計畫に於ては先づ面積五十六萬四千餘坪の汚水、雨水を排除する目的で管渠、人孔、桝、取付管等を建設することとなつた。

既に工事を完了したる排水面積は約三十萬坪に及び、工事中のものは約十三萬坪に達してゐる。之が工事の進捗は區劃整理の關係で工事を進め難い狀況にあつて比較的遲延し勝ちであつたが、尤も最近區劃整理事業の促進著しきに依り此の方面も大に進展することと思ふ。

第八節　衞生施設

震災前の衞生施設としては、傳染病院、消毒所、隔離所及結核療養所等によりて防疫竝傳染病療養の事に當つて居たが、震災により尠からず損害を蒙りたるに依り市は大要左に說明するが如き復興事業を施行することとなつた。

(一)　傳染病院

明治十二年神奈川縣廳は政府より下渡のコレラ病豫防費の一部を以て、市内南吉田町現在十全醫院所在地に横濱避病院を設立したるに端を發し、同十四年に至り一時區民共有に移管し、十六年地方費を以て維持するを至當とし再び縣の管理となり、同十九年隣地を買收して擴張增築し萬治病院と改稱した。更に二十二年土地建物一切を縣より無科引渡を受け爾來横濱市の管理する處となり、後屢改造修築し、大正九年に至り市内瀧頭町に新築に着手し、同十一年本館及五病棟竝附屬家屋四棟、鐵筋コンクリート二階建倉庫等を落成し、收容患者も有料無料を合して年約六百人に達し逐年增加の趨勢に在りしも、震災の爲大破したるを以て應急修

理により當面を糊塗した。而して復興計畫に於ては建物を耐震耐火構造に改め收容人員を增加し、一層有效ならしむることとした。

(二)　消毒所、隔離所

消毒所は貿易港としての地位に於て必要を生じ、明治二十年市内翁町に之を設置し、隔離所は明治三十一年傳染病豫防法の公布に依り設立の必要を生じ消毒所と合して新築し、横濱市消毒所隔離所を開設したのである。然るに、三十五年に至り、ペスト病猖獗を極めたる際、多數の隔離患者を收容すること能はざるに至り、取り敢へず假隔離所を附設した。其の後大正八年消毒所類燒の厄に遭ひたるを以て傳染病院に隣接して瀧頭町に之を新築し(大正十一年落成、建物及船舶其の他物品消毒等に對し實費を以て防疫に從事し、相當の成績を擧げつつありしところ、震災により破損し假隔離所は燒失したるを以て、復興計畫に於ては、破損せる消毒所を修理し、隔離所は消毒所に接して市内瀧頭町に約二千坪の土地を買收し、建築費約九萬圓を以て病室二十七箇を有し人員百二十四名を常時收容し得る病舍を新築し、消毒所と共に既に一般に公開して居る。

(三)　結核療養所

大正六年四月内務省令を以て、大正七年度末迄に結核療養所を設置すべき旨の布告ありたるも敷地の選定難と財源關係により同年度内に開設の運に至らず、大正七年度より三箇年繼續事業にて着手し、大正九年十月、經費二十一萬餘圓敷地五千百餘坪を以て常時定員百名を收容し得る三病棟及附屬二棟を落成し、爾後毎度年平均二百名を收容施療しつつありしも、是又震災により全潰したるを以て應急施設を以て現在に及んでゐる。復興計畫に於ては、常時收容定員を百五十名に增加し得る樣凡ての施設を擴張すべく目下設計中である。

此の外、復興計畫として新に十全病院の新設を企圖し、本館・病室・隔離室等延坪數二千六十四坪の新築を爲し、病床二百二十床を設備し、傳染病院にあつては病室・隔離所・消毒所等延一千五百餘坪を建築し、結核療養所にあつては木館・病舍・看護婦舍等延九百餘坪を建築することとなつた。十全病院に在りては本館は附屬設備共完成し病棟は目下工事中である。又傳染病院にありては隔離所病棟は既に工事完了し、附屬設備等目下工事着手準備中である。結核療養所にありては事務室・看護婦寄宿舍及倉庫建築の工事に付夫々進捗中である。

第九節　社會事業施設

復興計畫に於ては職業紹介所三箇所、公設市場四箇所、簡易食堂二箇所、托兒所二箇所、公設浴場三箇所、授產場三箇所を建設することとした。

右計畫の中、職業紹介所は全部工事完了し、授產場に在りては一箇所は工事を了し、二箇所は工事着手準備中、公設市場は上臺及神奈川の二箇所は工事竣功し、他は工事中にして、尙簡易食堂及托兒所は各々一箇所の工事を完了し他の一箇所は夫々工事準備中である。其の他公設浴場に在りては全部目下工事中にして其の工程七割に達して居る。

第十節　中央卸賣市場建設事業

本事業は大正十三年度より事業費四百萬圓を以て五箇年繼續事業として、本場を山内町三丁目四丁目に亘る地區に一萬五千餘坪を選定し、分場を壽町地内に一

千四百餘坪を選定設置せんとするのである。

全部の敷地を買取し、本場は目下工事中である。

第十一節　電氣事業及瓦斯事業施設

横濱市役所に於て經營する電氣事業は、電氣軌道事業と電氣供給事業とであつて、其の復興計畫は前者に於ては、軌道の改良復舊工事を施すべきもの六十六箇所、電線路の改良復舊工事を施すべきもの六十二箇所、變壓所の復舊二箇所、車輛の新造改良復舊一千六十二臺にして、後者に於ては建物の新設復舊二箇所、變電所四箇所の復舊、電燈の取付、電力の取付等である。

電氣軌道事業中軌道の新設復舊改良の工事は大部分完了し、電線路の新設改良等の工事は一部工事中を除き他は全部の完了を見、又變電所、車輛、建物等の工事は夫々殆んど完了の域に達した。又電氣供給事業にあつては建物の新設復舊二箇所、電線路二萬八千餘米、電燈の取付三萬一千四百餘戸二十二萬五千百餘燈、電力の取付二千七百餘戸一萬五千四百餘馬力の工事完了し、他は夫々工事施工中に屬す

神奈川縣廳も亦東京府廳と同樣の立場に於て、横濱市の郊外に於ける道路、橋梁及縣營中等學校に關し、以下略說するが如き復興事業を執行する。

第一節　道路橋梁事業

神奈川縣の復興事業として執行すべき本計畫は、京濱國道第一號國道に於ける東京府界より横濱市界に至る三千九百八十餘間の改修工事中、路面鋪裝工事の一部、六郷橋擔付工事、街路樹工事、鐵道川崎支線改築工事、鶴見橋體工事及六郷橋架設工事の一部を大正十二年及十三年度に執行するものである。而して事業費は百三十一萬八千餘圓にして、其の中國庫補助額七十四萬二千餘圓、國庫貸付額五十七萬五千餘圓である。

各工事部分は何れも工事を完了した。

第二節　中等學校建設竝修繕事業

本事業は中等學校たる商工實習學校・高等女學校・女子師範學校及附屬小學校・横濱第一中學校及工業學校の新營竝修繕を大正十三年度より四箇年繼續事業として執行するものである。其の事業費約二百萬圓にして金額が神奈川縣の負擔に屬し國庫より貸付を爲すものである。

右の中女子師範學校・工業學校及商工實習學校にあつては工事完了、尚横濱第一中學校は一部分の工事を完了したるも殘餘の部分は目下工事中、高等女學校は工事中である。

第六章　地域制及防火地區

第一節　地域制

第一項　概說

人口稠密家屋連檐の市街地に於ては、同一の地域に多様多種の生產過程竝生活樣式が混雜して所在するときは、衞生・保安・交通・經濟上の不安・不便・不利が多く、都市の體裁も亦甚だ宜しからざるを以て、土地の狀況に應じ、なるべく同一地域内に目的を同じうする建築物を集團せしめ、各地域特有の目的を達成せしむべきである。是れ、蓋し地域制の必要なる所以である。

我法制に依れば、東京横濱等の都市計畫區域内に於て地域制を指定するには、市街地建築物法の規定に依るべきである。故に現在東京に於けるが如く、此の市街地建築物法の適用區域が都市計畫區域(東京市及其の郊外八十四箇町村)の一部東京市及其の郊外三十六箇町村に限られて居る場合には、地域制指定の範圍も亦自ら此の範圍に限らるるのである。今市街地建築物法の規定に依り、各地域の特質の要旨を說明すれば下の通である。

(一)　住居地域

住居地域は、住宅を一區域内に集團せしめ專ら安寧保安を全うすることに重きを置き住宅地本來の趣意を滿足せしむる爲に特に設けらるる地域であるから、勢ひ其の區劃内に於ては住宅以外の建造物に對し、殊に安寧上妨げを爲すもの、若くは保安上如何はしきものに付ては之が築造に制限を加へる。例へば常時十五人以上の職工を使用する工場、汽鑵若は二馬力以上の原動力を使用する工場、大規模の自動車庫、劇場其の他一般娯樂觀物場、倉庫業を營む倉庫、其の他火葬場、屠場、塵埃燒却場等の如きものの築造は之を禁止する。而して本地域内に於ては建物の高さは之を六十五尺以下に制限し且建築面積は其の敷地面積の六割を超過することを禁じ、又道路に接する建築物の高さは、其の前面道路の幅員の一倍四分の一を超過するを得ない。此の制限に觸る高層の建築物を建設せんとするときは前面道路より相當後退せしむることを要する。

(二)　商業地域

商業地域は專ら商業街として存在せしむべきものであるから、此の區劃内に於ては諸施設に關し、商業上の利便を考慮するは勿論、此の目的に對して甚しき阻害を爲す建築物に制限を加へた。例へば、常時五十人以上の職工を使用する工場、常時十馬力以上の原動機を使用する工場又は火葬場、塵埃燒却場等の築造は之を禁止する。尙此の地域内の建物の高さは百尺以下に制限し、且建築面積は八割を超ゆることを許さない。又道路に接する建築物の高さは其の前面道路の幅員の一倍二分の一を超過するを得ない。此の地域に於ては住居地域に比較して建物の高さ及空地の制限が緩であるのは、商業地域の地價が住居地域の夫れに比して一般に高く、所謂「土一升金一升」の場所柄丈けに成る可く土地を有效に使はしめむとする趣旨に依るのである。

(三)　工業地域

工業、倉庫其の他之に準ずべき建築物にして、規模の大なるもの、又は衞生上有害若くは保安上危險の虞あるもの等は本地域にあらざれば之が建造を爲すことを得ない。更に衞生上著しく有害であるとか、保安上殊更に危險を生ずるものとかは、假令工業地域内と雖も特別に指定せられたる地區にあらざれ

ば之を設置することが出來ぬ。此の特別地區は甲・乙二種に分ち、甲種特別地區內には衞生上著しく有害なるもの、乙種特別地區には保安上殊更危險なるものを別々に集團せしむる。工業地區の建物の高さは百尺以下に制限すると共に建築面積は其の敷地の七割を超過することを得ない。又道路に接する建築物の高さは其の前面道路の幅員の一倍二分の一を超過するを得ないことは商業地域の場合と同樣である。

以上の三地域を通じ、建築物の周圍に廣濶な公園・廣場・道路其の他空地ある場合にして交通上・衞生上・保安上支障なきときは、其の高さの制限を撤廢することが出來る。

(四)　未指定地域

住居地域に於ては住居の安寧快適を、商業地域に於ては商業の繁榮利便を、工業地域に在りては工業能率の增進を期する等各地域夫々特有の目的を達せしむる爲に、土地發達の沿革・現狀・地勢及水陸交通運輸の情勢其の他各般の天然竝人爲的條件によつて、其の位置を選定するのであるが、在來市街地に於て

横濱防火地區圖

横濱防火地區圖

橫濱防火地區圖

橫濱防火地區圖

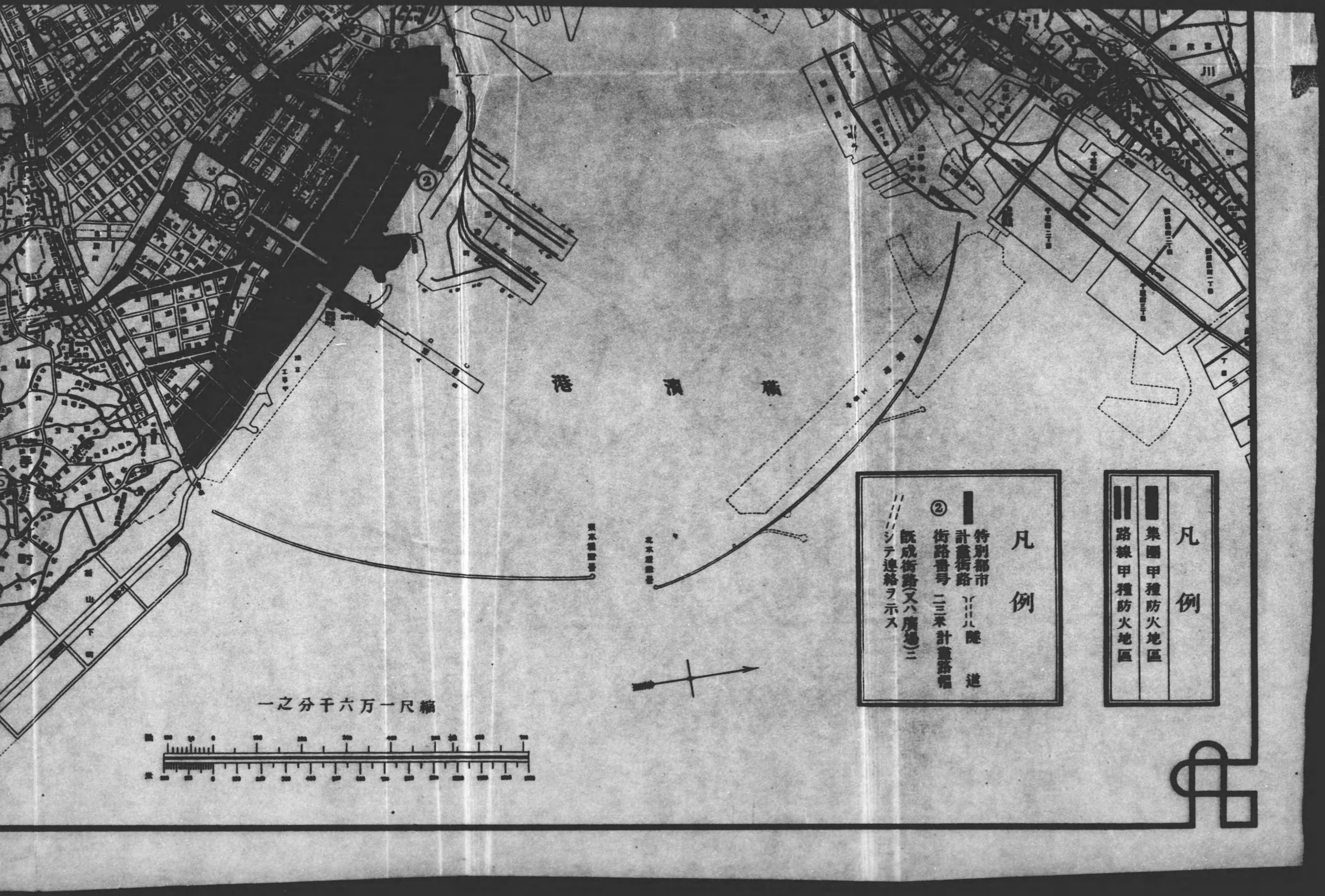

凡例
集團甲種防火地區
路線甲種防火地區
凡例
特別都市計畫街路
隧道
街路番号
二三米計畫路幅
既成街路(又ハ廣場)ニシテ連絡ヲ示ス
横濱港
縮尺一万六千分之一

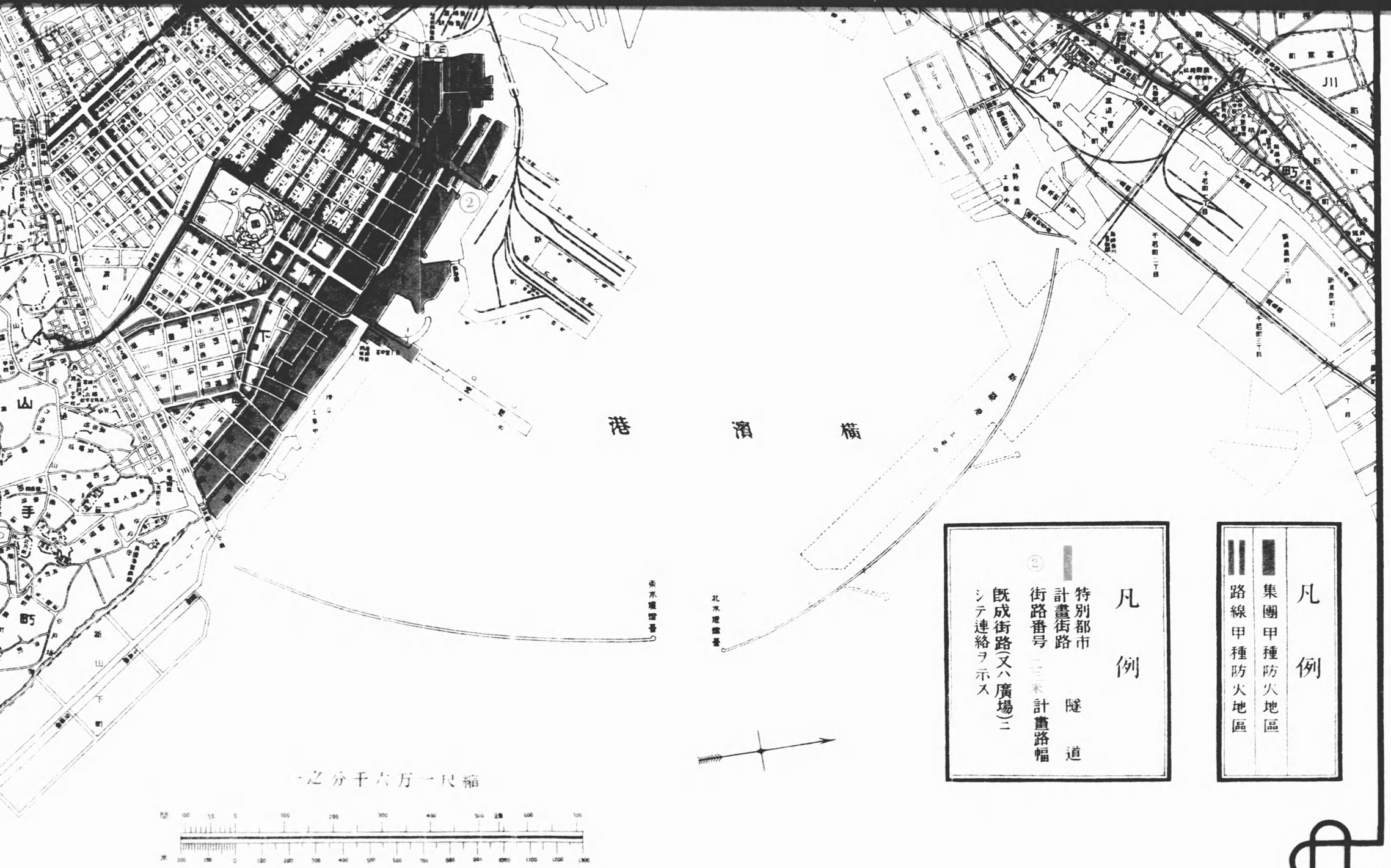

横濱港
東水堤燈臺
北水堤燈臺
凡例
集團甲種防火地區
路線甲種防火地區
凡例
特別都市計畫街路
隧道
街路番号
二三米計畫路幅
既成街路(又ハ廣場)ニシテ連絡ヲ示ス
縮尺一万六千分之一

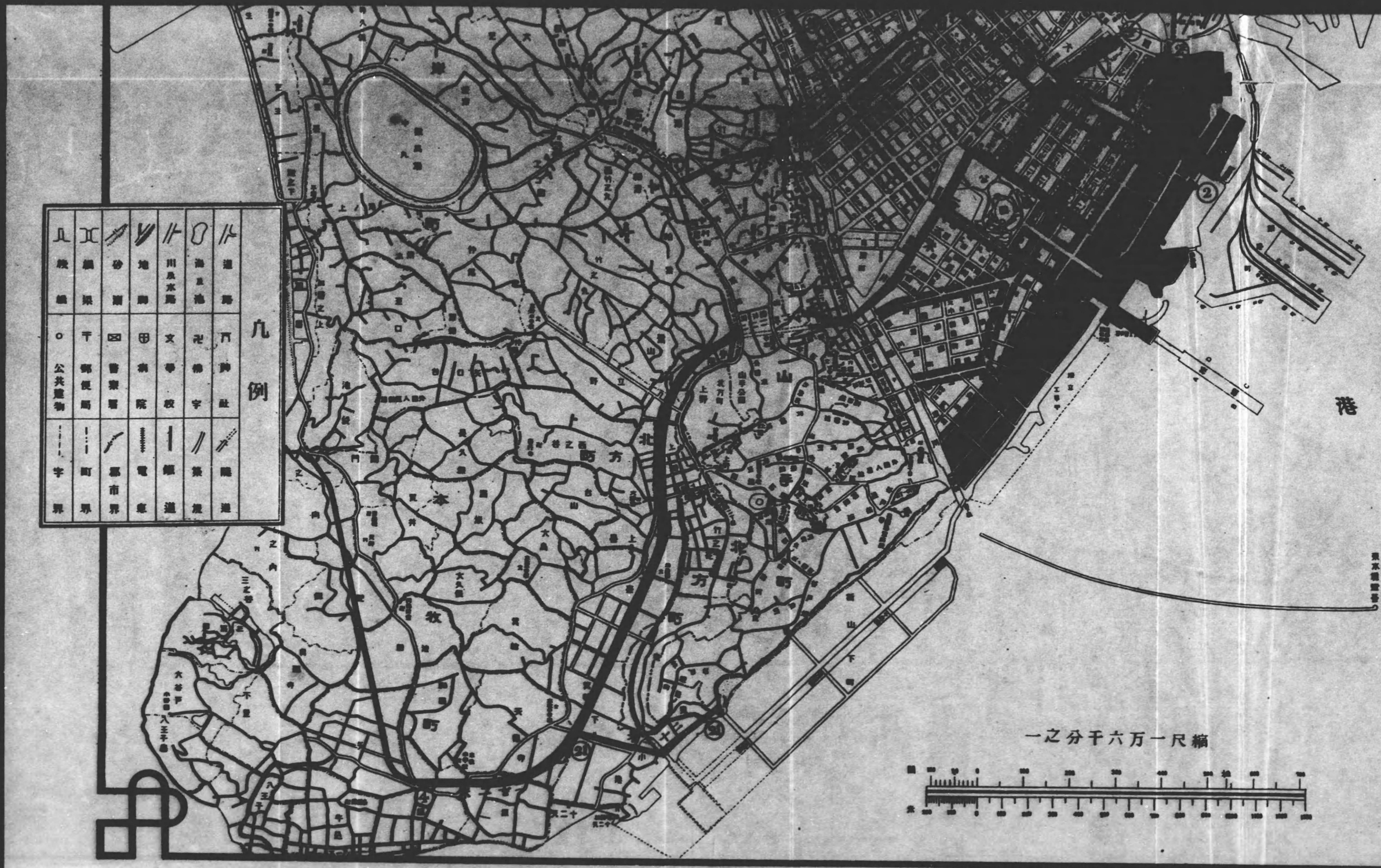

凡例
道路
海及池
川及水路
地脚
砂嶺
橋梁
校舍
神社
佛宇
文學校
病院
警察署
郵便局
公共建物
隧道
築堤
鐵道
電車
郡市界
町界
字界
港
縮尺一万六千分之一

凡例

道路	神社	海及池	卍佛宇	川及水路	文學校	地脚	田病院
隧道	築堤	鐵道	電車	砂濱	警察署	郡市界	
橋梁	干郵便局	町界					
棧橋	○公共建物	字界					

一之分千六万一尺縮

間 100 50 0 100 200 300 400 500 600 700

米 200 100 0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300

は、市街地建築物法の施行地域全部に亘り、直に劃一的に三種の地域の中の何れかを指定することは事實上困難であるから、地域を指定せざる部分即ち未指定地域を殘存することは已むを得ない。即ち既成市街地に於て、現に住宅、商店、工場等の混合狀態に在る地域にして、三種の地域の中何れを指定すべきか遽かに斷じ難きものに付ては、之を未指定地域として存置する。而して此の未指定地域は住居地域、商業地域及工業地域を相接觸する部分に介在する場合が多い。未指定地域は上述せる三種の地域の何れの制限も適用せられざるを以て、住居地域に於けるが如き工場建設の制限なきと共に、工業地域に於けるが如き特殊工場の建設は許されない。

右に述べた地域制に基く各種の制限を速かに實現し、各地域の機能を發揮せしむることは甚だ必要のことに屬するも、今直に既存の建物を地域制の制限に適合する如く處置せしむることは、個人經濟に重大なる負擔を課することとなり到底實行不可能なるに依り、將來建築物の新築、改築、大修繕に際し、嚴重に其の制限を勵行し多年の間に地域制の目的を達成するのである。

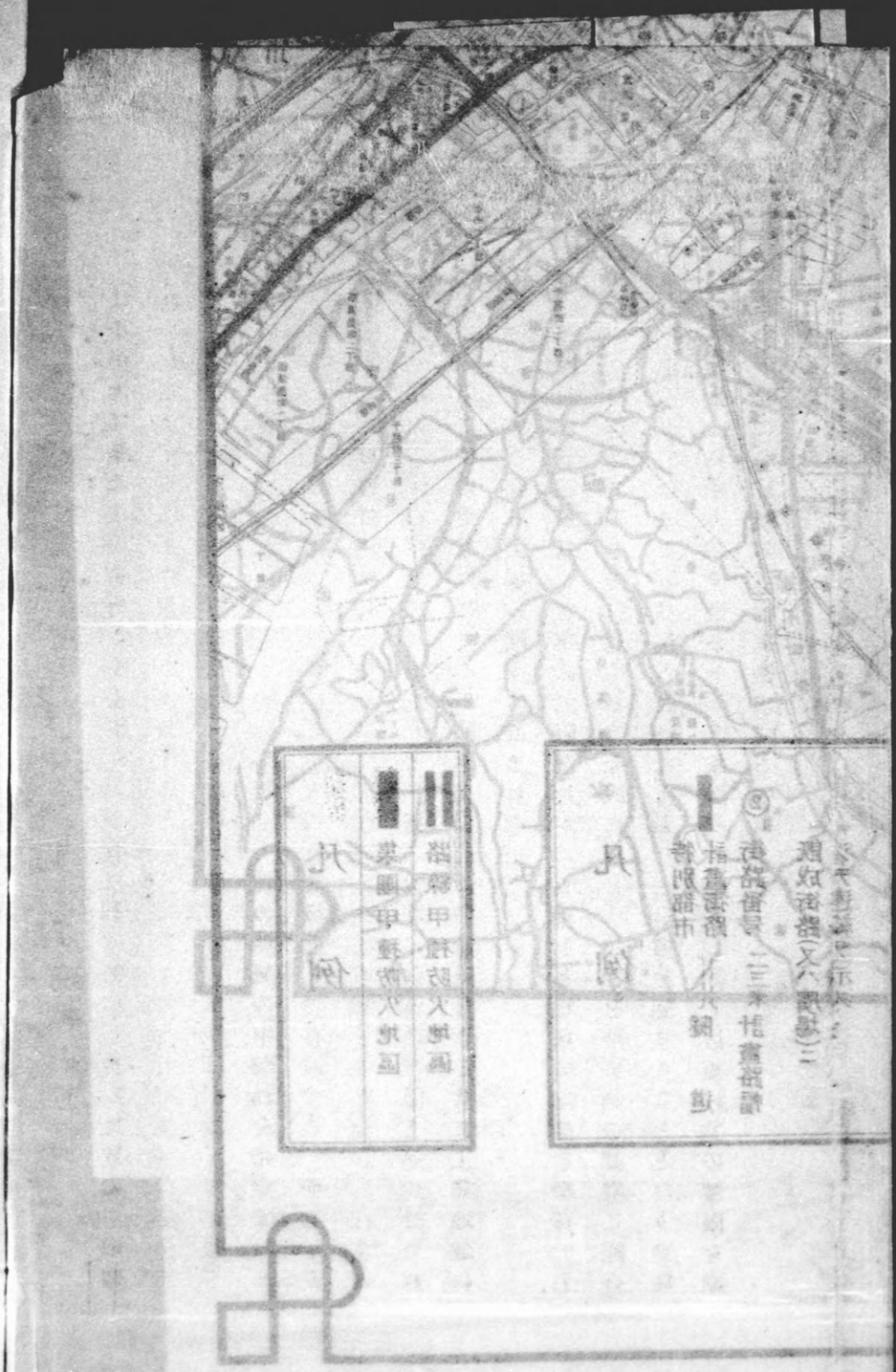

尙市街地建築物法は美觀地區を指定し、其の地區內の建築物の構造設備又は敷地に關し、美觀上必要なる制限を設け得ることとし、又都市計畫法は、市街地建築物法に依る地域及地區の外、土地の狀況に依り必要と認めたるとき、風致又は風紀の維持の爲めに特に地區を指定し得ることとした。

以上は地域制の要領を說明したのであるが、此の制が東京及橫濱に對し、如何に實施せられつつあるか下に之を略說する。

第二項　實施狀況

東京に於ける地域制に付ては、大正十二年八月都市計畫東京地方委員會、橫濱に於ては同年七月橫濱地方委員會の議決を了し、將に之を指定せんとするに際して彼の大震火災に遭遇したるを以て一時之を中止し、復興計畫樹立に當り、更に調査研究を加へ、曩に決議された地域に多少の變更を加へ更めて東京に於ては大正十四年一月、橫濱に於ては大正十四年八月、各、其の指定を爲したのである。然るに震災後郊外の發展著しきものあり、東京市に隣接する十箇町村に於ては住居地域を

商業地域に變更する必要を生じ大正十五年九月之を變更するに至つた。

今東京に於ける地域指定の概況を述べんに(東京地域圖參照)、(一)其の市街地建築物法適用區域の西半は北方上野より飛鳥山に連る高地より市內西部の各區及其の郊外の區域を經て、南方目黑高輪に及ぶ所謂山の手の高臺にして、丘陵起伏し土地高燥、風物快適、其の現狀亦主として住居の用に供せられつつあるを以て、之を住居地域と定め、(二)隅田川に至る迄の市の東半は所謂下町にして、北は淺草、下谷より神田、日本橋、京橋及麹町の一部(丸の內)を經て、南は芝の東半を含み土地平坦、街路稍井然として水陸交通の便整ひ、土地發達の現狀亦商業地なるを以て之を商業地域と定め、(三)隅田川以東卽ち本所深川兩區竝其の郊外荒川放水路附近に至る所謂江東の地及更に北部に連續する舊荒川流域一帶の地は、地勢一般に低平にして河川縱橫に貫流し、水陸通運の便に富み、現に工場の用地として開發せられたる處多く、加ふるに其の位置の方向は前記の住居地域及商業地域に對し煤煙、惡氣の散布を免れしむるを得べきを以て之を工業地域と定め、又南方大崎、品川に於ける目黑川下流の流域竝大井、大森方面に於ける一帶の海岸も亦地勢低平にして水陸交通の

便多く、現に工業地として開發せられつつあるを以て之を南部に於ける工業地域と定め、常風の關係上特に防煙裝置を爲さしむることとした。而して工業地域内の特別地區に付ては其の北端志村に甲種特別地區を、其の東端に二圍の甲種竝乙種特別地區を指定した。是其の位置は共に市の中樞部に對して最も遠隔し、諸河川運河の利を占め、就中志村の如きは、其の地勢丘陵の起伏するもの多く、甲種地區に存在すべき諸工業施設の配置に適するからである。次に(四)小石川目白臺高地の南方なる江戸川流域は現在既に中小工業の集圍地にして而かも土地低濕なるを以て住宅地と爲すに適せずと雖も、さりとて此處に大工場を設け煤煙臭氣を發散するが如きは附近住居地域の忍ぶ能はざる所なるに依り、之を未指定地域として其の地勢及現狀に適應せしめ、又本所、深川兩區内隅田川東岸一帶の部分及日暮里町方面の一圍地は、工業地域と住居又は商業地域との接觸する部分にして現在商店、工場混合の狀態を呈するを以て、之を未指定地域とし、以て工業地域の及ぼす影響を緩和し、土地の現狀に適從する處あらしめ、又月島及芝區海岸一帶の埋立地は土地の現狀既に大小工場の存在するを見るも、常風の方向は背後の住居及商業

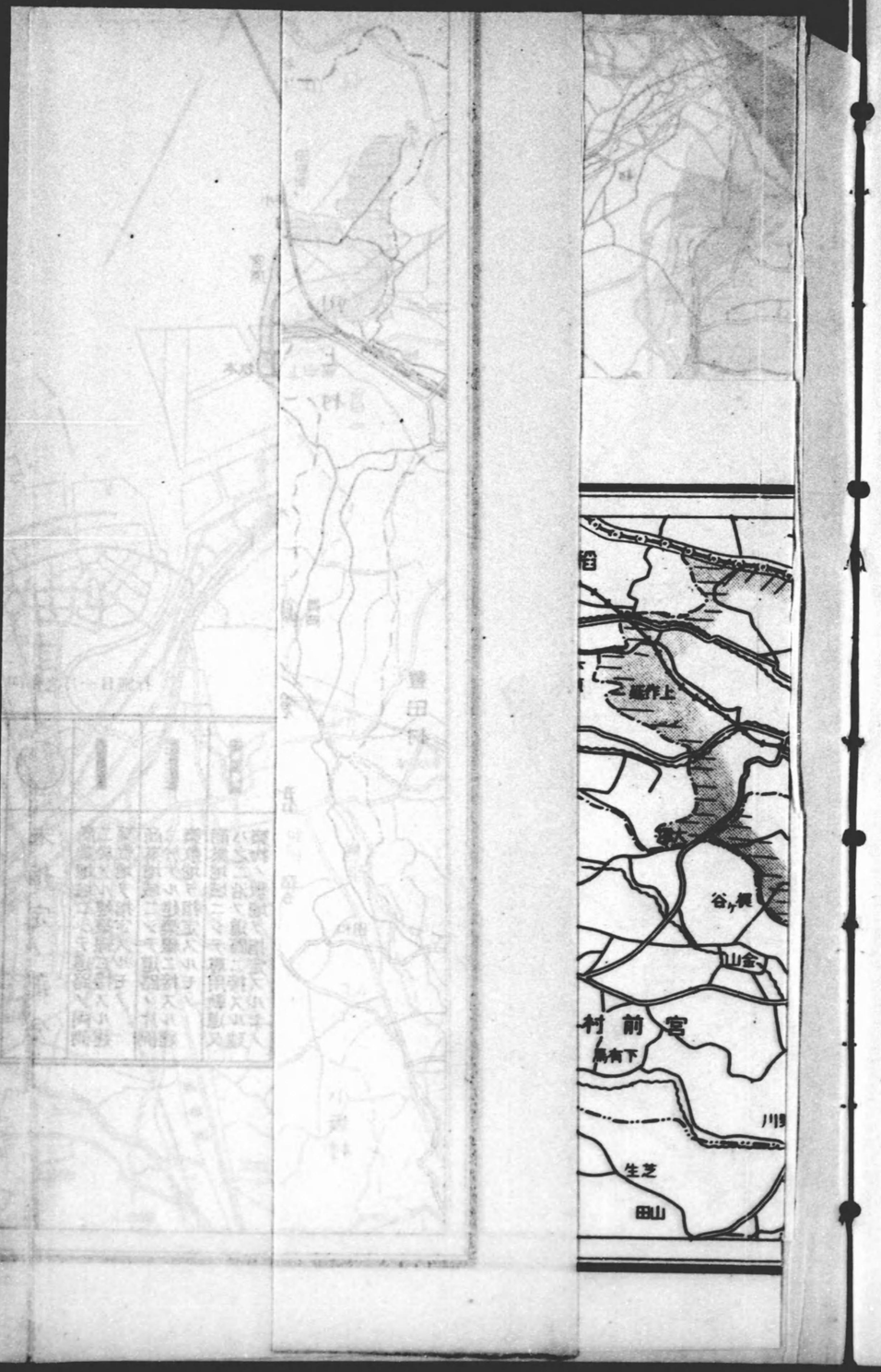

稲田村
生田村
砧村
向丘村
高津村
玉川村
碑衾村
荏原町
品川町
大井町
馬込町
荏原郡
池上町
調布村
中原村
橘樹郡
橘村
宮前村
中川村
山内村
都筑郡
新田村
日吉村
矢口村
蒲田町
羽田町
六郷村
大森町
川崎市
多摩川
鶴見川
都田村
下作延
上作延
長尾

大横
宮前村
中川村
都筑郡
都田村
新田村
鶴見川
鶴見區
神奈川區
保土ヶ谷區
二俣川村
新治村
山内村
日吉村
矢口村
六郷村
川崎市
大森町
蒲田町
羽田町
横濱港

大横
宮前村
橘村
中川村
山内村
都筑郡
新田村
都田村
新治村
鶴見川
鶴見區
神奈川區
保土ヶ谷區
二俣川村
川崎市
大森町
蒲田町
六郷村
羽田町
矢口村
日吉村
横濱港

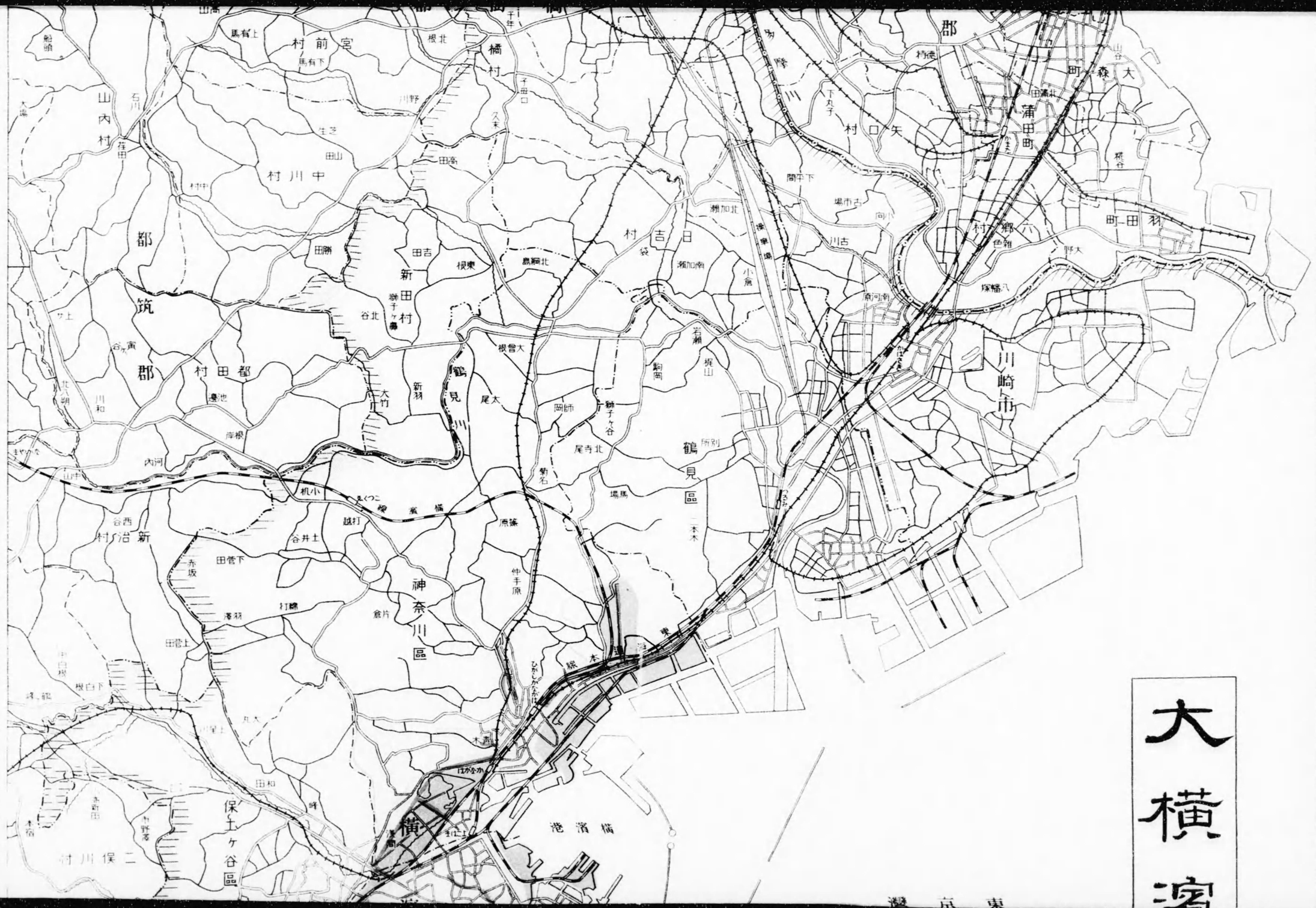
大横濱
都筑郡
中川村
新田村
鶴見川
鶴見區
神奈川區
保土ヶ谷區
二俣川村
川崎市
大森町
蒲田町
六郷村
羽田町
矢口村
日吉村
橘村
宮前村
山内村
都田村
新治村
横濱港
東京灣

横濱地域圖

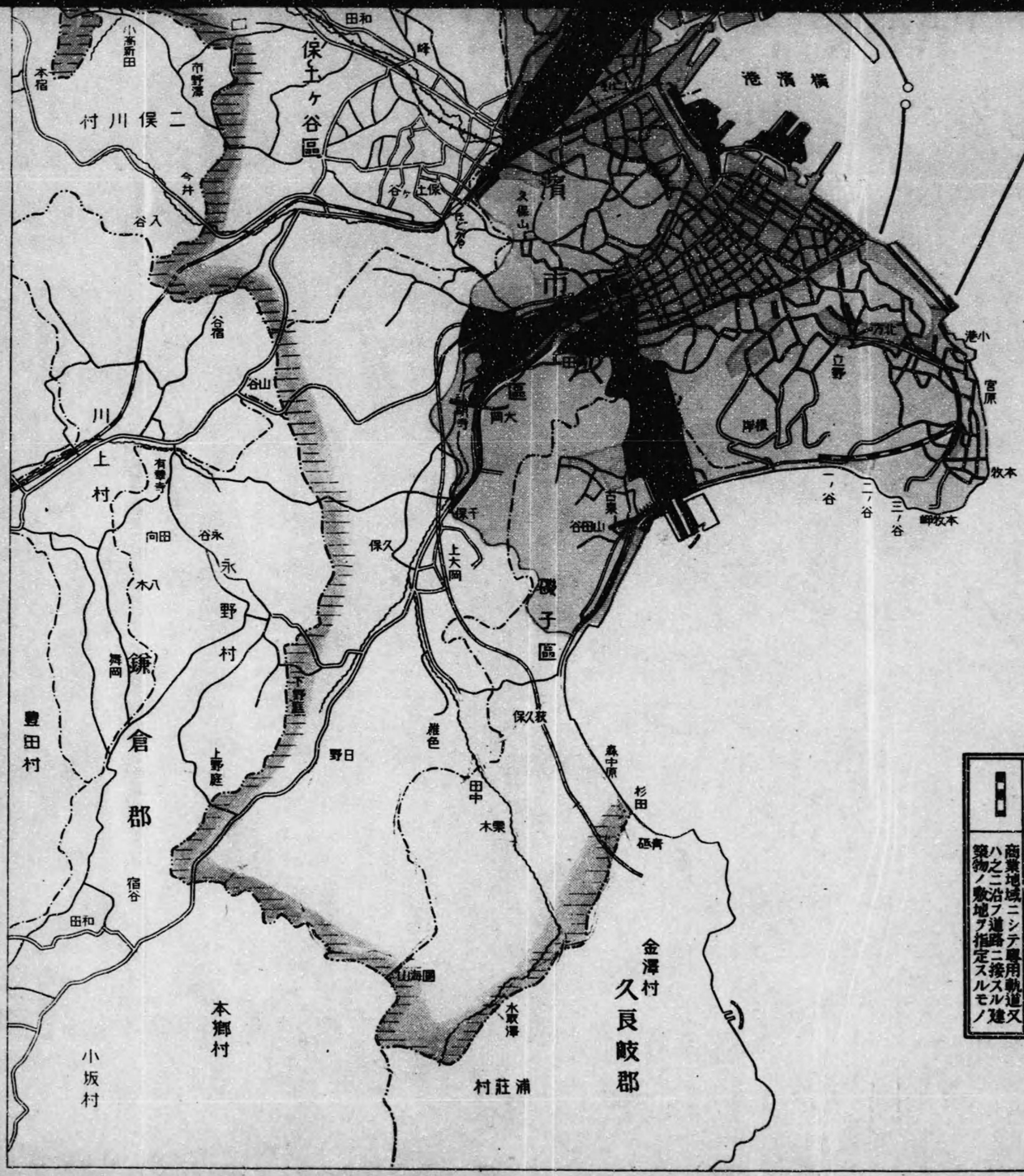

大正十四年八月十一日内務省告示第百三十七號大正十四年九月一日施行

凡例

市郡界	
區町村界	
橫濱都市計畫區域界	
新橫濱市區域	
舊橫濱市區域	
居住地域	
商業地域	
工業地域	
未指定ノ部分	
商業地域ニシテ道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ヲ指定スルモノ	
商業地域ニシテ道路ノ片側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ヲ指定スルモノ	
商業地域ニシテ鐵用軌道又ハ之ニ沿フ道路ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ	

橫濱地域圖

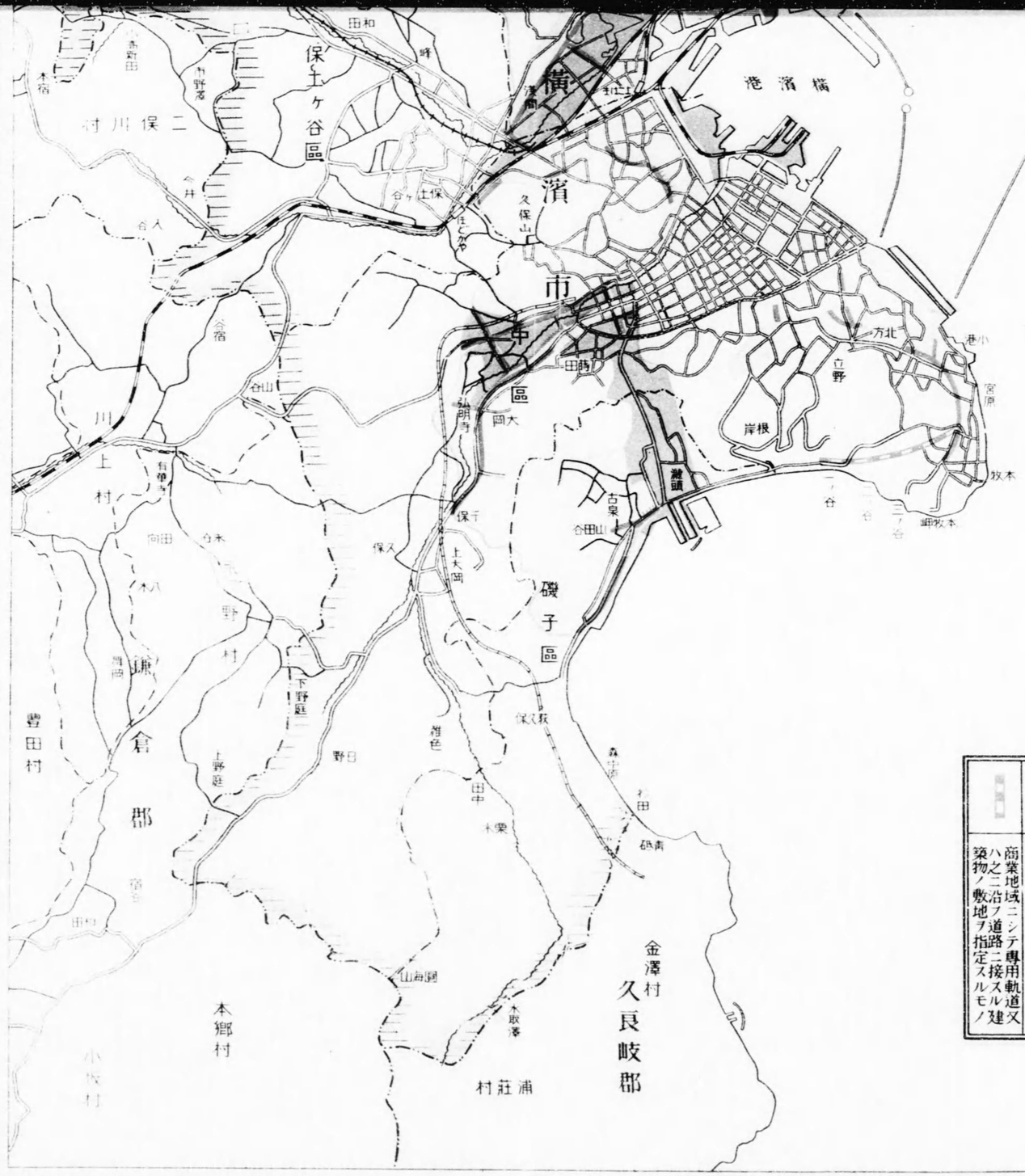

凡例

市郡界	
區町村界	
橫濱都市計畫區域界	
新橫濱市區域	
舊橫濱市區域	
居住地域	○
商業地域	○
工業地域	●
未指定ノ部分	○
商業地域ニシテ道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ヲ指定スルモノ	
商業地域ニシテ道路ノ片側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地ヲ指定スルモノ	
商業地域ニシテ專用軌道又ハ之ニ沿フ道路ニ接スル建築物ノ敷地ヲ指定スルモノ	

大正十四年八月十一日内務省告示第百三十七號大正十四年九月一日施行

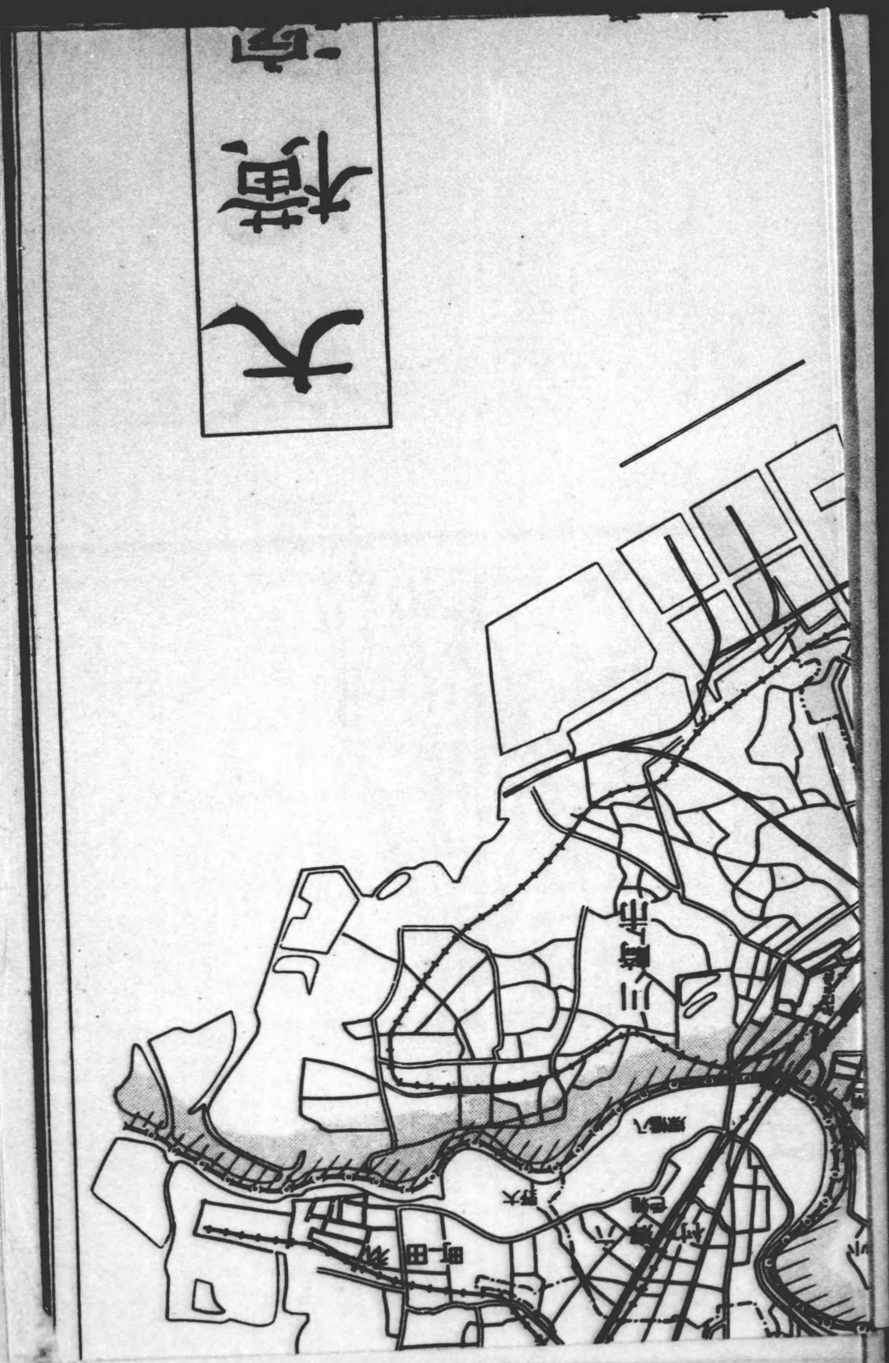

地域に對する不斷の脅威なるのみならず、築港計畫未定の今日未だ將來の利用の豫測困難なるものあるを以て之を未指定地域とし、又前に述べたる南方工業地域の西北部に連續する目黒川の流域は其の地勢竝現狀に徴し、小工業の發展を豫測し得べきを以て之を未指定地域とした。

以上は地域指定の達觀的概況を說明したのであるが、之を細部に付て見るに、前記の商業地域中に介在する區域にして土地開發の現狀又は其の將來の推定が之を住居地域と爲すを適當と思惟せらるるものは之を住居地域とし、又一帶の住居地域內に存在する主要街路の兩側に副ふ建築敷地竝現に局地的商業の中心を爲す集團地は之を商業地域として指定し、以て住居日常の利便享樂に備へ、且つ土地利用上實用に適せしむることとした。更に一帶の工業又は未指定地域內に在りても特に重要なる商業街路に付ては前述の一帶の住居地域內に於ける場合と同じく所謂路線式商業地域を指定し、以て沿線商業の繁榮を保護することとした。

横濱の地域制に付ても、東京に於ける場合と同樣の方針に依り之を指定したのであるが、其の概況は煩を避けて玆に之を省略する。而して地域指定の要件は各

種地域の位置をして其の現狀竝將來發展の趨勢に鑑み、各其の性質に適應せしむべきは勿論であるが、又各種地域面積の配分其の宜しきを制せなければならない。東京及横濱の地域指定に就き此の點亦充分考慮せられたのである。其の各地域の面積を示せば概略左の通である。

東京都市計畫區域內地域面積表

地域別	東京市面積	市街地建築物法適用區域面積
住居地域	一二、五〇〇、〇〇〇坪	二九、六〇〇、〇〇〇坪
商業地域	六、八〇〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇
工業地域	三、五〇〇、〇〇〇	二四、八〇〇、〇〇〇
未指定地域	一、三〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
計	二四、一〇〇、〇〇〇	六六、四〇〇、〇〇〇

横濱都市計畫區域內地域面積表

地域別	市街地建築物法適用區域(横濱市)面積
住居地域	六、六五〇、〇〇〇坪
商業地域	二、八八〇、〇〇〇坪
工業地域	一、九三〇、〇〇〇
未指定地域	—
計	一一、四六〇、〇〇〇

風致地區に關しては大正十五年內務大臣に於て、明治神宮を中心とする主要街路の沿線兩側奥行十間の區域を風致地區に指定し、明治神宮境內及同外苑の風致と相俟つて當該區域の風致を維持することとした。而して、美觀地區竝風紀地區に關しては未だ其の指定せられたるものがない。

第二節　防火地區

第一項　概說

地震の大震災に伴つた火災は、東京・横濱の兩市に於て面積約一千三百八十二萬坪を燒失し、東京市に於ては總面積の四割六分を燒失し、爲に全戸數の五割七分が

烏有に歸したことは前にも述べた通りであるが、其の燒失面積に於ても其の慘狀に於ても我國有史以來の記錄を遺したのである。之が爲蒙つた經濟上の損失が至大であつたことは贅言する迄もないが、就中痛嘆すべきは火災に因る死傷者の夥しかつたことである。這般の災害を呼ぶに、世人は一口に震災と謂ふ言葉を藉りて居るが、實は其の內容を審かにすれば震災其のものの被害と謂ふよりも寧ろ地震に誘發された火災に因る慘害と爲すを至當とするのである。卽ち震度としては這般の地震の如きは記錄上左程大なるものではなく、從つて地震の爲に倒壞破損を來たした建物は東京に於ては多數ではなかつたのであつて、唯之に伴つて起つた大火災に因り全建物の九割七分を占むる木造家屋の大部分が無雜作に燒かれ、市民は逃場を失ひ焦燥の裡に無慘にも燒死した者が多く、本所の陸軍被服廠跡の空地に潮の如く押掛け避難した者の如きも周圍の大火に煽られ數萬の燒屍累々として焦熱地獄宛らの慘狀を見た樣な次第で、災害の原因の大部分は之を火災に歸すべきものである。

本邦の都市には、從來木造家屋の櫛比連檐せるに依り、防火設備の建築を爲すことは都市計畫上頗る緊要なるを認め、大正八年市街地建築物法を制定して防火地區を設定せしめ、其の地區內の建物の新築、改築、大修繕に際し必ず防火的構築を爲さしむることとし、以て都市防火地帶の完成を期したりと雖も、防火地區設定後日尙淺く、經濟上習慣上急激なる建物改築は行はれ難く、未だ防火地帶の成立するに至らざりし處、圖らずも這般の震火災に遇ひ一堪りもなく燒き拂はれたのは洵に遺憾の極であつた。

復興計畫に於ては各種復興事業の施行に依り、從前の防火地區に變更を加ふるの必要を認め、過去に於ける火災歷史を參考とするは勿論、地勢、風向、道路、河川、自由空地、公園、廣場其の他之に類する空地を言ふの位置、現存する耐火建築物の分布、土地の用途竝將來の繁榮等を考慮し、更めて防火地區の指定を爲した。

防火地區は甲種防火地區及乙種防火地區の二種に分れ、甲種防火地區に於ける建物の構造竝設備は、其の各部分を耐火構造として、乙種防火地區に在りては建物の外壁を耐火構造又は準耐火構造とすることを要する。

第二項　實施狀況

今東京に於ける地區指定の概況を述べんに(東京防火地區圖參照)、指定地區の位置は大略之を次の三類に分つことが出來る。

(一)　集團的甲種防火地區

本地區は麹町區丸の內及京橋・日本橋兩區の一部に亘る區域にして新議院竝中央諸官廳の建築豫定地を含み、現に東京に於ける所謂ビズネス・センターに屬し將來帝都の中樞地たるべきものなるに依り、燃燒性建築物の存在を許すべからざるや多言を要せざる處である。

(二)　路線式甲種防火地區

本地區は主として芝・京橋・日本橋神田・下谷・淺草等所謂下町の一帶竝本所・深川兩區の西半部に於ける都下主要街路の兩側に沿接する帶狀の部分に之を指定した。蓋し殷賑なる街路兩側の地帶は亦生命財產の密集する處にして、其の建築物を耐火的ならしむるは卽ち之を保全する所以なるのみならず、同時に所謂防火線路として附近一圓の區域を庇護し、併せて非常時に於ける消防避難竝交通安全を期し得るからである。

(三)　路線式乙種防火地區

本地區は市內各所の主要街路兩側の地帶に之を指定した。其の路線撰定の標準は路線式甲種防火地區の場合と同樣なるも、唯土地發達の現狀未だ之を甲種防火地區として指定し難きに依り、暫く乙種防火地區と爲すを以て指定の效果を得るに便宜と爲したのである。

橫濱に於ける地區指定の概況は玆に之を省略し、東京及橫濱に於ける防火地區の面積を揭ぐれば左の如くである。

東京防火地區面積表

種別	防火地區面積	
	燒失區域內	燒失區域外
甲種　集團防火地區	七九一、〇〇〇坪	三六一、〇〇〇坪
計	一、一五二、〇〇〇坪	

防火地區	路線式防火地區	四三四、〇〇〇	—	四三四、〇〇〇
	計	一、二二五、〇〇〇	三六一、〇〇〇	一、五八六、〇〇〇
乙種防火地區	集團防火地區	五八、〇〇〇	四、〇〇〇	六二、〇〇〇
	路線式防火地區	八、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	一一三、〇〇〇
	計	六六、〇〇〇	一〇九、〇〇〇	一七五、〇〇〇
合計		一、二九一、〇〇〇	四七〇、〇〇〇	一、七六一、〇〇〇
市全面積に對する百分比		五・四	一・九	七・三

横濱防火地區面積表

種別		防火地區面積		
		燒失區域內	燒失區域外	計
甲種防火地區	集團防火地區	一三八、〇〇〇坪	—	一三八、〇〇〇坪
	路線式防火地區	五一、〇〇〇	—	五一、〇〇〇
	計	一八九、〇〇〇	—	一八九、〇〇〇
乙種防火地區	集團防火地區	—	—	—
	路線式防火地區	—	—	—
	計	—	—	—
合計		一八九、〇〇〇	—	一八九、〇〇〇
市全面積に對する百分比		一・六六	—	一・六六

第七章　震災バラックと復興建築

第一節　震災バラック

前章に於て略說した如く、政府は曩に市街地建築物法を制定し、交通・衞生・保安特に防火・經濟等に關し、都市構築上の必要に應せしむる爲、市街地の建築に對し必要なる一定の制限を設け、又は一定の規格を指示して之に據らしむることとした。

本法は固より大震火災の前後を論せず、東京市及横濱市に於ける建築に對し適用せらるべきが故に、其の大震火災後の建築に際しても、建物の敷地は建築線に接せしむること、或は建築物の高さ又は其の敷地内に存せしむべき空地其の他建築規格に關しては一定の制限に從ふこと、更に防火地區内に於て建築する場合には建物の構造を防火的ならしむること等を必要とするのである。

然るに此の如き法規を滄桑の變に際し、依然として之を施行するは不可能のことに屬する。蓋し、燒失地に於ては、家屋を急造し罹災民をして雨露を凌がしむるを以て緊急とし、其の家屋の構造の良否の如きは之を問ふの暇なかるべきである。政府は此の實際上の要求と市街地建築物法との調和を圖るが爲、震災直後に於て所謂バラック勅令を制定し、東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域内に於て大正十二年の震災に因り火災に罹りたる地區に於て住宅、商店其の他各種のバラック（勅令に所謂罹災民救護又は避難の爲に建築する應急的建築物及罹災善後の爲に要する食糧品衞生材料、運搬用具等を一時貯藏する爲の建物）を建築せむとする場合には、市街地建築物法上の幾多の制限を免除することとした。併し、之が爲に此の地區内に於ける市街地建築物法の適用を全然廢止すべきに非ざるを以て、都市の秩序が恢復し、市民の經濟力が復活すれば再び同法の規定を適用せんが爲に所謂バラックには一定の制限が附してある。即ち(一)大正十三年八月末日迄に建築に着手し、着手期限、(二)大正十七年八月末日迄に除却する假設建築物であることを必要とし、除却期限、(三)其の階數も二を超ゆることは出來ないこととしたのである。

(一)　然るに土地區劃整理の施行に際しては、換地の上にバラックを移轉する必要が起るのであるが、其の移轉先の建築が大正十三年八月末日以後に爲さるるときは、右のバラック勅令の適用なく市街地建築物法本來の制限に從ひて之を建築すべきことになるから、土地區劃整理の進捗が當初の豫測より遲延したるに鑑み土地區劃整理を施行する地區に限りバラック建築の着手期限を變更して、當該地區の換地處分又は換地處分認可の告示の日と改めた。

(二)　又昭和二年三月に至り更に勅令を以て前述バラック勅令の建築物の除却期限を延長することとした。之に依れば(A)劇場、集會場、旅館、工場其の他特殊建築

物に付ては五年、(B)甲種防火地區内又は其の内外に亘つて建築した建築物に付ては十年、各其の除却期限を延期し、(C)前記の(A)又は(B)に該當せざる建築物にして特定の構造設備之を詳言せば市街地建築物法施行規則第三章に規定する構造設備を有するものに付ては行政官廳の認定を受けて無期限に之が除却を免せられ得る。其の特定の構造設備を有せざるものに付ては、五年間除却期限を延期する。又其の現存するバラック中手を入れて特定の構造設備に適合するに至るものに付ては、其の構造設備を改造して行政官廳の認定を受け無期限に之を存續せしむることが出來る。此の如くバラックの除却期限を延期したるは、市民經濟力の回復未だ遲々たるに際し、今直に市街地建築物法上の條件を勵行することの適當ならざるを認めたからである。

第二節　防火耐震建築の勸奬

大正十二年の地震が洵に悲しむべき大災禍となつた原因の大半は、東京市及横濱市に於ける建物が主として木造であり、從つて地震に伴つて起つた火災に因り一堪りもなく燒き拂はれた事に存する。又横濱に於ては東京よりも地震の震度強烈なりし爲、建物の倒壞に因る損害も亦意外に甚大であつたに鑑み、東京及横濱に於ては少くも一定地區内の復興建築は總て火災と地震とに耐へ得るものとすることは絶對に必要なりと言はねばならぬ。

都市の防火建築に關しては、大震火災前既に防火地區の制度を布き、其の實現を多年の間に期したることは前にも略說した如くである。其の之を一時に實現し難きは、蓋し市民自由の苛酷なる拘束、殊に市民經濟の過重なる負擔を慮りたる爲なることは敢て多言を要せざる處である。卽ち防火建築の必要は夙に之を認められながら、其の急速なる實現は大震火災前に於ても困難事とされて居たのであつて、災後疲憊せる市民の經濟力を以てして速かに防火耐震の復興建築を實現せむとするは一層の困難事に屬するにより、政府は特に防火建築に對し補助を與ふると共に、復興建築助成の爲に設立せられた會社に對し融資の便宜を圖り、以て時需に應せしむることとし、又復興局は耐震耐火の建築に際して必要なる地質の狀況を審かならしむるが爲、市街地の地質調査を執行し併せて建築の補導を爲した

のである。以下項を分ちて其の大要を說明することとする。

第一項　防火地區建築費補助

東京府及神奈川縣の市街地建築物法適用區域內に於ける大正十二年九月の震災に因つて火災に罹つた地區の中、甲種防火地區內に於て建物の新築又は增築を爲す建築主に對して政府は補助金を交付する。其の補助金の總額は二千萬圓の豫定にして補助金交付の標準は最高率に付ては防火建築と普通建築との建築費差額の約二分の一を超えざる程度とし、建物の構造と其の用途に依つて次の如く區別した。

普通の建物に於ては、(一)建物の外壁、床、柱を耐火構造とするときは坪五十圓以內とし、(二)建物の外壁のみを耐火構造とする時は坪四十圓以內、又(三)特殊の建物卽ち

(A)　劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場、公會堂、旅館、下宿屋、寄宿舍、貸座敷、常設展覽會場、百貨店、勸工場等の建物、自動車庫及倉庫等の所謂特殊の建築物に付ては其の建物の大小、收容人員の多寡等に依つて二十圓乃至三十圓以內

(B)　軒高五十尺、高さ六十五尺を超ゆる建物に付ては地盤面上四十五尺迄の床面積を限度とし之に對して坪當五十圓以內を交付するのである。

何故特殊の建物に對する補助金の割合が僅少であるかと謂ふに(A)に揭げた種類の建物及(B)に該當する建物に付ては市街地建築物法上、之を防火地區外に建築する場合と雖も耐火構造たるを必要とするからである。

東京及橫濱に於ける市街宅地の大さは甚だ狹小なるもの多く、此等過小宅地の上に土地所有者又は借地權者が各別に耐火建築を爲すことは殆んど不可能な場合もあり、又たとへ不可能にあらずとするも各別に壁體、階段、昇降機等の諸設備を施すに於ては著しく宅地の利用を不利ならしむる樣な實狀にして、防火建築實施上の一大障礙となつて居るから、此の如き過小宅地を集めたる一團の土地の上に共同建築を爲すことは頗る適策なるに依り、共同建築を容易ならしむるが爲、特殊の立法を爲すべしとの要求さへあるに鑑み、政府は昭和二年十一月防火建築補助規則に改正を加へ、數人の所有又は借地に係る一團の土地の上に其の數人の者が共同して本項の初頭に於て說明したる如き防火建築を爲す場合其の共同建築が

が土地の利用上著しく有利と認められるときは、床面積一坪に付二十五圓以内に於て補助金額を增加交付し得ることとし、以て組合若は法人組織に依る共同建築又は復興建築助成株式會社の割賦販賣の方法に依る共同建築を奬勵することとした。

第二項　復興建築助成株式會社

政府は東京及横濱に於ける復興建築の助成に關し何等かの方法を講じて其の資金の融通を圓滑ならしむる必要を認め、當初特に法律を制定して半官半民の特殊會社の設立を企圖したるも實現に至らず、遂に民間の發起人と大藏省、東京市及横濱市當局との協議の下に大正十四年九月普通の商事會社たる復興建築助成株式會社を設立せしめ、本會社の事業を援助することとした。

本會社の株式資本は一千萬圓にして、其の營業資金は一般商事會社と同じく其の拂込株金、社債借入金等を以て之に充當するの外、下の如き特殊の資金調達方法に依ることとした。

政府は震災後に於て二億圓を限度とし、割增金付四分利復興貯蓄債券を數次に亘り發賣し以て一面に於ては廣く一般國民の勤儉貯蓄を鼓舞勸奬すると共に他面に於て其の發賣に依り得たる資金を復興事業資金竝地方振興資金に融通するの方策を樹立したのであるが、政府は之に依りて得たる資金を以て東京市債五千萬圓及横濱市債一千萬圓の起債に應じ、兩市は此の起債に依りて得たる資金を本會社に年六分の利率にて長期貸付を爲す仕組である。

本會社の營業は(一)東京、横濱兩市の燒失區域内に於て區劃整理完成後、順次防火本建築を爲す向に對し會社に於て建築を爲したる建物を二十年以内を限度として割賦販賣を爲すこと及(二)該建築資金を二十年を最長償還年限として貸出しを爲すこと、而して該割賦販賣及資金貸付に付ては共に年九分の利息を徵して利益を擧ぐるものであるが、若し會社の利益配當が拂込資本金に對して八分の割合に達することを得ざる場合は東京、横濱兩市に於て八分に達する迄其の不足額を補給することになつて居る。

本會社は創立以來每期市より多少の配當補給金を受けて居る狀況であるが、區

劃整理の進捗に伴ひ其の業務は漸次繁盛を加ふるに至るであらう。

第三項　地質調査と建築補導

第一　地質調査

元來地質の如何は、各種事業殊に建築・土木等の事業とは最も緊密なる關係を有し、之が鞏固脆弱の如何は直に此等の事業に影響を及ぼし、從つて事業の效果を左右するものであるから、先づ以て充分なる實地調査を遂げ然る後事業に着手せなければ、往々にして不測の災禍を招致するに至るのである。之を大正十二年の關東大震災の被害狀況に徵するに、家屋の倒壞は固より道路・護岸・上水路等の龜裂又は崩壞の如き、何れも地質の脆弱なる所に多く、之に對應する施設も亦不備なりしことにも基因し、之が爲被害を彌が上に大ならしめたのである。爰に於て復興局は帝都の復興計畫を樹立するに際し、此の地質を系統的に調査し、以て建築・土木等各種事業の施行に資するは勿論、將來の變災竝都市の施設に備ふることの必要なるを認め、經費約四十四萬圓を投じて大正十二年度より昭和三年度に至る六箇年間に東京及橫濱の地質を調査することとなつた。而して調査の方法は之を外業と內業とに分ち、外業にては地表に露出する各岩層の層序・構造・分布竝各岩石の性狀・水脈の存否其の他必要なる事項を識別又は測定し、特に下町の如く地下の地質を知るに難き地域に於ては機械掘り又は手掘りの方法により普通百尺內外、場合によりては四百尺內外の鑿井をなして以上の調査を施行し、又公園其の他井水を必要とする箇處には水を目的として鑿井する。內業にては外業に依つて得たる材料を整理し、標本に對しては化學・工業及顯微鏡の試驗を行ひ以て地質圖及報告書を作製する。

東京に於ては大正十三年二月之が調査を開始し、今日迄に深さ百尺內外の淺井三百六十七、四百尺內外の深井九を掘鑿し、之が調査の結果は何れも地質圖を附して其の都度之を公表したが、其の概要は第一回報告に於ては主に下町方面に於ける比較的鞏固なる地層に屬する洪積層及第三紀層の分布狀態を示した。第二回報告に於ては第一回報告を修正增補すると共に洪積層を構成せる各岩層の地下

の分布を明かにし、第三回報告に於ては主に冲積層を構成せる各岩層の地下の分布を明かにした。

横濱に於ては大正十四年五月之が調査を開始し、今日迄に深さ百尺内外の淺井四百一四百尺内外の深井七を掘鑿した。調査の結果は地質圖を附して之を公表し山手に於ける各岩層の分布竝下町に於ける第三紀層の分布の狀態を明かにした。而して下町の地下に於ては洪積層を缺き、鞏固なる地層は第三紀層なるにより之が分布の狀態を尙一層詳細に究むることが必要である。

今後東京に於て淺井二十五、深井三、横濱に於ては淺井二十、深井二を引續き掘鑿し、其他の外業及内業の調査と相俟つて兩市地質調査の完成を期する豫定である。

第二　建築補導

東京及横濱に於ける建築復興に關しては復興局は一般市民竝、建築從業者に對し特に之が補導を爲すの必要を認め、大正十二年度竝大正十三年度に於て經費約七萬圓を投じ、(一)一般市民竝建築從業者に對し建築改善に關する知識を普及する爲東京に於て期間二週間に亘る復興建築講習會を數回開催して合計千五百名の講習修了者を出し、又(二)一般市民に對し建築復興上の一般知識を普及する爲東京及横濱に於て各數回の復興建築講演會を開催し、毎回堂に溢るるの聽講者を得、又(三)復興事業の内容を宣傳して廣く其の了解を求むる爲建築學會、請負業協會、建築士會等の會員の來會を求めて建築談話會を開催し、又(四)市街地建築物法の内容を普及する爲警視廳と共力して三週間に亘る都市建築講習會を東京に開催すること九回に及び毎回百三十名の講習修了者を出した(因に第二回以後の本講習會の經費は警視廳に於て之を負擔し引續き毎年三回宛開催しつつある)。又(五)建築技術者に對し耐火建築に關する知識を徹底せしむる爲警視廳と協力して三週間に亘る防火建築講習會を開催し、百八十名の講習修了者を出し、更に(六)建築復興に關する事項を平易に記述したる復興建築叢書十六種合計七萬冊の小冊子を發行して之を一般市民に頒布し、別に(七)耐火建築の耐火壁竝耐火扉の耐火試驗を行ひ之が報告書第二輯迄を發行した。

第八章　復興事業の執行に關する機關

第一節　總　說

東京は帝國の首都にして政治の中心、文化の淵源地であるから、之が復興は曾に一都市としての問題たるに止まらず、帝國の發展と否とに至大の關係を有する。然るに震災は樞要なる帝都を一朝にして灰燼に歸せしめ、凡ての社會現象に一頓挫を來さしめたのであつた。其の焦燥混亂の裡に內閣の更迭に依る組閣の儀行はれ、應急救恤に引續いて帝都復興を議せらるるに及び、先づ帝都復興審議會の設立を見、帝都復興の最高政策を審議決定せしむることとなり、其の總裁は內閣總理大臣、委員は國務大臣以下顯官學識經驗ある者を以て之に充てたのである。又帝都復興事業の管掌機關に付ても論議が行はれ、二つの具體案を得た。其の一案は帝都復興に關する事業は國家事業として之を直接特設機關に於て管掌する爲別に一省を設くべしとする帝都復興省案であり、他の一案は、計畫の決定機關として帝都復興院を設け其の執行は各省所管に任せんとするのであつた。結局此の兩案を折衷して帝都復興院案を採用することとなつた。

帝都復興院は內閣總理大臣の管理に屬し、東京及橫濱の都市計畫、都市計畫事業の執行及市街地建築物法の施行、其の他復興に關する事務を掌る。帝都復興院には外に參與及參事を置き、院務に參與せしむる參與及參事は關係各廳高等官又は學識經驗ある者の中から內閣に於て之を命ずる。更に帝都復興院には會長一名、評議員若干名を以て組織する評議會をも設け、復興院總裁の諮詢に應じ重要なる事項を調査審議せしむることゝなつた。上述の組織に見るも如何に國を擧げて帝都の復興に付愼重事を處し、萬遺漏なきを期したかが諒かる。

然るに、復興院豫算は後に說明するが如く議會に於て變更せられ、從つて其の執行機關も亦內務省の外局として新設することゝなり、此處に現在の內務省復興局の設立を見ることとなり、事業の施行も國と地方團體との間に配分して施行することに決せられた。

現在に於ては、復興事業の執行機關は、內務大臣施行の分に付ては其の管理の下

に復興局之に當り、其の他の行政廳施行の分に付ては關係府縣廳及市役所之に當り、又別に之が議決及諮問機關として補償審査會・特別都市計畫委員會・區劃整理委員會等がある。

第二節　執行機關

第一項　國の執行機關

第一　復興局

復興局は內務大臣の管理の下に帝都復興事業を擔任する政府の機關である。其の機能とする所を概說すれば、(一)東京及橫濱に於ける國の執行に係る復興事業を執行するの外、(二)關係府縣市の執行する復興事業に對し國庫補助及貸付を爲すと共に其の事業の監理を爲し、併せて(三)復興事業と密接不可離の關係に在る市街地建築物法の施行竝建築の改善竝補助に關する事務を行ふのである。更に(四)帝都復興事業に關する上記の事務を擔任するに附帶して復興事業に屬せざる東京及橫濱に於ける都市計畫に關する事務をも掌る。

復興局には、復興局長官の下に長官官房及整地・土木・建築・經理等の諸部課があつて部長・書記官・事務官・技師・屬・技手以下囑託員・雇員・事業手・傭人等職員六千三十五人が之に配屬してゐる。（職員の數字は其の最も多數であつた大正十五年七月の分を揭ぐる。以下同じ）。以下此等諸部課の活動狀態を略記する。

一、長官官房は、文書課及計畫課より成る。（職員數四十六人）

文書課に於ては、公文書の發受及編纂保存、成案文書の進達・統計及報告の調製等を司掌すると共に復興局職員の進退・賞罰等人事に關する事項竝機密事務を掌る。尙補償審査會開催の準備及之に關する事務にも當つて居る。

計畫課に於ては、東京及橫濱に於ける都市計畫の制度・行政及調査竝復興事業執行上の決議機關として特に設けられたる特別都市計畫委員會に關する事務を掌ると共に、關係府縣市の復興事業費に對する國庫の補助・貸付竝地方復興事業費借入金の元利保證及利子補給に關する調査・決定・監督竝國庫支辨の帝都復興事業費に對する關係府縣市の分擔金に關する事項を掌る。

二、整地部に於ては、土地區劃整理其の他土地の整理に關する事務を掌り、庶務及施業の二課に分る。（職員數百七十七人）

庶務課に於ては、復興事業を施行する上に必要なる用地の買收、交換收用等に關する事務を掌ると共に、土地區劃整理に伴ひ必要なる町名及地番の整理、土地區劃整理委員會に關する事項及整地部内の一般庶務を主掌する。

施業課では、土地の測量、地籍及土地の權利調査、土地區劃整理路線の計畫に關する事項を掌り、更に換地位置竝面積の決定、其の他換地の設計に關する事項、換地處分、地價の配當、換地の登記に關する事項、清算金の徵收交付に關する事項及潰地補償金の決定に關する事項を掌る。

尙整地部に於ては、今回の復興事業執行上土地の評價に就て特に内外の諸法制を比較考量し、東京及横濱の實情を斟酌して路線價指數に依る評價方法を案出決定して區劃整理に便する所があつた。

三、土木部に於ては、主として土地區劃整理以外の復興事業の執行に關する事務を掌り、庶務、工務道路、橋梁の四課に分る。（職員數七百三十一人）

道路、橋梁の二課は道路又は橋梁に關する事務一切を主掌する。卽ち道路課では東京及横濱に於ける復興局の施行すべき所謂幹線街路及復興局の施行地區に於ける土地區劃整理、街路の設計及工事に關する事項を主掌し、橋梁課に於ては、隅田川に架する六大橋を始め東京及横濱に於て復興局の執行に屬する橋梁卽ち主として幹線街路上に在る橋梁の設計及工事に關する事務を主掌する。

工務課に於ては、河川、運河及港灣の設計竝工事に關する事項を掌るの外、電氣、瓦斯、水道配給管等の地下埋設物及之に準ずる工作物に關する事項及交通運輸竝上下水道の計畫に關する事項を掌る。庶務課では、部内一般の庶務を掌ると同時に道路橋梁、運河等の土木工事の契約に關する事項を擔當して居る。

四、建築部に於ては、區劃整理に伴ふ建物共の他工作物の移轉東京及横濱に於ける市街地建築物の施行竝建築技術改善及公園に關する事務を掌り、庶務、技術及公園の三課に分る。（職員數百五十四人）

庶務課に於ては、土地區劃整理に伴ふ建物共の他の工作物の移轉處分竝補償審査會に於て移轉補償金を決定する爲に必要なる事務、市街地建築物法の施行に關

する事項、バラックの取扱に關する事項、防火地區內の建築補助金に關する事項、部の庶務に屬する事項等を掌る。卽ち市街地建築物法施行

技術課に於ては專ら建築技術に關する事項を掌る。卽ち市街地建築物法施行上技術に關すること、地域竝地區の計畫に關すること、土地區劃整理に伴ふ工作物の移轉の技術に關すること、防火地區建築補助上技術に關すること、地質調査に關することを擔當すると共に街路樹すること等を掌る。

公園課に於ては、公園の調査、設計及造營に關することを擔當すると共に街路樹に關する事項をも掌る。

五、經理部に於ては豫算、決算及諸會計に關する事務を掌り、會計、購買、倉庫の三課に分る。（職員數三百六十九人）

會計課に於ては、豫算及決算に關すること、經費及諸收入の出納竝國有財產の管理に關すること、各部課で締結する賣買、貸借、請負其の他の契約の統一に關すること、會計の監査に關すること、廳中の取締に關すること、土地區劃整理に伴ふ清算金の徵收交付に關する事を分掌する。

購買課に於ては、復興局廳中用品の購入に關すること及機械、器具及材料の購入に關する事務を掌る。

次に倉庫課に於ては復興事業に要する工事上又は事務上に使用する爲購入したる物品の檢收、其の出納及保管を掌るの外、工事用又は事務用物品を準備購入して之を倉庫に保管し各部課の必要に應じて之を交付する等の倉庫事務を司掌する。其の他不用品の賣却、亡失又は毀損物品の處分に關すること及震災直後發せられたる臨時物資供給令に依る諸物資供給の殘務をも取扱ふ。

第二　復興局出張所及技術試驗所

前述の如く國費を以て復興局の執行する事業は、復興局長官統率の下に局內各部課に於て分擔施行するのであるが、斯かる廣汎且大規模の事業を實施するに當つては、施行區域全體を分割し、受持區域を指定して夫々其の區域內の事業完成に專念せしむるを便宜とするに依り、東京に四箇所、橫濱に一箇所の出張所を設け、各出張所を夫々庶務整地、工事、移轉の四課に分ち前述の本局各部課の分擔狀態と略ゝ

同樣に仕事の性質に應じて、本局各部課の統轄を受けて實地事業を執行して居る。又隅田川の橋梁工事に付ては特に隅田川出張所を設け、專ら隅田川六大橋の架設工事に當らしめた。此の外技術試驗所に於ては各種工事材料の試驗に關する仕事を分擔して居る。出張所及技術試驗所の人員を示せば左の如くである。

東京第一出張所	七二〇人	東京第二出張所	八三五人
東京第三出張所	七七二人	東京第四出張所	八六二人
隅田川出張所	七七三人	横濱出張所	五一八人
技術試驗所	六四人		

復興事業の實際工事に當り、直接市民と折衝し、事業進捗の原動力となるものは出張所であつて、殊に復興局と市役所との執行事業に付て相互に連絡を取り且統一を圖らむが爲に復興局出張所長は東京市の復興事業局出張所長及東京市土木局出張所長をも兼ね、大に事業の進捗に努力して居る次第である。

第二項　府縣市に於ける執行機關

(一)　東京府及神奈川縣に於て執行すべき復興事業に付ては別に特別の部課を設くることなく在來の部課に夫々分擔せしめ知事之を統率しつつある。

(二)　東京市は大震火災後間もなく復興に關する重要事項を調査審議する爲市會議員及名譽職市參事會員中より復興委員を擧げて、理事者と協力して復興事業の畫策に努力し、又市役所は復興事業局課の內容に大擴張を行ひ、又特に土地區劃整理事業の施行機關として區劃整理局を特設し、更に市役所各局課の施行する復興事業の連絡統一の爲復興總務部を設け、別に現場事業の實施に便ずる爲市內數箇所に土木局及區劃整理局の出張所を設け、復興局の事業と緊密なる連絡を採るの趣旨より兩出張所長に之を囑託することとした。而して大正十五年に至り、區劃整理局及復興總務部は之を廢止して復興事業局に之を統合したのである。

茲に附言すべきは土地區劃整理に關する助成地區のことである。土地區劃整理は前にも度々述べた如く、甚だ困難なる事業にして之を短期間に實現するは容易ならぬことに屬し、且本事業の促進は復興局施行の復興事業の進捗に大なる影

著あるに依り、市役所施行地區五十の中、二十地區を選びて復興局は其の出張所と共に餘力を以て市の事務を助成せしめて居る。

(三)　横濱市に於ても原則として在來の局課に復興事業の執行を分擔せしめて居るが、區劃整理執行の爲特に土木局内に整地課を特設した。

第三節　審議機關

第一項　特別都市計畫委員會

現在の我國法制の定めによれば凡そ都市計畫事業を施行するに當つては改良又は新設を爲さんとする各種事業の根本計畫を定め、其の工事の着手より完成に至る年度を確定し、更に毎年度に於て執行すべき事業進捗豫定を決定する。都市計畫委員會は此等の事項を審議する機關にして、其の審議を了した事項は内務大臣に於て之を決定し更に内閣の認可を經て確定に至るのである。

今回の復興事業も亦東京及横濱に於ける都市計畫に外ならないのであるが、特に愼重に事を處する必要上、都市計畫委員會に代ふるに特別都市計畫委員會を以てすることとした。此の特別都市計畫委員會は、内務大臣の監理の下にありて、東京及横濱に於ける都市計畫上必要なる事項其の他法令に依つて其の權限に委ねられた事項を審議調査し、尚都市計畫關係各省大臣の諮問に應じ、又は進んで建議を爲す。特別都市計畫委員會の本會議に於て審議された件數は大正十三年以降昭和二年十二月末迄に八十六件に及び、又本會議に於て審議すべき事項の中、一定の輕微なるものに付ては常務委員會を設けて(現在常務委員十六人)是に審議を委任することとした。其の審議件數は同じく大正十三年より昭和二年十二月末迄九十件に達した。

特別都市計畫委員會は會長一人、委員六十人以内を以て成り、特に臨時必要のある場合には此の外に臨時委員を置くことも出來る(現在臨時委員十九人)。會長は内務大臣自ら之に當り、委員は警視總監、關係府縣知事、市長の外、關係各廳高等官、關係府縣市會議員、貴族院議員及衆議院議員若くは學識經驗のある者の中から内務大臣の奏請に依つて内閣に於て之を命じ、常務委員は會長の指名する委員若干人

を以て之を組織する。

第二項　補償審査會

土地區劃整理施行者は、整理施行地區に於て土地區劃整理の爲に必要あるときは、從前の土地と交換する爲に交付せらるべき土地を指定して建物其の他の工作物の所有者又は占有者が此の移轉に因つて損害を受けたるときは、其の通常の損害に限り之を補償する。其の內容は建物其の他の工作物の移轉料、占有者の動產移轉料、且營業を爲す者には移轉の爲の休業に對する休業補償金等を一定の基準に從つて交付するのである。而して此の金額は補償審査會に於て決定するのである。

又土地區劃整理の施行に因つて、土地區劃整理施行地區內に於て施行後の宅地總面積が施行前の宅地の總面積に比して一割以上減少するに至つたときは其の一割を超ゆる部分に對して所謂減步換地補償金を交付する。此の補償金額の總額を決定し、又は整理施行者が土地區劃整理委員會に諮問して決定せる配當率に基き地區內の各宅地の所有者及借地人等の受くべき各個當りの補償金額を決定するは共に補償審査會の權限に屬する。

補償審査會は會長一人及委員十四人を以て之を組織し、會長は關係各廳高等官又は學識經驗ある者の中から主務大臣の奏請に依つて內閣に於て之を任命し、委員は關係各廳高等官、關係府縣高等官、關係府縣市參事會員、學識經驗ある者等から同じく主務大臣の奏請に依り內閣に於て之を任命するものである。

補償審査會は大正十三年九月最初の開催をなしてより昭和二年十二月末迄に會議百三十三回の多きに及び、補償金決定棟數約十五萬二千三百餘棟、補償金總額約一億一千四十三萬餘圓に達し、又潰地補償金に關する決定を爲したるもの十地區に及んでゐる。

第三項　土地區劃整理委員會

土地區劃整理委員會は、區劃整理施行地區毎に之を置き、地區內の土地所有者及借地權者の互選により各別に選擧せられたる整理委員を以て之を組織する。整

理委員の定數は、土地所有者の選擧する人員及借地權者の選擧する人員に付同數にして其の總數に付ては整理施行者に於て之を定むる。

土地區劃整理委員會は整理施行者の土地區劃整理に對する諮問機關にして(一)土地區劃整理の換地設計卽ち換地の位置及面積案に對して意見を答申し、又(二)換地處分案に付ても整理施行者より意見を徵せらるる。而して(三)其の換地を與へずして爲す換地處分以外の特別處分を爲す場合に於ても整理施行者は整理委員會の意見を聞きて之を定むることを要する。尙(四)補償審査會の項に於て述べたる如く濱地配當率に付て整理施行者の諮問に應じ意見を答申するのである。

現在整理委員の數は東京六十五地區に付各地區毎に四人乃至二十四人、橫濱十三地區に付各地區毎に八人乃至二十人、總計一、三九六人である。

第九章　復興豫算

第一節　豫算成立の沿革

復興豫算は其の成立の過程に於て、當初鐵道・運河・築港竝山手及郡部の施設より、諸官衙の建設迄も國の事業として之を施行し、或は三十億圓、又は四十億圓を計上し、一氣に完成すると言ふ尨大なる案も樹てられたのであるが、大震火災後に於ける財政狀態を考量するに及び、先づ以て最も緊急且適切と認むるもののみを復舊若くは擴張するを以て至當と爲し、此の見地に於て實施の計畫を定めたのである。更に事業の性質上の見地から、帝都構成の基幹と爲るべきものを直接國に於て執行し、其の他は地方公共團體をして執行せしむることとし、兩々相俟つて所定の目的を貫徹することになつたことは前にも述べた通である。乃ち政府は大正十二年第四十七議會(臨時議會)に復興豫算總額五億七千四百八十一萬六千四十九圓案を提出したが、東京復興費及橫濱復興費の中、街路費及土地區劃整理費に對して變更を加へられ、結局四億六千八百四十三萬八千八百四十九圓の可決決定を見たのである。其の變更は土地區劃整理の大部及補助線街路を直接利害關係ある地方公共團體の事業に移すべしとする意見に基いたものであるが、大正十三年第四十九議會(臨時議會)に於て此の趣旨に依り追加豫算が可決せられ、國の復興豫算總額

は五億七千三百四十三萬八千八百四十九圓となり、大正十二年度から昭和三年度に至る六箇年度に亘る繼續事業として之を執行することに決定した。

然るに、帝都復興事業は帝都永遠の方策を講ずるものであるから、其の計畫や設計に關して充分の調査考量を拂ふことが必要であり、其の爲に多くの日子を費したると共に復興事業の根幹たる土地區劃整理事業は之を廣汎な區域に亘り而も繁華な市街地に於て且新規の方法を以て之を施行するが爲、種々意想外の困難に逢着し其の進捗は當初甚だ遲々たるものであつた。爲に大正十二年度より昭和三年度に至る六箇年繼續事業を大正十二年度より昭和四年度に至る七箇年繼續事業に變更するの已むなきに至り、東京復興費に於て昭和四年度に對し一千九百萬圓の豫算を繰延計上するの必要を生じた。更に初め移轉補償金の豫算を計上する際には、未だ震災直後であつて、建物・工作物等の數も尠く、事業も亦速に進捗するものとの豫想に基いたのであつたが、其の後震災地の復興力は意外に旺盛にして建物工作物の數が急激に增加し且其の質に於ても餘程向上して來たので、之に要する移轉補償金も亦甚だ多額を要することとなり、他の費目に於て極力節約を加へたるも尙不足を補塡する能はざるに至れるが故に、昭和三年度の豫算中橫濱復興費に對し四百萬圓を追加計上し、又東京及橫濱兩市の執行する區劃整理費に對し昭和二年度に於て東京に一千六百萬圓、橫濱に三百萬圓の補助及貸付を追加計上するの必要を生じた。

以上の如き事情に依つて復興事業年度を延長すると共に事業費豫算を追加し、併せて各年度豫算額を變更する爲次節に述ぶるが如き議案を昭和元年第五十二議會（通常議會）に提出して其の可決を見た。此の變更竝地方公共團體の事業の變更に依る現在の復興豫算の總額は國及地方公共團體の分を合せて、七億四千百十一萬二千二百四十八圓にして、其の內譯は(一)國に於て直接執行する復興事業費三億四千六百十九萬二千八百圓(二)防火地區建築補助費二千萬圓(三)地方公共團體に於て施行する復興事業費三億七千八百九十一萬九千四百四十八圓である。而して、地方公共團體の事業費の中(A)一億四千七十四萬六千九百十七圓は國庫に於て之を補助し(B)六千七百八十萬四千四百二圓は國庫に於て之を貸付け(C)差引殘額二億三千八百十七萬二千五百三十一圓は地方公共團體に於て自ら之を調達すべ

きものである。

移轉補償金の不足に關しては上記の如く曩に合計二千三百萬圓を追加せられたのであるが、尙東京市施行の土地區劃整理に伴ふ移轉補償金に於て更に五千二百萬圓の不足を告ぐべきを以て、昭和三年度及同四年度の豫算に對し追て追加せらるる筈である。

第二節　豫算の內容

第一項　國の豫算

國の豫算は(一)復興局に於て直接施行する土地區劃整理街路・橋梁・運河・大公園等に係る東京及橫濱に於ける復興事業費約三億四千六百萬圓、外に(二)東京府神奈川縣、東京市及橫濱市等の地方公共團體に於て執行する復興事業費に對する貸付金として約六千七百萬圓、(三)同じく補助金が約一億四千萬圓、(四)東京市及橫濱市の防火區內の建築補助金が二千萬圓、及(五)東京・橫濱兩市役所が施行する復興事業の爲發行する市債詳細は次節參照の利子補給額二千百餘萬圓、合計約五億九千六百萬圓にして、其の詳細は次表の如くである。

年度	大正十二年度	十三年度	十四年度	十五年度（昭和元年度）	昭和二年度	三年度	四年度
分	總費額						
帝都復興事業費	二億八、一九二、八〇〇円	八億、六〇七、〇〇〇円	六億、八八五、七〇〇円	六億、八八〇、八〇〇円	五億、三九二、八六〇円	二億、九六二、〇〇〇円	〇
東京復興費	三〇六、六四八、四〇〇	五、七〇四、六〇〇	六、一四〇、〇〇〇	六、一四〇、〇〇〇	五、一四〇、〇〇〇	二、九六二、〇〇〇	〇
街路費	二五七、一五八、四〇〇	四、八四六、六〇〇	五、二四〇、〇〇〇	五、二四〇、〇〇〇	四、三四〇、〇〇〇	二、四六二、〇〇〇	〇
用地及補償費	一二一、一四五、一六六	二、六六二、六〇〇	二、八八〇、〇〇〇	二、八八〇、〇〇〇	二、三八〇、〇〇〇	一、三五二、〇〇〇	〇
工事費	一三六、〇三一、二五八	二、一八三、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、一一〇、〇〇〇	〇
橋梁費	三一、三五〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	七八〇、〇〇〇	七八〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	三七〇、〇〇〇	〇
地下埋設物共同溝費	七、〇八六、三五〇	九、三二一、八六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	八、三三三、三三三	四、七四〇、〇〇〇	〇
雜工費	九、三二一、八六	二六、一三〇、〇〇〇	二八、二〇〇、〇〇〇	二八、二〇〇、〇〇〇	二三、五〇〇、〇〇〇	一三、三八〇、〇〇〇	〇
運河費	二六、一三〇、〇〇〇	八、五一八、五八四	九、二〇〇、〇〇〇	九、二〇〇、〇〇〇	七、六六七、〇〇〇	四、三六〇、〇〇〇	〇
用地及補償費	八、五一八、五八四	二、八一〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	二、五三三、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	〇
工事費	二、八一〇、〇〇〇	二、一八九、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、一一〇、〇〇〇	〇
雜工費	一、七〇五、一二五	一、四九五、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇	一、六二〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	七六五、〇〇〇	〇

區分	總費額	年度割 大正十二年度	十三年度	十四年度	十五年度 昭和元年度	昭和二年度	三年度	四年度
公園費	一一、九〇〇、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円	三、八五三、〇〇〇円	二、九六八、〇〇〇円	一、一八三、〇〇〇円	一、六〇三、〇〇〇円	二、〇一一、〇〇〇円	〇円
用地及補償費	一〇、一〇〇、〇〇〇	一六二、〇〇〇	三、八一七、〇〇〇	二、九三八、〇〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	一、〇六四、〇〇〇	九二九、〇〇〇	〇
設備費	一、八〇〇、〇〇〇	〇	三六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一一三、〇〇〇	五三九、〇〇〇	一、〇八二、〇〇〇	〇
土地整理費	八、七五〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	四、一五二、〇〇〇	三、〇五三、〇〇〇	四六三、〇〇〇	二八七、〇〇〇	四五、〇〇〇	四〇、〇〇〇
整理費	三、〇〇〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	一、四三〇、〇〇〇	九七〇、〇〇〇	一八九、〇〇〇	二三六、〇〇〇	〇	〇
補償費	五、〇〇〇、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	二、四六二、〇〇〇	一、八七三、〇〇〇	二四九、〇〇〇	四一、〇〇〇	三五、〇〇〇	三〇、〇〇〇
雜工雜費	七五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
横濱復興費	三九、五二四、四〇〇	五八六、二〇〇	九、六五一、六〇〇	七、三二二、四〇〇	五、一七一、六〇〇	六、九九二、八九四	九、七一九、七〇六	〇
街路費	二七、七八二、四〇〇	三六五、二〇〇	七、二二四、六〇〇	三、六六八、四〇〇	三、三七八、六〇〇	四、八四〇、八九四	五、八七四、七〇六	〇
用地及補償費	二〇、三一一、〇〇〇	二九六、〇二一	六、五三五、二五六	三、四六一、一三三	二、七四六、一〇一	二、九九八、六〇九	四、八三一、八八一	〇
工事費	五、六三一、四〇〇	三一、一八〇	三、二六一、四一〇	一、〇五六、〇三五	五八三、〇六五	一、三三三、一五二	三八一、五二八	〇
橋梁費	三、一三五、〇〇〇	二八、〇〇〇	一八五、六〇〇	九六八、八〇〇	三〇一、七六一	八八八、一六二	八〇二、六七二	〇
雜工雜費	八九五、〇〇〇	一〇、〇一〇	一七七、二九四	一八二、四二三	一四七、六三三	一四〇、九七一	二〇六、六二九	〇
運河費	五、六二二、〇〇〇	五八、〇〇〇	九九六、〇〇〇	七九七、〇〇〇	一、〇二二、〇〇〇	一、五四七、〇〇〇	一、二四二、〇〇〇	〇
用地及補償費	九一三、八〇〇	二五、〇〇〇	三二五、〇〇〇	二九八、〇〇〇	九六、〇〇〇	七九、〇〇〇	七〇、八〇〇	〇
工事費	四、六〇八、二〇〇	三二一、〇〇〇	六〇八、二〇〇	四八八、二〇〇	八八九、二〇〇	一、四五〇、二〇〇	一、二四八、四〇〇	〇
雜工雜費	九二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、八〇〇	一〇、八〇〇	一六、八〇〇	二七、八〇〇	三二、八〇〇	〇
公園費	一、九五九、〇〇〇	九、〇〇〇	一六二、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一五九、〇〇〇	五一二、〇〇〇	九九七、〇〇〇	〇
用地及補償費	三四五、〇〇〇	九、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一二四、〇〇〇	五六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二六、〇〇〇	〇
設備費	一、六一四、〇〇〇	〇	五二、〇〇〇	二六、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	四八二、〇〇〇	九七一、〇〇〇	〇
土地整理費	四、二六一、〇一〇	二五四、〇〇〇	一、二六八、〇〇〇	七八七、〇〇〇	二六二、〇〇〇	九三、〇〇〇	一、二〇六、〇〇〇	〇
整理費	八九〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	七五、〇〇〇	〇	〇
補償費	一、九三七、五〇〇	六七、五〇〇	七三〇、〇〇〇	四二二、〇〇〇	二八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	〇
雜工雜費	三三三、五〇〇	一六、五〇〇	一七八、〇〇〇	九五、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	六、〇〇〇	〇
復興事業費貸付金	六七、八〇四、四〇二	二、三〇六、三五六	二三、四八八、五一七	一三、九六七、七七一	一五、九六二、七六八	一六、七〇〇、〇〇〇	六、六四九、〇〇〇	〇
地方復興事業費貸付金	六七、八〇四、四〇二	二、三〇六、三五六	二三、四八八、五一七	一三、九六七、七七一	一五、九六二、七六八	一六、七〇〇、〇〇〇	六、六四九、〇〇〇	〇
東京府復興事業費貸付金	一三、七四九、六九八	一、〇五〇、〇一一	三、〇七三、一四六	二、九七七、七七	三、六九八、七六八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
神奈川縣復興事業費貸付金	二、五七七、七〇四	二三三、三三三	八四一、三七一	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	〇	〇
東京市復興事業費貸付金	四七、〇七七、〇〇〇	九二八、〇〇〇	七、七二七、〇〇〇	九、二三五、〇〇〇	一〇、三〇八、〇〇〇	一三、五八二、〇〇〇	五、二六八、〇〇〇	〇
横濱市復興事業費貸付金	五、四〇二、〇〇〇	九五、〇〇〇	八四六、〇〇〇	一、二四五、〇〇〇	一、一八六、〇〇〇	一、六三九、〇〇〇	三九一、〇〇〇	〇

區分	總費額	年度割						
		大正十二年度	十三年度	十四年度	十五年度 昭和元年度	昭和二年度	三年度	四年度
復興事業費補助	円 一六〇、七四六、九一七	円 五一、三五二、八一七	円 二九、一五二、一〇五	円 三二、一〇五、一二	円 三二、八三九、九三一	円 一九、五二一、二八九	円 一〇、六八一、二五五	円 〇
地方復興事業費補助	一一〇、七四六、九一七	五一、三五二、八一七	二九、一五二、一〇五	二八、八三九、一二	二八、八三九、九三一	一九、五二一、二八九	一〇、六八一、二五五	〇
東京府復興事業費補助	七、五八三、三五〇	一、五二七、六三	一、五二七、六三	一、五二七、六三	一、五二七、六三	〇	〇	〇
神奈川縣復興事業費補助	七四二、七二	二六六、六六	一五五、五五	一五五、五五	一五五、五五	〇	〇	〇
東京市復興事業費補助	一二三、八二三、四〇七	三、二七六、六九二	二九、一五二、一〇五	二八、八三九、九三一	二八、八三九、九三一	一九、五二一、二八九	一〇、六八一、二五五	〇
橫濱市復興事業費補助	一八、五八一、三三	四三二、二〇〇	三、五二七、七三	三、五二七、七三	三、五二七、七三	〇	〇	〇
防火地區建築費補助	二〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇
防火地區建築費補助	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇
復興事業債利子補給	二一、六四三、三五〇	五八、八三三	一、二五二、五〇〇	一、二五二、五〇〇	二、八八二、三五〇	二、八八二、三五〇	二、八八二、三五〇	二、八八二、三五〇
地方復興事業債利子補給	二一、六四三、三五〇	五八、八三三	一、二五二、五〇〇	一、二五二、五〇〇	二、八八二、三五〇	二、八八二、三五〇	二、八八二、三五〇	二、八八二、三五〇
東京市復興事業債利子補給	一七、四〇八、三五〇	二〇、三三	一、〇〇一、九三三	一、〇〇一、九三三	二、三〇二、三三〇	二、三〇二、三三〇	二、三〇二、三三〇	二、三〇二、三三〇
橫濱市復興事業債利子補給	四、三六、六九九	八、四四九	二五五、五五九	二五五、五五九	六七六、八六九	六七六、八六九	六七六、八六九	六七六、八六九
計	一二、九四〇、七五〇	一、〇四四、四四四	一、〇四四、四四四	一、〇四四、四四四	一、〇四四、四四四	一、〇四四、四四四	一、〇四四、四四四	一、〇四四、四四四

玆に附言すべきは國復興局に於て東京及橫濱の都市計畫事業を執行した場合其の費用の一部を關係公共團體たる東京市橫濱市等に負擔せしむることが出來ることである。而して其の負擔せしむる標準は

道路費道路の附屬物及廣場を含む)　二分の一以內

運河費並公園費　四分の一以內

であるが、此の負擔に付ては後日に於て夫々何等かの手續が執らるる筈である。

第二項　府縣市の豫算

東京府廳の執行する復興事業は、國道(道路及橋梁を含む)府道(環狀線放射線及教育施設であつて其の豫算合計約二千二百萬圓、其の內國庫補助額七百五十餘萬圓、國庫貸付額千二百七十餘萬圓である。

東京市役所に於て執行する復興事業は、土地區劃整理、街路橋梁上水道下水道小公園衞生施設塵芥處分中央卸賣市場教育施設社會事業電氣事業等で復興豫算合計約二億九千四百萬圓、其の中國庫補助額一億一千三百八十餘萬圓、國庫貸付額四

教育施設 內{補助 負擔	一〇、九五〇、〇〇〇 二、五五七、五〇〇 八、三九二、五〇〇	四分ノ一 四分ノ三	一	二、二〇〇、〇〇〇 五五〇、〇〇〇 一、六五〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇 五五〇、〇〇〇 一、六五〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇 四九〇、〇〇〇 一、七一〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇 四九〇、〇〇〇 一、七一〇、〇〇〇	二、一五〇、〇〇〇 四七七、五〇〇 一、六七二、五〇〇	一	小學校三校、商業學校一校ノ建設「商業學校費ノ分ニハ補助ナシ」

千七百餘萬圓である。

次に神奈川縣廳に於て執行する復興事業は國道(道路及橋梁を含む)及教育施設にして、豫算總額約三百三十二萬圓、其の中國庫補助額七十四萬餘圓、國庫貸付額二百五十餘萬圓である。

又橫濱市役所に於て執行すべき事業は略、東京と同樣で、外に瓦斯事業等をも施行する。其の豫算總計五千九百五十八萬餘圓、其の中約一千八百五十四萬圓は國庫之を補助し五百四十萬餘圓は國庫が之を貸付くる。

府縣市豫算の內容は左の挿入表に之を略示する通である。

第三節　市の復興公債

大正十二年十二月第四十七臨時帝國議會の協贊を經て決定した東京・橫濱兩市の復興事業費(補助線街路修築費及土地整理關係を除く)は

東京市　一八二、六四〇、一〇〇圓

地方復興事業費一覽表

（昭和二年十二月末日現在）

事業種別	補助區分	年度 大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度 昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	自昭和四年度 至昭和十年度	摘要
東京府								
國道	路	内 負 補 付	二分ノ一					東海道、甲州街道、千葉街道及中仙道改修費支出殘額内一、六五一、三三圓ハ府ノ純負擔ナリ
	橋梁	内 負 補 付	二分ノ一					
環狀放射線道路		内 負 補 付	二分ノ一					舊成都市計畫事業ノ内環狀線 一、三三圓 放射線 一、三三圓 工費殘額
敎育施設		内 負 補 付	三分ノ一					中等學校新設五校
合計		内 負 補 付	三分ノ一					
東京市								
土地整理		内 負 補 付	三分ノ二					面積約 七、三〇〇、〇〇〇坪ノ區劃整理
街路		内 負 補 付	二分ノ一					二三線延長 實、六三三間（橋梁ヲ除ク）ノ修築及三線ノ新設
道路橋梁		内 負 補 付	二分ノ一 三分ノ二					道路舖裝復舊 新築 一〇、八一二坪 復舊 一、八一二坪 橋梁復舊 新築 一、八一二坪 橋梁改築 一、八一二坪 橋梁新設 一、八一二坪
上水道		内 負 補 付	二分ノ一 三分ノ二					復舊工事費 一、三〇〇、〇〇〇圓 擴張工事費 四、四〇〇、〇〇〇圓
下水道		内 負 補 付	二分ノ一					既成下水道復舊 第一期工事費繼續 二、六〇〇、〇〇〇圓 第二期工事費繼續 二、六〇〇、〇〇〇圓 第三期工事ノ一部 一、三〇〇、〇〇〇圓
公園		内 負 補 付	三分ノ二					面積平均 九〇〇坪ノ小公園二、個所ヲ復興小學校ニ附設スルモノトス
衛生施設		内 負 補 付	二分ノ一 三分ノ二					實費診療所參箇所竝屠獸場ノ建設
塵芥處分		内 負 補 付	二分ノ一 三分ノ二					取扱所 二箇所 處理工場 一箇所
中央卸賣市場		内 負 補 付	二分ノ一 三分ノ二					内一、三〇〇、〇〇〇圓ハ市ノ純負擔ナリ
敎育施設		内 負 補 付	二分ノ一 三分ノ二					小學校二七校ノ建設
社會事業		職業紹介所	一箇所	二箇所	二箇所	二箇所	二箇所	職業紹介所三箇所 四〇、〇〇〇圓 兒童健康相談所 一〇箇所 二〇〇、〇〇〇圓 婦人授産場 一箇所 一〇、〇〇〇圓 託兒所 一〇箇所 二〇〇、〇〇〇圓 公衆食堂 一〇箇所 一〇〇、〇〇〇圓 簡易宿泊所 一箇所 一、三〇〇、〇〇〇圓 實費診療所 一箇所 四〇〇、〇〇〇圓
	補助	其他	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	二分ノ一	
	負擔		四分ノ一	四分ノ一	四分ノ一	四分ノ一	四分ノ一	
電氣事業		内 負 補 付	三分ノ一					軌道事業 二、六〇〇、〇〇〇圓 供給事業 一、〇〇〇、〇〇〇圓 本事業中 四〇、〇〇〇、〇〇〇圓 ニ付財源ヲ外國債ニ求メル 七、三〇〇、〇〇〇圓 場合元利保證ヲ爲スモノトス
合計		内 負 補 付	三分ノ一					七、三〇〇、〇〇〇
神奈川縣								
國道	路	内 負 補 付	二分ノ一					六鄕橋架構費支出殘額
	橋梁	内 負 補 付	二分ノ一					
敎育施設		内 負 補 付	三分ノ一					中等學校 新設一校

事業	總額	補助率								備考
上水道（内 補助・負擔）	[illegible]	四分ノ一 四分ノ三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	復舊工事費 [illegible] 擴張工事費 四,五○○,○○○圓
下水道（内 補助・負擔）	四三,五○○,○○○ 二一,七五○,○○○ 二一,七五○,○○○	二分ノ一 二分ノ一	一,五○○,○○○ 七五○,○○○ 七五○,○○○	八,四○○,○○○ 四,二○○,○○○ 四,二○○,○○○	八,四○○,○○○ 四,二○○,○○○ 四,二○○,○○○	八,四○○,○○○ 四,二○○,○○○ 四,二○○,○○○	八,四○○,○○○ 四,二○○,○○○ 四,二○○,○○○	八,四○○,○○○ 四,二○○,○○○ 四,二○○,○○○	—	既成下水道改良 第一期工事費殘額 [illegible]圓 第二期工事費 [illegible]圓 第三期工事ノ一部 [illegible]圓
公園（内 補助・負擔）	一○,○○○,○○○ 三,三三三,三三三 六,六六六,六六七	三分ノ一 三分ノ二	九七○,○○○ 三二三,三三三 六四六,六六七	一,九○○,○○○ 六三三,三三三 一,二六六,六六七	一,九○○,○○○ 六三三,三三三 一,二六六,六六七	一,九○○,○○○ 六三三,三三三 一,二六六,六六七	一,九○○,○○○ 六三三,三三三 一,二六六,六六七	一,四五○,○○○ 四八三,三三三 九六六,六六七	—	面積平均 九○○坪ノ小公園五二箇所ヲ復興小學校ニ附設スルモノトス
衛生施設（内 補助・負擔）	三,一○○,○○○ 七七五,○○○ 二,三二五,○○○	四分ノ一 四分ノ三	—	一,五五○,○○○ 三八七,五○○ 一,一六二,五○○	七五○,○○○ 一八七,五○○ 五六二,五○○	三○○,○○○ 七五,○○○ 二二五,○○○	五○○,○○○ 一二五,○○○ 三七五,○○○	—	—	實費診療所兼傳染病院三箇所ノ建設
塵芥處分（内 補助・負擔）	一,八五○,○○○ 四六二,五○○ 一,三八七,五○○	四分ノ一 四分ノ三	—	六○○,○○○ 一五○,○○○ 四五○,○○○	六○○,○○○ 一五○,○○○ 四五○,○○○	[illegible]	三○○,○○○ 七五,○○○ 二二五,○○○	三○○,○○○ 七五,○○○ 二二五,○○○	—	取扱所 二七箇所 處理工場 四箇所
中央卸賣市場（内 補助・負擔）	一六,五○○,○○○ 四,一二五,○○○ 一二,三七五,○○○	四分ノ一 四分ノ三	—	四,五○○,○○○ 一,一二五,○○○ 三,三七五,○○○	五,二五○,○○○ 一,三一二,五○○ 三,九三七,五○○	七五○,○○○ 一八七,五○○ 五六二,五○○	[illegible]	二,六五○,○○○ 六六二,五○○ 一,九八七,五○○	—	内一,五○○,○○○圓ハ市ノ純負擔ナリ
教育施設（内 補助・負擔）	三八,六六○,○○○ 九,六六五,○○○ 二八,九九五,○○○	四分ノ一 四分ノ三	—	八,○○○,○○○ 二,○○○,○○○ 六,○○○,○○○	八,○○○,○○○ 二,○○○,○○○ 六,○○○,○○○	八,○○○,○○○ 二,○○○,○○○ 六,○○○,○○○	八,○○○,○○○ 二,○○○,○○○ 六,○○○,○○○	六,六六○,○○○ 一,六六五,○○○ 四,九九五,○○○	—	小學校二七校ノ建設
社會事業（内 補助・負擔）	[illegible]	職業紹介所 三分ノ一 其他 四分ノ一	—	九○○,○○○ 二四七,五○○ 六五二,五○○	[illegible]	九○○,○○○ 二四七,五○○ 六五二,五○○	九○○,○○○ 二四七,五○○ 六五二,五○○	九○○,○○○ 二四七,五○○ 六五二,五○○	—	職業紹介所 三箇所 四五○,○○○圓 兒童健康所 一○箇所 三○○,○○○圓 相談所 婦人授産場 一五箇所 一○○,○○○圓 託兒場 一○箇所 [illegible]圓 公衆食堂 一○箇所 [illegible]圓 簡易宿泊所 一○箇所 一,五○○,○○○圓 質屋 一○箇所 一,五○○,○○○圓 浴場 二○箇所 六○○,○○○圓
電氣事業（内 補助・負擔）	[illegible]		—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一,○○○,○○○ 一,○○○,○○○	七,四○○,○○○ 七,四○○,○○○	軌道事業 二七,○○○,○○○圓 供給事業 [illegible]圓 本事業中 [illegible]圓ニ付テ外國債ニ求メタル場合元利保證ヲ爲スモノトス
合計（内 補助・貸付・負擔）	[illegible]		八,一八九,○○○ [illegible] [illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七,四三○,○○○	

神奈川縣

事業	總額	補助率								備考
國道 道路（内 補助・貸付）	八一八,○四五 四○九,○二八 四○九,○一七	二分ノ一 二分ノ一	二○○,○○○ 一○○,○○○ 一○○,○○○	六一八,○四五 三○九,○二八 三○九,○一七	—	—	—	—	—	東海道改修費更出殘額
國道 橋梁（内 補助・貸付）	五○○,○○○ 三三三,三三三 一六六,六六七	三分ノ二 三分ノ一	一○○,○○○ 六六,六六七 三三,三三三	四○○,○○○ 二六六,六六六 一三三,三三四	—	—	—	—	—	六郷橋架換費支出殘額
教育施設（内 補助・貸付）	二,○○○,○○○ — 二,○○○,○○○		—	五○○,○○○ — 五○○,○○○	五○○,○○○ — 五○○,○○○	五○○,○○○ — 五○○,○○○	五○○,○○○ — 五○○,○○○	—	—	中等學校新營修築二校
合計（内 補助・貸付）	三,三一八,○四五 七四二,三六一 二,五七五,六八四		三○○,○○○ 一六六,六六七 一三三,三三三	一,五一八,○四五 五七五,六九四 九四二,三五一	五○○,○○○ — 五○○,○○○	五○○,○○○ — 五○○,○○○	五○○,○○○ — 五○○,○○○	—	—	

橫濱市

事業	總額	補助率								備考
土地整理（内 補助・貸付）	七,一五九,○○○ 四,七六六,○○○ 二,三九三,○○○	三分ノ二 三分ノ一	九三二,○○○ 六二一,○○○ 三一一,○○○	一,○七一,○○○ 七一四,○○○ 三五七,○○○	一,五九九,○○○ 一,○六六,○○○ 五三三,○○○	九九三,○○○ 六六二,○○○ 三三一,○○○	[illegible]	—	—	面積約 三二四,○○○坪ノ區劃整理
街路（内 補助・貸付・負擔）	八,○六一,三四二 [illegible] [illegible]	二分ノ一	一三八,○○○ 六九,○○○ 六九,○○○	九七○,○○○ 四八五,○○○ 四八五,○○○	一,四四四,○○○ 七二二,○○○ 七二二,○○○	一,七一○,○○○ 八五五,○○○ 八五五,○○○	[illegible]	[illegible]	—	幹線延長 六○,○○○間ノ修築二橋ノ架設 内一,二七○,八○○圓ハ市ノ純負擔ナリ
道路橋梁（内 補助・負擔）	六,九九九,四二八 二,八八九,五四二 四,一○九,八八六	十二分ノ五 十二分ノ七	—	一,七四○,○○○ 七二五,○○○ 一,○一五,○○○	一,五○○,○○○ 六二五,○○○ 八七五,○○○	一,六四○,○○○ 六八三,三三三 九五六,六六七	一,○六八,○○○ [illegible] [illegible]	九九一,四二八 四○七,一○九 五八四,三一九	—	道路新設工事 側溝工事 土留工事 橋梁架換 同修繕 [illegible] 内一○○,三二六圓ハ市ノ純負擔ナリ
河川（内 補助・負擔）	[illegible]	三分ノ一 三分ノ二	—	一,二九○,○○○ 四三○,○○○ 八六○,○○○	一,二○○,○○○ 四○○,○○○ 八○○,○○○	一,二○○,○○○ 四○○,○○○ 八○○,○○○	一,二○○,○○○ 四○○,○○○ 八○○,○○○	八四三,三三四 [illegible] [illegible]	—	護岸修築延長 九,六二○間ノ修築 三河川ノ改修 内二三,三四四圓ハ市ノ純負擔ナリ
上水道（内 補助・負擔）	三,○○○,○○○ 七五○,○○○ 二,二五○,○○○	四分ノ一 四分ノ三	—	[illegible]	八○○,○○○ 二○○,○○○ 六○○,○○○	[illegible]	[illegible]	—	—	導水管、淨水裝置、配水管工場ノ新設、復舊等
下水道（内 補助・負擔）	一,二五○,○○○ 六二五,○○○ 六二五,○○○	二分ノ一 二分ノ一	—	三六○,○○○ 一八○,○○○ 一八○,○○○	二七○,○○○ 一三五,○○○ 一三五,○○○	二七○,○○○ 一三五,○○○ 一三五,○○○	二七○,○○○ 一三五,○○○ 一三五,○○○	八○,○○○ 四○,○○○ 四○,○○○	—	面積 八六九,四八七坪ノ排水區域内ニ於ケル暗渠、人孔、桝、取付管ノ復舊
中央卸賣市場（内 補助・負擔）	四,○○○,○○○ 一,○○○,○○○ 三,○○○,○○○	四分ノ一 四分ノ三	—	四五○,○○○ 一一二,五○○ 三三七,五○○	八○○,○○○ 二○○,○○○ 六○○,○○○	八○○,○○○ 二○○,○○○ 六○○,○○○	一,二○○,○○○ 三○○,○○○ 九○○,○○○	七五○,○○○ 一八七,五○○ 五六二,五○○	—	
衛生施設（内 補助・負擔）	一,五○○,○○○ 五○○,○○○ 一,○○○,○○○	三分ノ一 三分ノ二	—	七九○,○○○ 二六五,○○○ 五二五,○○○	五○○,○○○ 一七○,○○○ 三三○,○○○	二五,八一二 八,六○四 一七,二○八	一八四,一八八 五六,三九六 一二七,七九二	—	—	
内 十全醫院（内 補助・負擔）	七○○,○○○ 一七五,○○○ 五二五,○○○	四分ノ一 四分ノ三	—	三六○,○○○ 九○,○○○ 二七○,○○○	二四○,○○○ 六○,○○○ 一八○,○○○	六,○○○ 一,五○○ 四,五○○	九四,○○○ 二三,五○○ 七○,五○○	—	—	本館、病室、隔離室 二,四五○坪ノ建築
内 傳染病院（内 補助・負擔）	四五○,○○○ 一五○,○○○ 三○○,○○○	三分ノ一 三分ノ二	—	二四○,○○○ 八○,○○○ 一六○,○○○	一二○,○○○ 四○,○○○ 八○,○○○	一六,八一二 五,六○四 一一,二○八	七三,一八八 二四,三九六 四八,七九二	—	—	病室、隔離所、消毒所等延約 二,四○○坪ノ建築
内 結核療養所（内 補助・負擔）	三五○,○○○ 一七五,○○○ 一七五,○○○	二分ノ一 二分ノ一	—	一九○,○○○ 九五,○○○ 九五,○○○	一四○,○○○ 七○,○○○ 七○,○○○	三,○○○ 一,五○○ 一,五○○	一七,○○○ 八,五○○ 八,五○○	—	—	本館、病舍、看護婦宿舍等延 九六○坪ノ建築
教育施設（内 補助・負擔）	一○,九五○,○○○ [illegible] [illegible]	四分ノ一 四分ノ三	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二,二五○,○○○ [illegible] 一,六七二,五○○	—	小學校三校、商業學校一校ノ建設「商業學校費ノ分ニハ補助ナシ」
社會事業（内 補助・負擔）	七五○,○○○ 二一○,○○○ 五四○,○○○	職業紹介所 三分ノ一 其他 四分ノ一	—	三○○,○○○ 八四,○○○ 二一六,○○○	四○○,○○○ 一一二,○○○ 二八八,○○○	[illegible]	[illegible]	—	—	職業紹介所 三箇所 公設市場 一箇所 簡易食堂 二箇所 託兒所 一箇所 公設浴場 二箇所 [illegible]
電氣事業	[illegible]									

（負擔）	…〇〇〇 一,六〇一,…八		…〇〇〇	…〇〇〇	七…〇〇〇	…〇〇〇	四…,〇〇〇 七二一,…	五…,〇〇〇 九六〇,…	內一,…圓ハ市ノ純負擔ナリ
道路橋梁 內 補助 負擔	六,九三九,四二八 二,八四九,五四二 四,〇八九,八八六	十二分ノ五 十二分ノ七	—	一,七四〇,〇〇〇 七三五,〇〇〇 一,〇〇五,〇〇〇	一,五一〇,〇〇〇 六三五,〇〇〇 八七五,〇〇〇	一,六五〇,〇〇〇 六八三,二三三 九六六,七六七	一,〇六八,〇〇〇 四〇九,〇〇〇 六五九,〇〇〇	九九一,四二八 四〇八,二一九 五八三,二〇九	新設工事 一九五,八二三坪六 側溝工事 九六,〇五一間五 土留工事 一,七七九坪八 橋梁架換 一〇橋 同修繕 二橋 內一〇〇,二一六圓ハ市ノ純負擔ナリ
河川 內 補助 負擔	五,七三三,三三四 一,八六六,六六七 三,八六六,六六七	三分ノ一 三分ノ二	—	一,二九〇,〇〇〇 四三〇,〇〇〇 八六〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇 四〇〇,〇〇〇 八〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇 四〇〇,〇〇〇 八〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇 四〇〇,〇〇〇 八〇〇,〇〇〇	八四三,三三四 二三六,六六七 六〇六,六六七	護岸修築延長 九,六二〇間ノ修築 二河川ノ改修 內一二三,三二四圓ハ市ノ純負擔ナリ
上水道 內 補助 負擔	三,〇〇〇,〇〇〇 七五〇,〇〇〇 二,二五〇,〇〇〇	四分ノ一 四分ノ三	—	一,四〇〇,〇〇〇 三五〇,〇〇〇 一,〇五〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇 二〇〇,〇〇〇 六〇〇,〇〇〇	六二三,八八一 一五五,九七〇 四六七,九一一	一七六,一一九 四四,〇三〇 一三二,〇八九	—	導水管、淨水裝置、配水管工場ノ新設、復舊等
下水道 內 補助 負擔	一,二五〇,〇〇〇 六二五,〇〇〇 六二五,〇〇〇	二分ノ一 二分ノ一	—	三六〇,〇〇〇 一八〇,〇〇〇 一八〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇 一三五,〇〇〇 一三五,〇〇〇	二七〇,〇〇〇 一三五,〇〇〇 一三五,〇〇〇	二七〇,〇〇〇 一三五,〇〇〇 一三五,〇〇〇	八〇,〇〇〇 四〇,〇〇〇 四〇,〇〇〇	面積一,六六九,四八七坪ノ排水區域內ニ於ケル管渠、人孔、桝取付管ノ復舊
中央卸賣市場 內 補助 負擔	四,〇〇〇,〇〇〇 一,〇〇〇,〇〇〇 三,〇〇〇,〇〇〇	四分ノ一 四分ノ三	—	四五〇,〇〇〇 一一二,五〇〇 三三七,五〇〇	八〇〇,〇〇〇 二〇〇,〇〇〇 六〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇 二〇〇,〇〇〇 六〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇 三〇〇,〇〇〇 九〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇 一八七,五〇〇 五六二,五〇〇	
衛生施設 內 補助 負擔	一,五〇〇,〇〇〇 五〇〇,〇〇〇 一,〇〇〇,〇〇〇	三分ノ一 三分ノ二	—	七九〇,〇〇〇 二六五,〇〇〇 五二五,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇 一七〇,〇〇〇 三三〇,〇〇〇	二五,八三二 八,六〇四 一七,二二八	一八四,一六八 五六,三九六 一二七,七七二	—	
內 十全醫院 內 補助 負擔	七〇〇,〇〇〇 一七五,〇〇〇 五二五,〇〇〇	四分ノ一 四分ノ三	—	三六〇,〇〇〇 九〇,〇〇〇 二七〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇 六〇,〇〇〇 一八〇,〇〇〇	六,〇〇〇 一,五〇〇 四,五〇〇	九四,〇〇〇 二三,五〇〇 七〇,五〇〇	—	本館、病室、隔離室 二,四七〇坪ノ建築
內 傳染病院 內 補助 負擔	四五〇,〇〇〇 一五〇,〇〇〇 三〇〇,〇〇〇	三分ノ一 三分ノ二	—	二四〇,〇〇〇 八〇,〇〇〇 一六〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇 四〇,〇〇〇 八〇,〇〇〇	一六,八二二 五,六〇七 一一,二一五	七三,一七八 二四,三九三 四八,七八五	—	病室、隔離所、消毒所等延約二,四〇〇坪ノ建築
內 結核療養所 內 補助 負擔	三五〇,〇〇〇 一七五,〇〇〇 一七五,〇〇〇	二分ノ一 二分ノ一	—	一九〇,〇〇〇 九五,〇〇〇 九五,〇〇〇	一四〇,〇〇〇 七〇,〇〇〇 七〇,〇〇〇	三,〇〇〇 一,五〇〇 一,五〇〇	一七,〇〇〇 八,五〇〇 八,五〇〇	—	本館、病舍、看護婦宿舍等延九六〇坪ノ建築
敎育施設 內 補助 負擔	一〇,九五〇,〇〇〇 二,五五七,五〇〇 八,三九二,五〇〇	四分ノ一 四分ノ三	—	二,二〇〇,〇〇〇 五五〇,〇〇〇 一,六五〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇 五五〇,〇〇〇 一,六五〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇 四九〇,〇〇〇 一,七一〇,〇〇〇	二,二〇〇,〇〇〇 四九〇,〇〇〇 一,七一〇,〇〇〇	二,一五〇,〇〇〇 四七七,五〇〇 一,六七二,五〇〇	小學校三校、商業學校一校ノ建設、商業學校費ノ分ニハ補助ナシ
社會事業 內 補助 負擔	七五〇,〇〇〇 二一〇,〇〇〇 五四〇,〇〇〇	職業紹介所 三分ノ一 其他 四分ノ一	—	三〇〇,〇〇〇 八四,〇〇〇 二一六,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇 一一二,〇〇〇 二八八,〇〇〇	三四,一〇〇 六,八三三 二七,二六七	一五,九〇〇 七,一六七 八,七三三	—	職業紹介所 三箇所 一〇,〇〇〇圓 公設市場 三箇所 二〇〇,〇〇〇圓 簡易食堂 二箇所 一〇〇,〇〇〇圓 託兒所 二箇所 六〇,〇〇〇圓 公設浴場 二箇所 二〇,〇〇〇圓 授產場 三箇所 一二〇,〇〇〇圓
電氣事業 內 補助 負擔	八,五〇〇,〇〇〇 八,五〇〇,〇〇〇 —		—	一,七〇〇,〇〇〇 一,七〇〇,〇〇〇 —	一,七〇〇,〇〇〇 一,七〇〇,〇〇〇 —	一,七〇〇,〇〇〇 一,七〇〇,〇〇〇 —	一,七〇〇,〇〇〇 一,七〇〇,〇〇〇 —	一,七〇〇,〇〇〇 一,七〇〇,〇〇〇 —	軌道事業費 本事業ニ付財源ヲ外國債ニ求メタル場合元利保證ヲ爲スモノトス
瓦斯事業 內 補助 負擔	三,〇〇〇,〇〇〇 三,〇〇〇,〇〇〇 —		—	一,三〇〇,〇〇〇 一,三〇〇,〇〇〇 —	一,〇〇〇,〇〇〇 一,〇〇〇,〇〇〇 —	二九九,九九九 二九九,九九九 —	三〇〇,〇〇〇 三〇〇,〇〇〇 —	一〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇 —	瓦斯製造供給設備其他 本事業ニ付財源ヲ外國債ニ求メタル場合元利保證ヲ爲スモノトス
合計 內 補助 貸付 負擔	六〇,八六六,〇九四 一八,五三八,三三三 一五,四〇二,〇〇〇 二六,九二五,七六一		三三一,〇〇〇 — 二三六,〇〇〇 九五,〇〇〇	一三,五七九,〇〇〇 三,八九九,五〇〇 八四六,〇〇〇 八,八三三,五〇〇	一三,三九三,〇〇〇 四,一六〇,〇〇〇 一,二五五,〇〇〇 七,九七八,〇〇〇	一一,五〇六,五九二 三,五九九,一〇六 一,一八六,〇〇〇 六,七二一,四八六	一三,六五〇,六九〇 四,八三五,二二七 一,六六九,〇〇〇 七,一四六,四六三	八,五二五,八一二 一,九〇八,五〇〇 三九一,〇〇〇 六,二二六,三一二	—
總計 內 補助 貸付 府負擔 市負擔	三八一,五三三,六二〇 二四〇,六八一,六八〇 六七,八〇四,〇四二 一,七七六,〇六九 七一,二七一,八二九		一〇,八四七,〇三七 四,六五七,三四四 二,二〇六,三五六 — 三,九八三,三三七	七九,二八五,六四五 二七,五五九,三三三 一二,五八八,五一七 六七,六七九 三九,〇六九,七〇七	八〇,一九三,九三六 二九,一二八,七七三 一三,九六七,七七二 五五五,四五三 三六,八四一,九八九	六九,四四一,四四六 二七,三八一,〇三三 一二,九五九,三五八 五〇三,四一一 二八,五九七,六四五	八三,八八一,六〇七 三五,一三六,二二四 一七,四三三,四〇〇 六〇九,五三六 三〇,七〇二,四五七	四八,一四三,九六三 一六,八一八,六一五 六,六四九,〇〇〇 — 二四,六七五,三三八	七,四五〇,〇〇〇 — — — 七,四五〇,〇〇〇

市執行復興事業費國庫補給利子年度割表

種別	總額	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	大正十五年度 昭和元年度	昭和二年度	昭和三年度	摘要
東京市負擔額 內 利子補給ヲ要スルモノ 利子補給ヲ要セザルモノ	一三二,四八三,三九四円 八四,九八三,三九四 四七,五〇〇,〇〇〇	九,九八三,三三三円 一,七三三,三三三 八,二五〇,〇〇〇	二〇,二四八,三三四円 一八,九九八,三三四 一,二五〇,〇〇〇	二〇,〇七九,一七九円 一八,八二九,一七九 一,二五〇,〇〇〇	二〇,〇六九,一六七円 一八,六六九,一六七 一,四〇〇,〇〇〇	二二,二二四,一六七円 二二,二二四,一六七 —	三,五〇〇,四七五円 三,五〇〇,四七五 —	(一)上水道、電氣事業及瓦斯事業債ニ對シテハ利子ヲ補給セズ (二)利子ハ大正十二年度ハ二ケ月分、大正十三年度以降借入ノ分ハ其ノ年分ニ限リ八ケ月分トシテ計算セリ (三)利率ハ年七分ノ割合ヲ以テ計算セリ (四)市負擔額ニ於テ前表ト符合セザルモノアルハ市ノ純負擔トシテ豫算ヲ追加シ又ハ事業執行上ノ都合ニ依リ豫算ノ更正ヲ爲シタルモノアルニヨル
横濱市負擔額 內 利子補給ヲ要スルモノ 利子補給ヲ要セザルモノ	三五,六四八,六六七 二一,八九八,六六七 一三,七五〇,〇〇〇	一,二二四,五〇〇 四八四,五〇〇 七四〇,〇〇〇	七,五九九,〇〇〇 四,二九九,〇〇〇 三,三〇〇,〇〇〇	七,九七八,〇〇〇 四,六七八,〇〇〇 三,三〇〇,〇〇〇	六,九八二,六六七 四,三八二,六六七 二,六〇〇,〇〇〇	六,四二〇,〇〇〇 四,四二〇,〇〇〇 二,〇〇〇,〇〇〇	五,四三四,五〇〇 三,六三四,五〇〇 一,八〇〇,〇〇〇	
利子補給額 內 東京市 横濱市	二一,六七四,七一三 一七,四〇八,二三五 四,二六六,四七八	三八,八二二 三〇,三三三 八,四八九	一,二四二,四四五 一,〇〇七,九二三 二三四,五二二	二,八六三,四六三 二,三三〇,三一〇 五三三,一五三	四,五〇七,九二三 三,六四一,〇六八 八六六,八五五	五,九一六,八〇〇 四,七四一,四四一 一,一七五,三五九	七,一〇五,二六〇 五,六五七,一六〇 一,四四八,一〇〇	

復興事業債元利保證

種別	事業債 名稱	制限額	償還期限	摘要
東京市	市債	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	起債ノ年ヨリ三十六箇年	外國ニ於テ募集スルモノニ限ル
横濱市	市債	四〇,〇〇〇,〇〇〇	起債ノ年ヨリ三十六箇年	

備考 本表中「補助」トアルハ國庫補助、「貸付」トアルハ國庫貸付、「負擔」トアルハ當該公共團體ノ純負擔額ヲ示シタルモノナリ

内	國庫補助	五〇、一五六、七〇七	
	市負擔	一三二、四八三、三九三	
横濱市		四六、三九二、〇〇〇	
内	國庫補助	一〇、七四三、三三三	
	市負擔	三五、六四八、六六七	

であつて、右の内市の負擔すべき金額は兩市共公債に依り調達するものとし、之を外國に於て募集する場合東京市は起債額面一億圓、横濱市は起債額面四千萬圓を限り償還期限を起債の年から三十六箇年以内とすることを條件として其の元利支拂に付政府に於て之を保證し得ることに決定した。而して東京市に於ては大正十三年六月五日大藏省預金部から英貨三百萬磅(年七分)の一時借入を爲し事業費に充當して來たけれども、大正十五年十月七日に至り左の通英貨公債六百三十萬磅(約六千萬圓)を發行し右一時借入は之を返却した。

發行額　六百萬磅

利率　五分五厘

發行價格　八十三磅半
發行方法　倫敦市ウェストミンスター銀行外六行シンヂケート團引受發行
償還期限　昭和三十六年十二月三十一日
据置期限　十年
　十年經過後は九十日以前の豫告を以て全部又は一部の償還を爲すことを得
償還方法　發行後六年目より償還期限迄に滯崩法に依り償還
證券種類　二百磅券、百磅券、二十磅券の三種
利　廻　六分七厘三毛

東京市は昭和二年三月更に米國に於て左の通米貨二千六十四萬弗(邦貨約四千萬圓)を起債し、曩に起債した英貨六百萬磅と併せて一億圓の起債を了した。

發行額　二千六十四萬弗
利　率　五分五厘
發行價格　八十九パーセント二分の一
發行方法　ゼー、ビー、モルガン商會外四行シンヂケート團引受發行
償還期限　昭和三十六年十月一日
据置期間　十五年(昭和十七年三月三十一日迄)
　十五年經過後即ち昭和十七年四月一日以後は四十五日前の豫告を以て全部又は一部の償還を爲すことを得
償還方法　元利均等償還
證券種類　千弗券一種
利　廻(複利)　六分二四
利　拂　期　四月一日、十月一日
元利金支拂場所　橫濱正金銀行紐育支店
　又橫濱市に於ては大正十四年四月以來總額金七百七萬六千八百圓(年七分)を大藏省預金部より一時借入を爲して事業費に充當し來たけれども大正十五年十一月二十三日に至り左の通米貨公債千九百七十四萬弗(約三千九百五十萬圓)外債を

發行し右の一時借入は之を返濟した。

發行額	千九百七十四萬弗
利率	六分
發行價格	九十三パーセント
發行方法	紐育市ゼー、ビー、モルガン商會外四行シンヂケート團引受發行
債還期限	昭和三十六年十二月一日
据置期間	十五年
債還方法	十五年經過後は六十日前の豫告を以て全部又は一部の債還を爲すことを得發行後一年目より債還期限迄に濟崩の方法に依り債還す
證券種類	千弗券一種
利廻	六分五厘一毛

大正十四年六月第四十九帝國議會の協賛を經て決定した東京及横濱兩市に於ける土地區劃整理補助線街路の豫算は

東京市		九四、八〇三、〇〇〇圓
内	國庫補助	五三、〇六〇、〇〇〇
内	國庫貸付	四一、七四三、〇〇〇
横濱市		一〇、一九七、〇〇〇
内	國庫補助	五、七九五、〇〇〇
内	國庫貸付	四、四〇二、〇〇〇

であるが、此の經費は總て國庫より補助竝貸付を爲すが故に市に於て公債を發行する必要なく從つて元利保證の關係がない。

（因に第二節第二項に說明せる東京及横濱兩市の復興事業費は右に述べた如く第四十七回及第四十九回帝國議會の協賛を經て決定したものの外、第五十二議會に提案したる追加額竝東京市が別に計上したる電氣事業費五十萬圓を加へたる合計額に當る）

第十章　復興事業關係法令

這般の大震災竝之に伴ふて隨所より起つた大火災の爲に、東京及横濱を中心とする我國政治經濟の中樞地域が甚大なる損害を蒙り、緊急非常の狀態に陷りたるに際し、我國朝野を擧りて保安維持竝救恤に關し、各般の方途を講じて應急策を施すと同時に、災害地方の復舊竝復興に全力を傾注するに至つたのである。而して東京及横濱に於ける復興事業の執行に關しては、從來の諸法令を之に適用するの不便不利なるものありしに依り、政府は特に必要なる法令を制定して時宜に適せしめた。今其の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

大正十二年　九月十五日　東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域內ニ於ケル假設建築物ニ關スル件勅令四一四號）

同　　九月十七日　市街地建築物法適用區域ニ於ケル假設建築物ニ關スル件內務省令三三號）

同　　九月十九日　帝都復興審議會官制（勅令）

同　　九月廿七日　帝都復興院官制（勅令）

同　　十二月廿四日　特別都市計畫法（法律五三號）

同　　十二月廿四日　復興事業ノ施行ニ伴ヒ支拂フヘキ金額ヲ國債證券ヲ以テ交付シ得ルノ件（法律五五號）

大正十三年　二月一日　震災善後公債法（法律五六號）

同　　二月廿五日　特別都市計畫委員會官制（勅令一四號）

同　　三月十五日　復興局官制（勅令二六號）

同　　四月二日　特別都市計畫法施行令（勅令四九號）

同　　六月二日　特別都市計畫法施行令等二十四條ノ規定ニ依リ土地區劃整理委員會ニ關スル件（內務省令一二號）

復興事業ノ施行ニ伴ヒ交付スヘキ國債證券ニ

關スル件(勅令一三七號)	同	六月十二日
復興交付公債ノ發行交付ニ關スル規程(大藏省令一六號)	同	七月廿二日
復興貯蓄債券法(法律一五號)	同	七月廿二日
借地借家臨時處理法(法律一六號)	同	八月二日
防火地區建築補助規則(內務省令一九號)	同	八月廿三日
大正十二年勅令第四百十四號ノ規定ニ依ル建築物著手期限ノ延期ニ關スル件(勅令一九八號)	同	八月三十日
震災ニ因ル府縣災害土木費國庫補助規程(勅令二〇三號)	同	十二月二日
特別都市計畫事業ニ伴フ建物其ノ他ノ工作物ノ移轉ニ因リ支拂フヘキ補償金等ヲ前金拂ト爲スノ件(勅令第三〇二號)	大正十四年	三月廿七日
特別都市計畫區域內ニ於ケル寺院ノ國有境內地讓與等ニ關スル件(法律四號)	大正十五年	四月六日
特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ伴フ清算金及補償金ニ關スル件(法律五二號)	同	九月十四日
特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ伴フ清算金及補償金ニ關スル法律施行規則(內務省令四五號)	同	十一月十七日
土地區劃整理清算金取扱令(勅令三四二號)	同	十一月十八日
土地區劃整理清算金事務取扱規程(內務大藏省令)	同	十一月十八日
土地區劃整理清算金日本銀行取扱規程(大藏省令四七號)	同	十一月十八日
大正十二年勅令第四百十四號ノ規定ニ依ル假設建設物ノ除却期限ノ延期ニ關スル件(勅令三三號)	昭和二年	三月十九日

同　三月卅一日　防火地區內借地權處理法(法律四〇號)
同　五月廿五日　防火地區內借地權處理法ノ施行期日及施行地區ニ關スル件(勅令一三六號)
同　五月廿六日　昭和二年勅令第三十三號ノ規定ニ依リ特殊建築物指定竝構造設備規定ニ關スル件(內務省令三一號)

以上は復興事業の執行に付特に制定せられたる諸法令を揭記したのであるが、尙震災前制定せられたる諸法令にして復興事業の執行上關係ある主なるものを下に摘記する。而して此等の法令の中には、例へば市街地建築物法施行令及同施行規則に於けるが如く、大震災の結果必要なる改正を加へられたるものあることを注意すべきである。

都市計畫法(大正八年法律三六號)
都市計畫法施行令(大正八年勅令四八二號)
都市計畫法施行令第九條第四號ノ規定ニ依リ受益者指定ノ件、大正九年內務省令二八號)
市街地建築物法(大正八年法律三七號)
市街地建築物法施行令(大正九年勅令四三八號)
市街地建築物法施行規則(大正九年內務省令三七號)
市街地建築物法施行細則(大正九年警視廳令三三號)
市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則(大正十二年內務省令一五號)
地域內特別地區規則(大正十二年內務省令二三號)
市街地建築物法適用區域ノ件(大正九年勅令五四〇號)
耕地整理法(明治四十二年法律三〇號)
耕地整理法施行規則(明治四十二年農商務省令三九號)
土地區劃整理ノ施行ニ耕地整理法施行規則準用ノ件(大正十二年內務省令二二號)

土地臺帳規則(明治二十二年勅令三九號)
土地臺帳規則施行規則(明治二十二年大藏省令一一號)
不動產登記法(明治三十二年法律二四號)
耕地整理登記令(明治四十二年勅令二三三號)
都市計畫法ニ依ル土地區劃整理ニ關スル登記ノ件(大正八年勅令四八四號)
耕地整理登記令施行細則(明治四十二年司法省令二一號)
耕地整理登記令施行細則土地區劃整理地區內ノ土地等ノ登記ニ準用ノ件(大正八年司法省令一八號)
內務省所管不動產登記囑託官吏指定ノ件(明治三十五年內務省令一三號)
土地收用法(明治三十三年法律二九號)
土地收用法施行令(明治三十三年勅令九九號)
借地法(大正十年法律四九號)
借家法(大正十年法律五〇號)
借地借家停調法(大正十一年法律四一號)

道路法(大正八年法律五八號)
道路法施行令(大正八年勅令四六〇號)
道路構造令(大正八年內務省令二四號)
街路構造令(大正八年內務省令二五號)
道路工事執行令(大正九年內務省令三六號)
道路取締令(大正九年內務省令四五號)
道路維持修繕令(大正十年內務省令一五號)
軌道法(大正十年法律七六號)
河川法(明治二十九年法律七一號)
運河法(大正二年法律一六號)
公有水面埋立法(大正十年法律五七號)
水道條例(明治二十三年法律九號)
下水道法(明治三十三年法律三二號)

國庫ヨリ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件（明治三十年法律一二七號）

府縣災害土木費國庫補助ニ關スル件（明治四十四年法律一〇號）

中央卸賣市場法（大正十二年法律三二號）

附錄

一　大東京道路網計畫

近時東京市郊外一圓の發展頓に著しきものあり、殊に大震火災後に於て急速なるに鑑み、將來の交通上又は保安上の利便を慮り東京都市計畫區域内の道路計畫に付特に深甚なる注意を拂ふこととなり、大正十年内閣の認可を經て、市の内外に亘り六十七路線總延長約百五杆の道路新設及擴築を計畫し、其の市内に屬する分は東京市役所に於て、又其の市外に屬する分は東京府廳に於て、之を實施することの決定を見た。而して其の市内の分は財源の關係上今日に至るまで其の一小部分を除く外は未だ工事着手の運びに至らず、市外の分に付ては大正十年來着々工事を進め、大震災の當時に於ては既に其の功程も餘程の進捗を見て居たのである。

本文第三章第一節に述べたる放射線及環狀線の道路橋梁の復興事業は、卽ち本計畫に該當する道路橋梁の復興事業に他ならぬ。

然るに大正十年の計畫は、市部若くは市部に近接したる郊外の地域に限られた部分的計畫に止まり、都市計畫區域內全部を一丸として樹てられたる計畫ではなく、殊に震火災に因りて燒失區域內の道路計畫は今回の帝都復興計畫に依つて根本的に改訂を加へられた爲、之が實現の曉に於ては既定計畫の部分も亦改訂補足するに非ざれば交通上の支障を惹起することとなるのである。故に都市計畫區域內全般に亘りて現在の各種運輸交通の實況と、將來市の內外發達の趨勢とを併せ考へて所謂大東京道路網計畫を樹て昭和二年之を確定するに至つたのである。此の計畫に依れば、先づ東京市の中心と外部の地方との交通を圓滑にする爲に幹線と成るべき放射形道路十六線延長約百三十三粁を郊外に於て設け、更に是等放射道路を連結して各地方との交通を一層利便ならしむる目的の下に從來の環狀路線の更に外圍を爲す幹線環狀形道路三線延長約百十三粁を配置し、同時に郊外地の部分的交通の利便を圖ることを目的とする補助線道路百七線延長約三百八十四粁を計畫することにした。尙市內に於ては前述幹線放射道路を都心に接續せしむると共に復興計畫街路と其の他の既定計畫街路との連絡を全からしめる爲に十六線延長約三十粁を選定した。斯くして在來道路及既に決定した街路計畫と併せて東京都市計畫區域內に大道路網が設定せられたのである。而して今回決定に係る道路の事業費は總額約三億七千萬圓の見込であるが、府市財政の現狀に於ては今直に其の全部を實現することは困難であるから、先づ是等の計畫中最も急施を必要とするものから順次に執行する方針を採り、東京府に於ては幹線放射道路十三線、幹線環狀道路二線、補助線道路十四線、市內の部中郡部に屬するもの一線、合計三十線延長約八十九粁を選んで昭和二年度から昭和十一年度に亘る十箇年繼續事業として經費五千三百三十一萬八千百七十九圓を以て事業を執行することとなつた。而して東京市役所の執行すべき分に關しては大正十年に於て計畫街路の未施行のものと併せて後日其の實施計畫が樹てらるべきである。

二　東京高速度鐵道

都市の人口增加率は、全國人口の增加率に比すれば著しく高率であると同時に都市交通量の增加率は亦都市人口の增加率よりも更に高率であることを普通とする。

故に都市に於ては生活必需品其の他物資の供給は大體に於て人口の增加に正比例して增加するを以て事足るも、交通施設は幾何級數的に增加するに非ざれば需要を充足することは不可能である。由來商工業の發達が交通機關の利用を助長するは勿論、近時婦人の社會的活動が旺盛となりたることも確に交通量增加の一因であらう。殊に朝夕のラッシュアワーに於ける交通量は一日平均の數倍に達し、又ラッシュアワーの交通增加率は交通平均增加率よりも年々累增しつつあるが故に、路面電車又は乘合自動車のみを以てしては將來到底雜沓混雜を緩和することが出來ない。之が爲に、風紀上、衞生上、經濟上又思想上甚だ面白からぬ結果を生ずることは遺憾とする處である。東京市電氣局に於て大正十二年の五月末及六月初に、市の交通調査を行ひ、同年六月七日のダイヤグラムに登載したる處に依れば、ラッシュアワーの午前七時から八時迄に十萬四千五百九十一人を運び、其の中八割迄は中心地に向ふものである。現在東京市に於ける交通機關は市營の路面電車市營竝私營會社の乘合自動車及鐵道省の經營に係る山ノ手線、中央線、京濱線等の高速線を以て主要のものとする。然るに之の現狀を以てしては到底將來益〻增加すべき東京市の交通量を消化し得ざること疑なきに依り、今回の復興計畫の樹立に際して之が緩和を圖るべく新に高速度鐵道の完備を企圖し、大正十四年一月以來關係主務省竝府市當局等愼重審議を重ね同年三月都市計畫として高速度鐵道五路線、延長五十一哩二分の計畫線を決定した。而して中三線は東京市に於て近く着手すべく調査を進めて居り、又一方東京地下鐵道株式會社の敷設に係る淺草上野間の地下鐵道は工事竣功して既に開通した。

三　大橫濱計畫

橫濱は由來帝都の關門にして我國有數の大開港場である。今を去る七十有餘年前我國が久しき間の鎖國の夢より醒め、諸外國に門戶を開放するに至りてより

以來歐米人及支那人の居留する者年と共に其の多きを加へ、大正十年の頃に於ては約八千人に達し、爾來益〻增加すべき趨勢に在りたるに際し、這般の震火災の爲是等外人の多くは一時各地方へ離散したるも、災後秩序の回復に伴ひて追〻復歸するもの日に相踵ぎ、昨今に於ては殆んど舊態に復せるのみならず、災前に於けるよりも其の增加率に於て一層著しきものがある。されば軈て完成する横濱復興の曉には外人の居留者も優に十萬人に及ぶべき見込にして横濱は單に日本の一都市と謂はんよりは寧ろ國際的都市と稱すべきである。玆に於て横濱の復興は前に述べたる計畫の通り之を執行せらるるは勿論であるが、更に進んで左の通り大横濱建設の計畫が樹立せられた。此の計畫は復興計畫の外ではあるが、復興事業と相俟つて實現せらるべきものである。

(一)　隣接九箇町村を從來の横濱市の區域内に併合して一層多數の市民を得一致協力して横濱市勢の開發を計らむとし昭和二年四月之を斷行した。

(二)　生麥地先六十萬坪の埋立工事を行ひ市の財源を潤澤ならしむると共に工業用地を豐富ならしめ以て從來の如く單に内外物資の通過地たるに止まらしめ

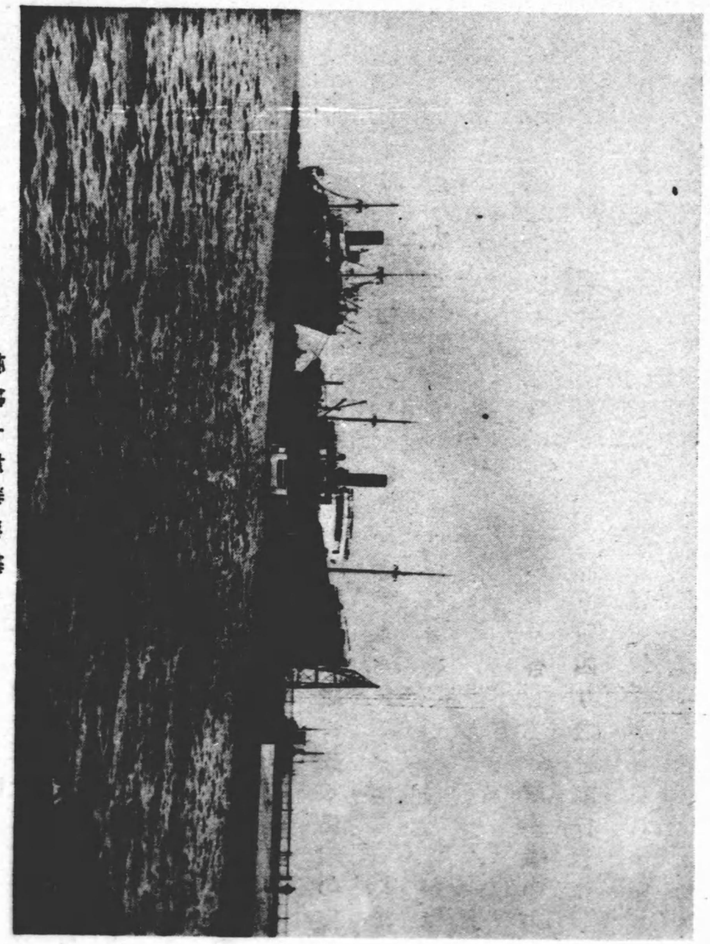

橋桟大新港濱横

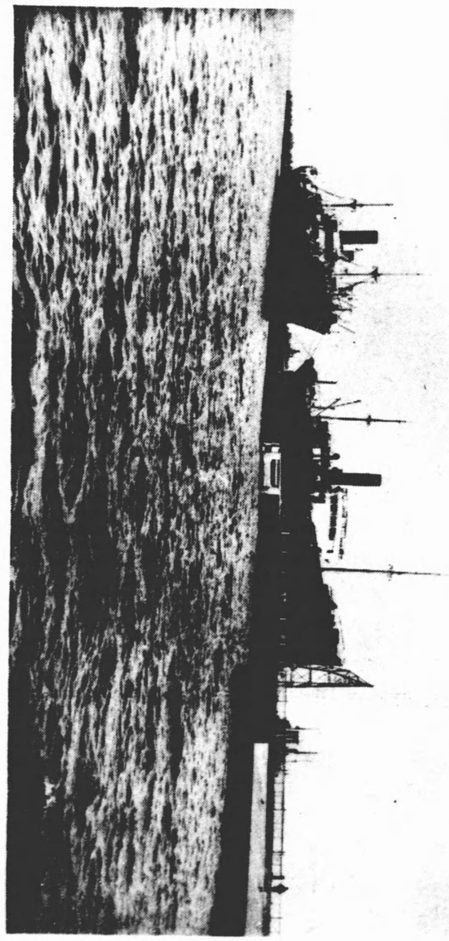

橋棧大新港濱横

以來歐米人及支那人の居留する者年と共に其の多きを加へ、大正十年の頃に於ては約八千人に達し、爾來益〻增加すべき趨勢に在りたるに際し、這般の震火災の爲是等外人の多くは一時各地方へ離散したるも、災後秩序の回復に伴ひて追〻復歸するもの日に相踵ぎ、昨今に於ては殆んど舊態に復せるのみならず、災前に於けるよりも其の增加率に於て一層著しきものがある。されば軈て完成する横濱復興の曉には外人の居留者も優に十萬人に及ぶべき見込にして横濱は單に日本の一都市と謂はんよりは寧ろ國際的都市と稱すべきである。玆に於て横濱の復興は前に述べたる計畫の通り之を執行せらるるは勿論であるが、更に進んで左の通り大横濱建設の計畫が樹立せられた。此の計畫は復興計畫の外ではあるが、復興事業と相俟つて實現せらるべきものである。

(一)　隣接九箇町村を從來の横濱市の區域内に併合して一層多數の市民を得一致協力して横濱市勢の開發を計らむとし昭和二年四月之を斷行した。

(二)　生麥地先六十萬坪の埋立工事を行ひ市の財源を潤澤ならしむると共に工業用地を豐富ならしめ以て從來の如く單に内外物資の通過地たるに止まらしめ

す進んで一大工業都市たらしめむとし、其の埋立工事に着手した。

(三)　舊來の港口改良の具體化として大防波堤を建設し、巨船出入の便を計ると共に船舶避難の安全地帶と爲し、貿易の發展に資することとし政府は昭和二年度より其の工事を起した。

上記三大事業の完成の曉に於ては復興事業の竣功と相俟つて、橫濱市に於ける商工業の發展期して俟つべく又國際的都市として國運の進展に貢獻するや必ず大なるものがあるであらう。

（終り）

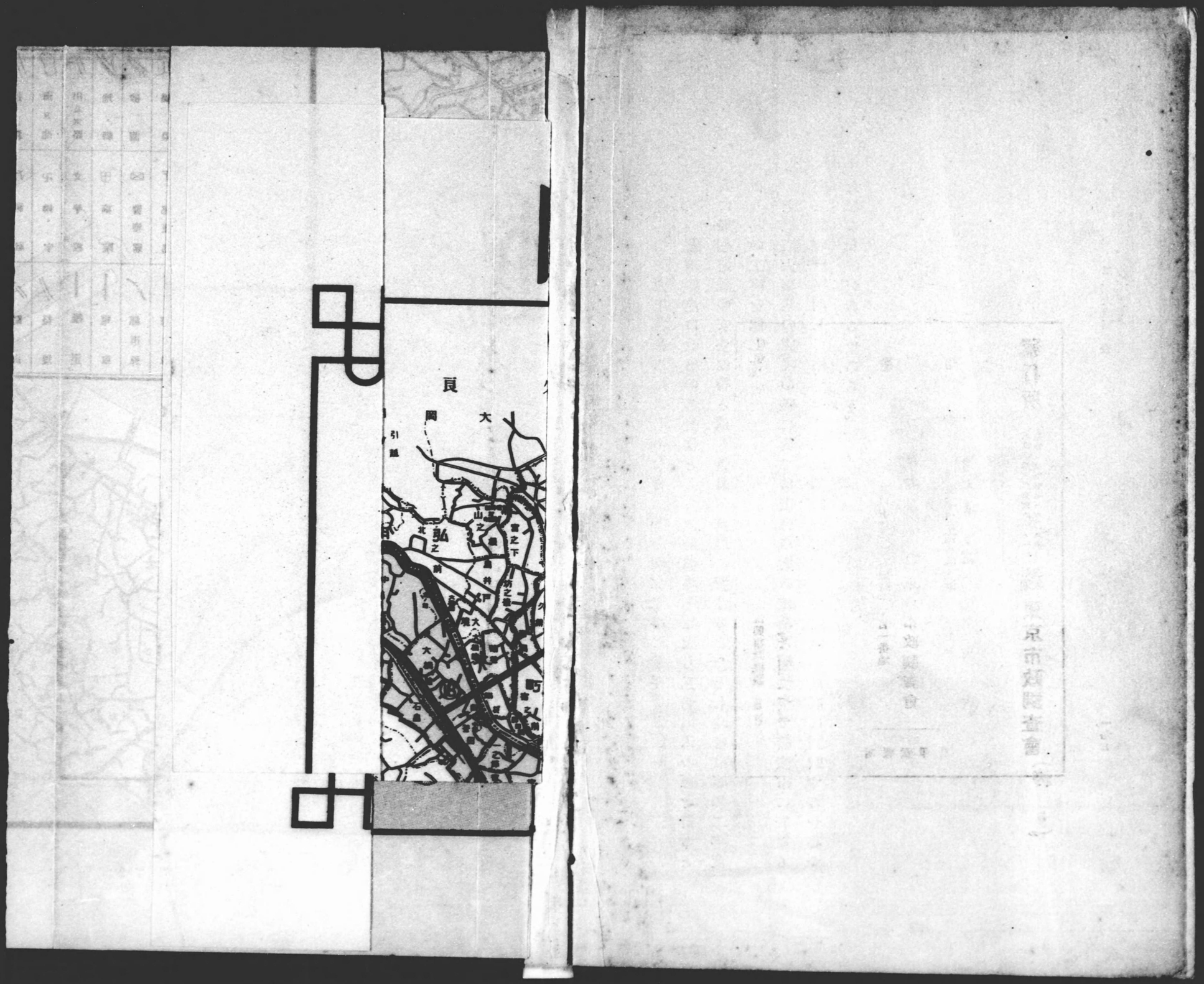

大
岡
引
弘
之
前

横濱都市

縮尺一万六千分之一

横濱都市

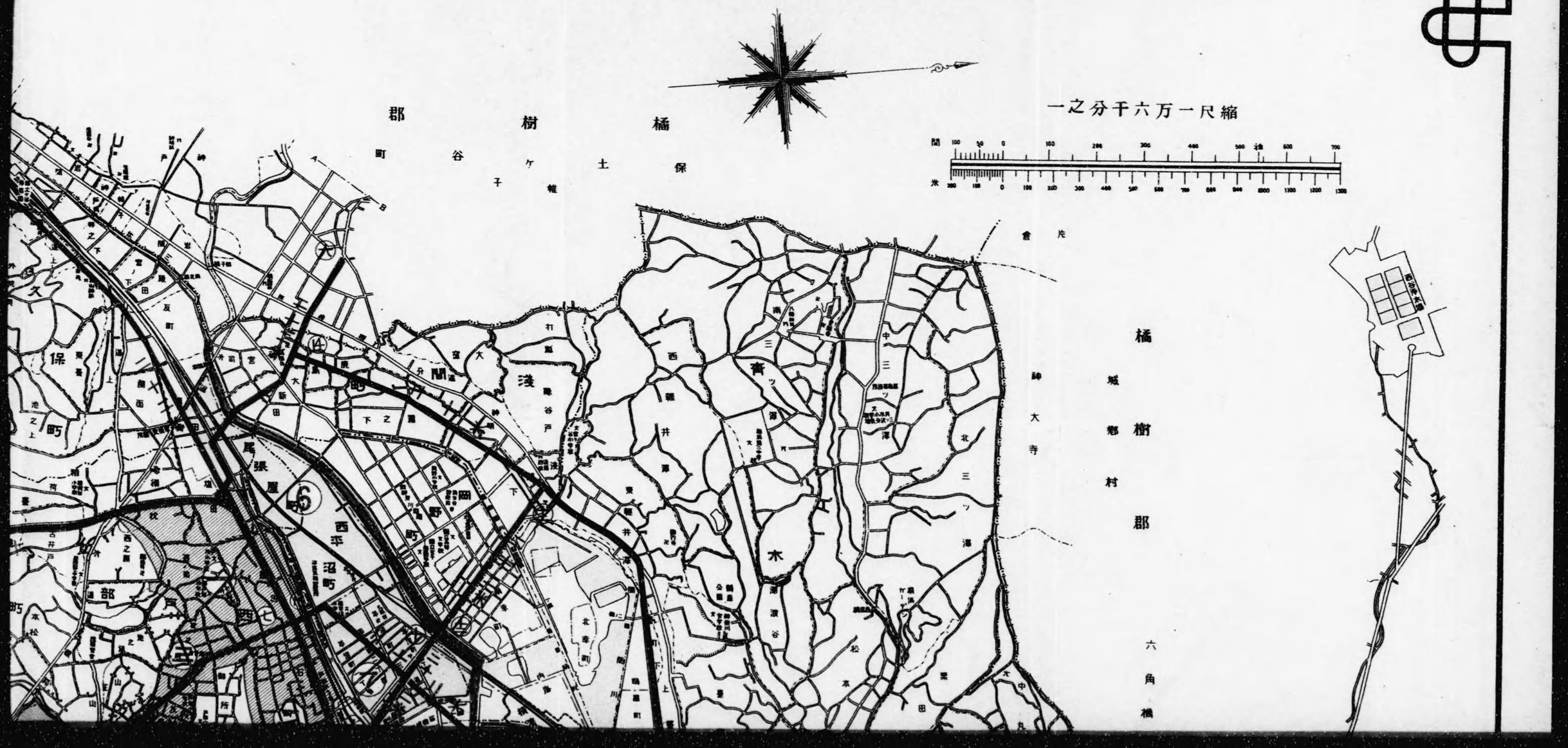
縮尺一万六千分之一
間
米
橘樹郡
保土ケ谷町
帷子
橘樹郡
城郷村
六角橋
神大寺
片倉
西谷第六小學校
久保町
池之上町
横浜駅
高島町
戸部
西平沼町
岡野町
浅間下
浅間町
北幸町
西之谷戸
竹之内
西之谷
三ツ沢
三ツ沢中
三ツ沢北
三ツ沢西
三ツ沢下
三ツ沢上
中丸
大中
松本
山之内
山内
古井戸
西之谷
東横線
神奈川県庁
横浜税関
横浜地方裁判所
横浜地方検事局
横浜控訴院
横浜地方裁判所
横浜地方検事局
横浜控訴院
横浜税関
神奈川県庁
横浜駅
高島町
戸部
西平沼町
岡野町
浅間下
浅間町
北幸町
西之谷戸
竹之内
西之谷
三ツ沢
三ツ沢中
三ツ沢北
三ツ沢西
三ツ沢下
三ツ沢上
中丸
大中
松本
山之内
山内
古井戸
西之谷
東横線
神奈川県庁
横浜税関
横浜地方裁判所
横浜地方検事局
横浜控訴院

横濱都市計畫圖

横濱都市計畫圖

計畫圖

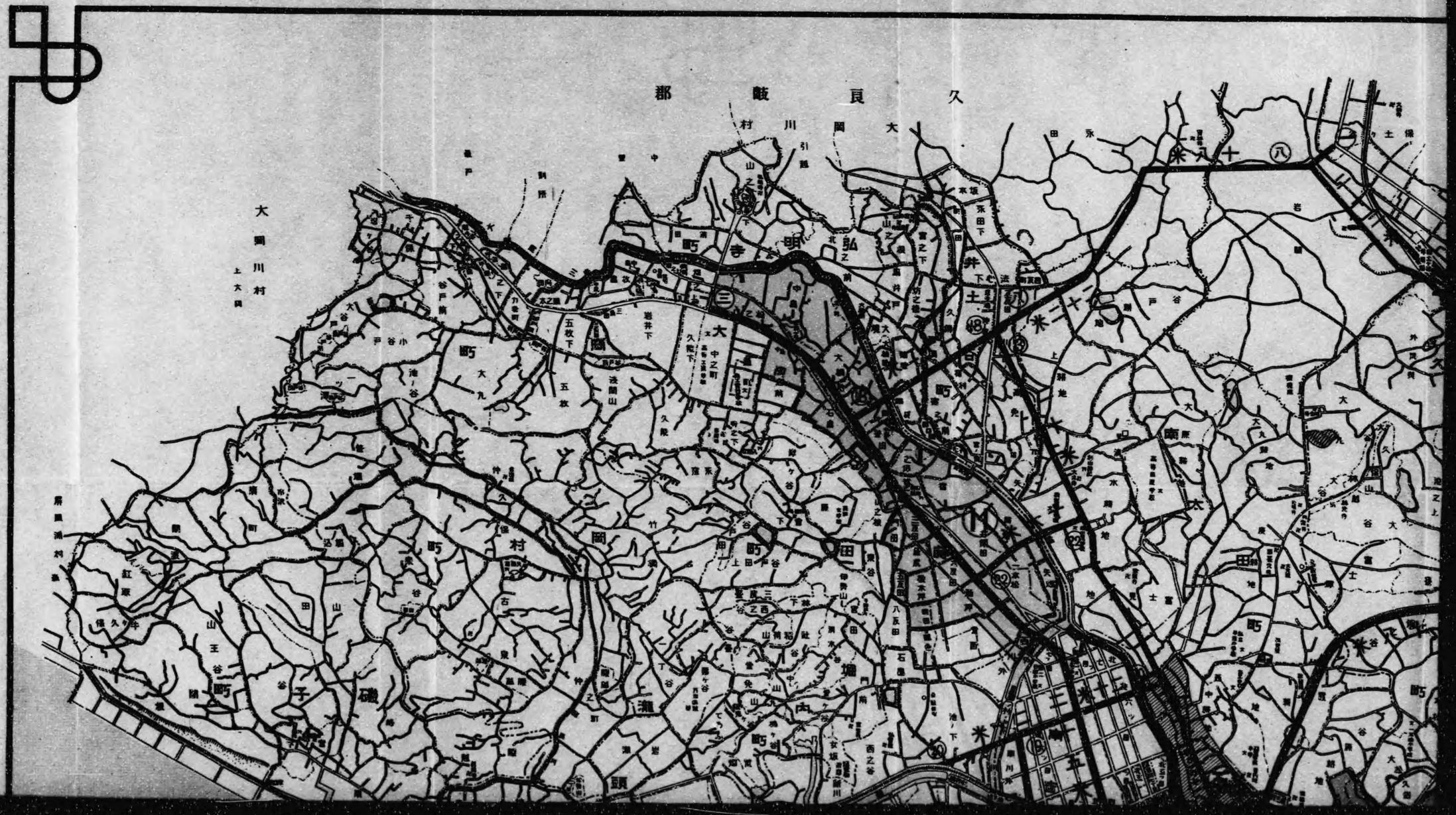

圖書計

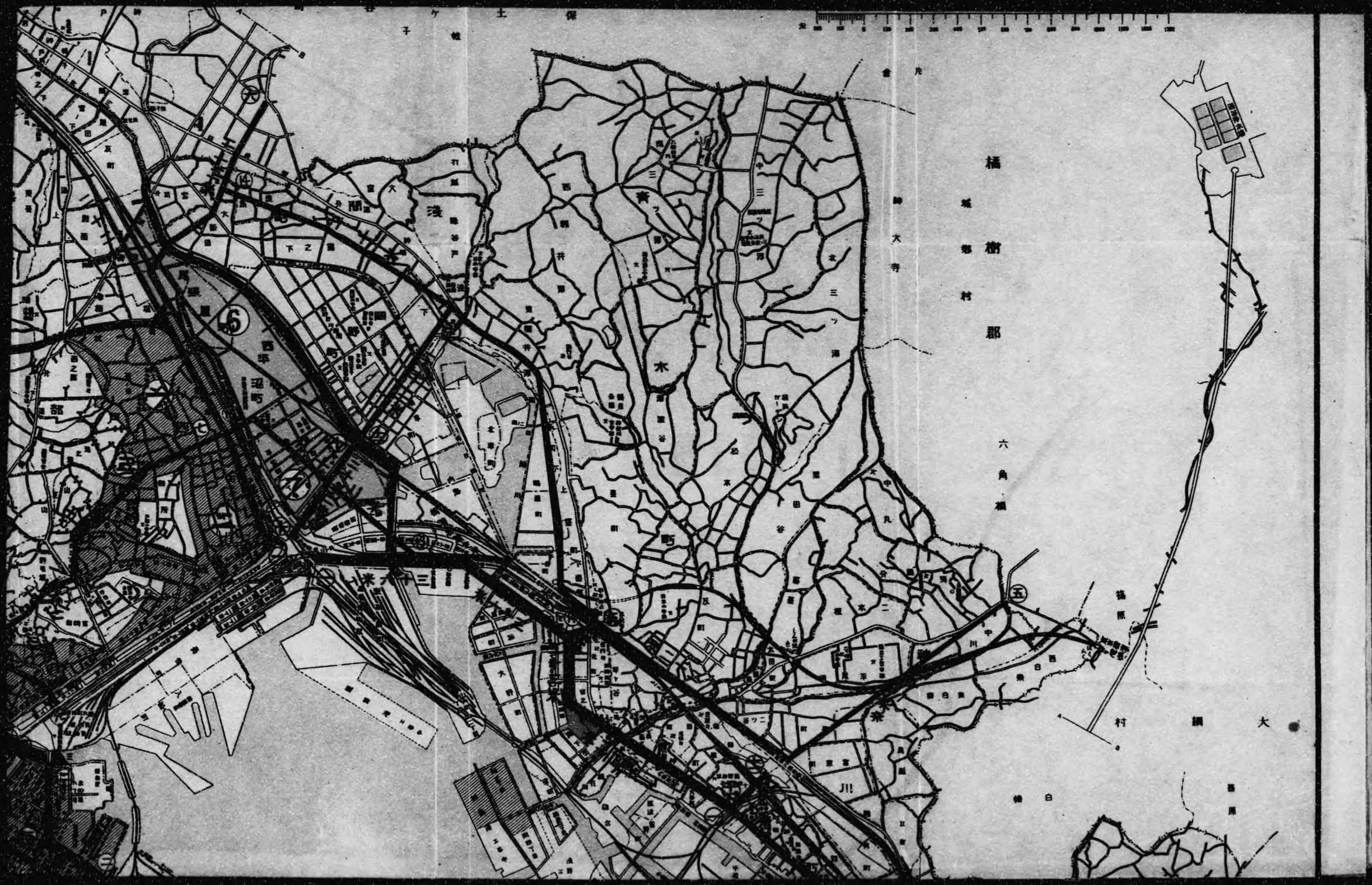

橘樹郡
六角橋
大綱村

橘樹郡

城郷村

神大寺

六角橋

篠原

大綱村

尾張屋

西平沼町

浅間

青木

三ツ沼

北三ツ沼

西綱井

東綱井

中三ツ沼

北幸町

松本

栗田谷

丸山

根岸

白楽

東白楽

西白楽

中川

川和

篠原

大綱

保土ケ谷

子安

片倉

六十三米

米

保土ケ谷町
雑子
大岡
中村
根岸
中山田

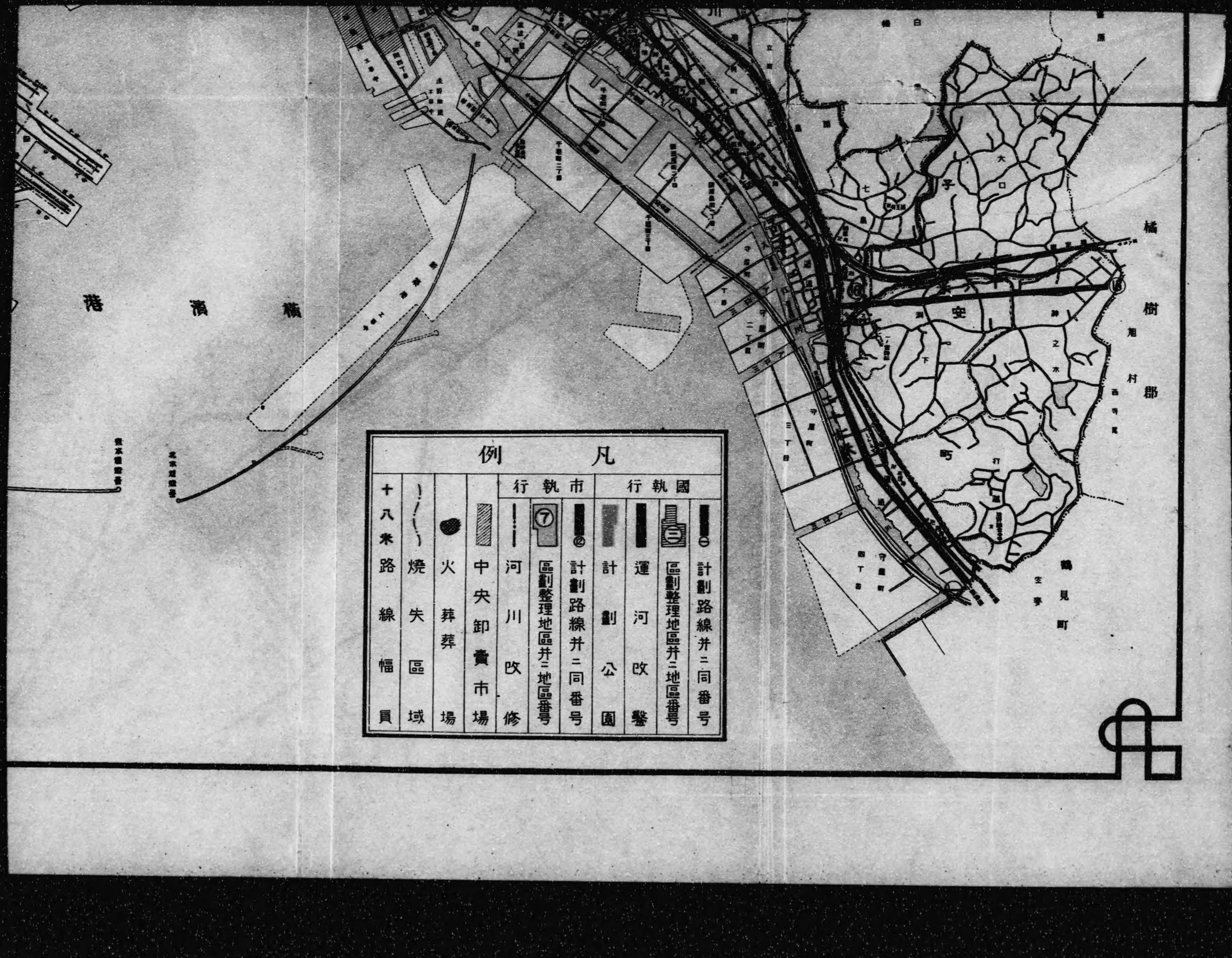
港濱橘
橘樹郡
子安
鶴見町
例凡
國執行
計劃路線并ニ同番号
運河改鑿
計劃公園
市執行
計劃路線并ニ同番号
區劃整理地區并ニ地區番号
河川改修
中央卸賣市場
火葬場
燒失區域
十八米路線幅員

例凡

㊀	計劃路線幷ニ同番号
㊂	區劃整理地區幷ニ地區番号
	運河改鑿
	計劃公園
⑫	計劃路線幷ニ同番号
⑦	區劃整理地區幷ニ地區番号
	河川改修
	中央卸賣市場
	火葬場
	燒失區域
	十八米路線幅員

港濱橫

橘樹郡

旭村

鶴見町

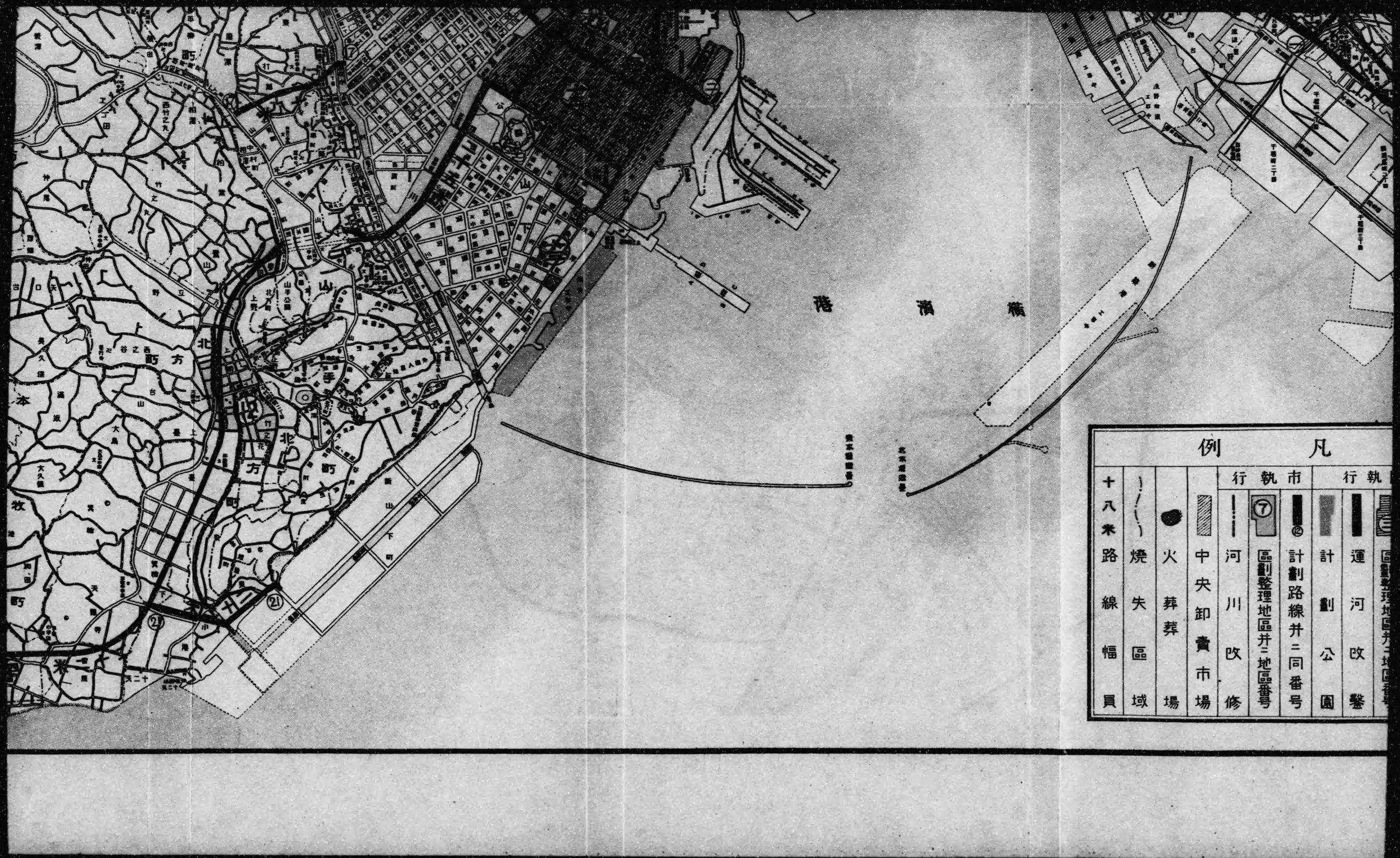

横濱港
凡例
十八米路線幅員
燒失區域
火葬葬場
中央卸賣市場
河川改修
區劃整理地區并ニ地區番号
計劃路線并ニ同番号
計劃公園
運河改鑿
區劃整理地區并ニ地區番号
市執行
執行

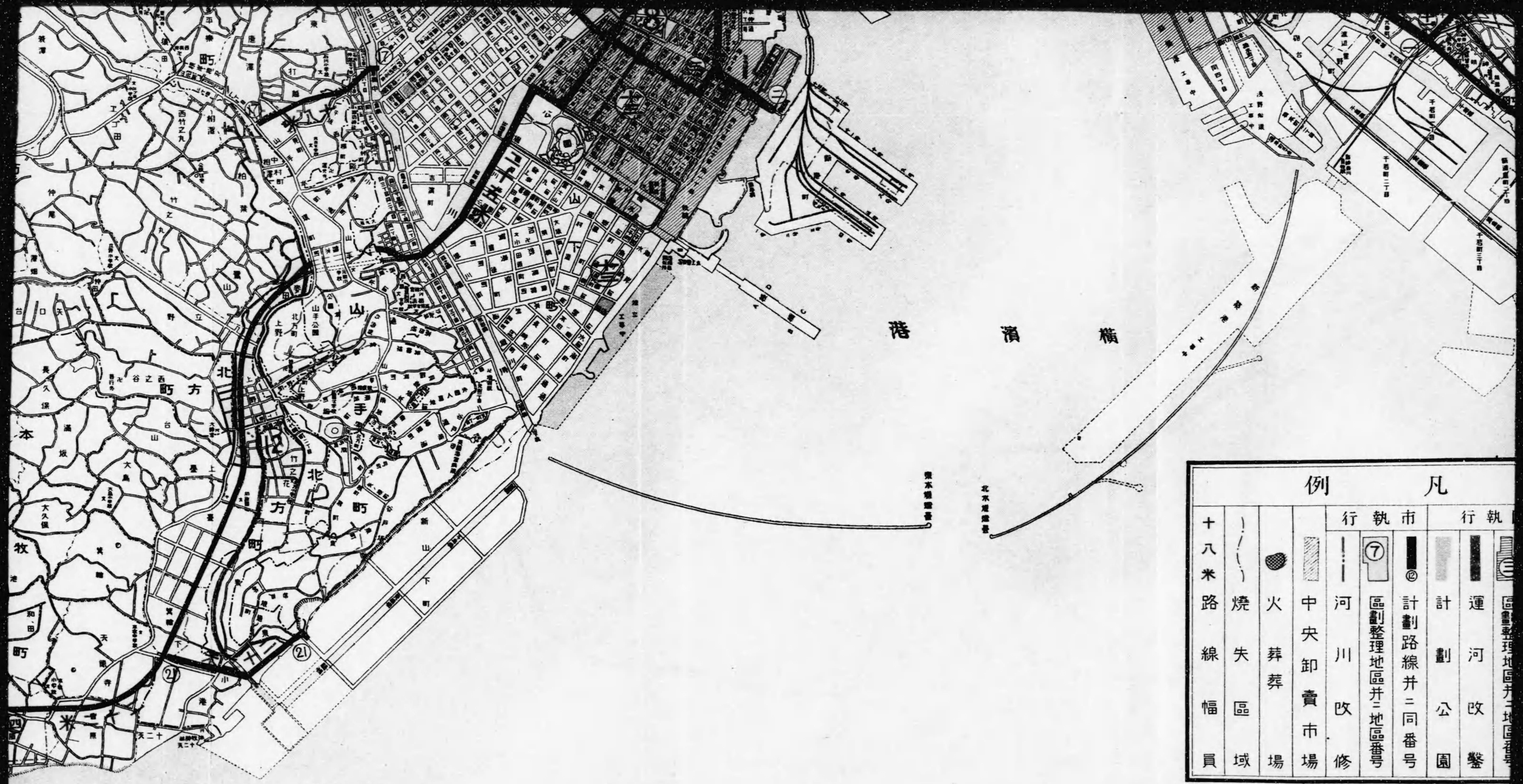

横濱港
凡例
執行
市執行
區劃整理地區并ニ地區番号
運河改鑿
計劃公園
計劃路線并ニ同番号
區劃整理地區并ニ地區番号
河川改修
中央卸賣市場
火葬葬場
燒失區域
十八米路線幅員

凡例

道路	神社	鉄道	駅
池及水路	仏閣	役場	郵便局
学校	銀行	警察署	町界
病院	電車	市界	字界

（行政區劃及地名ハ計畫決定當時ノモノ）

（行政區劃及地名ハ計畫決定當時ノ儘ナリ）

凡例

道路	神社	隧道	海及池	佛寺	墳墓	川及水路	文學校
鐵道	地脚田	病院	電車	砂瀬	警察署	郡市界	橋梁
郵便局	町界	公共建物	字界	棧橋			

昭和三年三月二十七日印刷
昭和三年三月三十日發行

帝都復興事業概觀（並製）
定價金二圓二十錢

編纂者　復興局

發行者　東京市麹町區有樂町一丁目一番地
財團法人　東京市政調査會

印刷者　東京市芝區高輪北町三十一番地
遠藤市次

明報堂印刷

發行所　東京市麹町區有樂町一ノ一
振替口座東京七一六〇九番
財團法人　東京市政調査會

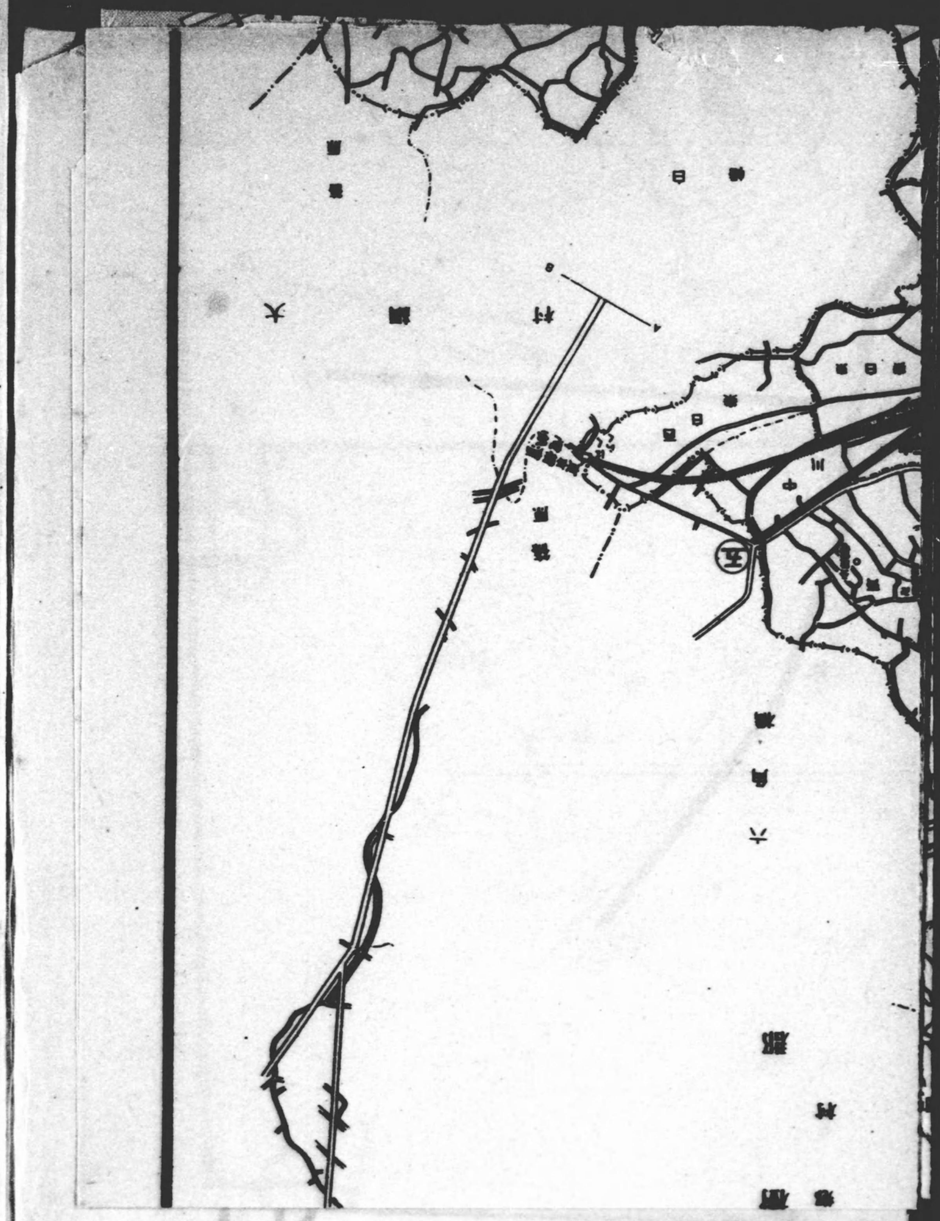

トエ3C-27

東京市政調査會調査書目

市政一般

書名	定價	送料
ビーアド博士・東京復興に關する意見（市政調査資料第五號）	三〇	二
ビーアド博士・東京市政論	二、五〇	一三
ビーアド博士講演集	八五	一三
帝都の復興と教育者の希望（第一回市民賞論文集）	一般研究者に贈呈	
我等の東京（第二回市民賞論文集）	一、〇〇	一三
市民賞論文集 大正十五年（第三回市民賞論文集）	一、五〇	一三
婦人の觀た東京市政（第四回市民賞論文集）	一、二〇	一三
小市民は東京市に何を希望してゐるか（第二回論文の調査）	一、五〇	一三
帝都の制度に關する調査資料（市政調査資料特別號）	五、〇〇	一八
東京都制に關する諸案（市政調査資料第十五號）	六〇	四
東京市町內會に關する調査	二、二〇	一三
英國自治制度の特質（市政調査資料第十四號）	四〇	四
市政のコムミツシヨン制及マネージヤー制（市政調査資料第十六號）	近刊	
米國に於ける市政調査（市政調査資料第十三號）	三〇	二
普選に依る最初の市會議員選擧	六〇	四

都市計畫
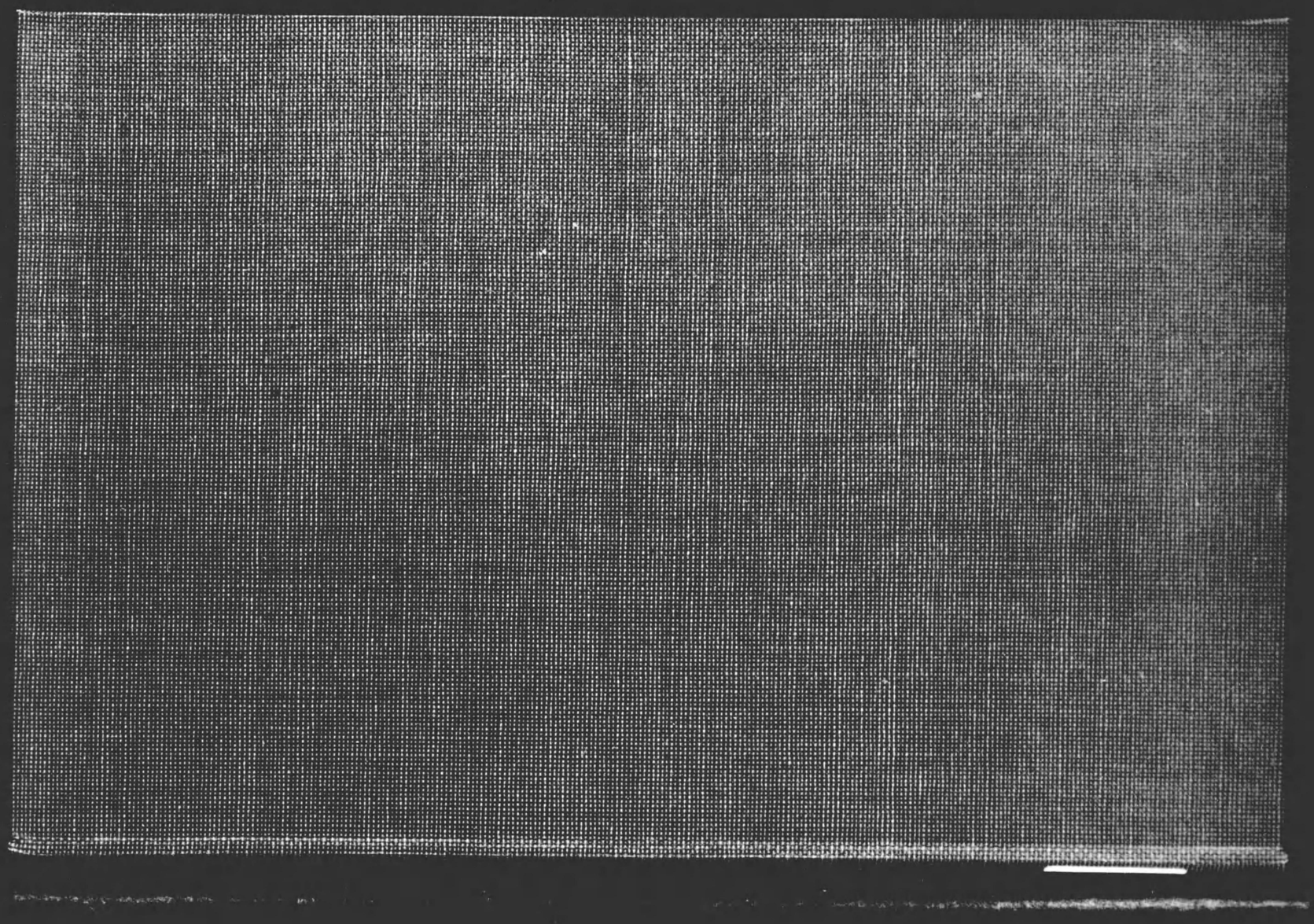
書名	定價	送料
現代都市計畫（市政調査資料第三號）	三〇	二
イギリスの都市計畫法（市政調査資料第六號）	三〇	四
復興局編・帝都復興事業概觀	二、五〇	一三
岸博士・東京市の工學的地質研究	一般研究者に贈呈	
土地區劃整理に就て（第一輯・第二輯）	同	
ドイツ都市に於ける土地區劃整理	六〇	六
ドイツに於ける土地區劃整理の實例	四〇	二
地域制（市政調査資料第七號）	六〇	四
地帶收用（市政調査資料第九號）	六〇	四
米國クリーヴランド市土地評價法（市政調査資料第四號）	四〇	四
イギリスの田園都市（市政調査資料第十號）	六〇	六
街路照明	二、五〇	一三
街路樹（都市圖書第一號）	四〇	四
英國の住宅政策（市政調査資料第十二號）	六〇	六
大建築物煖房資料	五、〇〇	一八